

Kawanishi City Disabled Persons Plan

川西市障がい者プラン

第7次障がい者計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）

2023

中間見直し

みんなとつながる
安心と共生の社会の実現



令和3(2021)年3月

 川西市
Kawanishi City

■ 障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

ごあいさつ

本市では、第2次川西市総合戦略で掲げた「何気ない日常に幸せを感じるまちづくり」を街づくりの基本理念とし、各施策の積極的な展開を図っています。この基本理念の実現に向け、障がい者施策に関しては、「川西市障がい者プラン2023」に基づき、施設の整備や「障がい者雇用・就労推進本部」の設置、重症心身障がい児・医療的ケア児への支援体制の整備などに計画的に取り組んできました。



さて、本市の障害者手帳所持者数は、障がいの種別により多少の違いが見られるものの、基本的に増加傾向にあり、また、障がいの重度化や高齢化も課題となっています。また、「親なき後」に障がいのある方々の地域生活をどのように支援していくかなど、切実な問題にしっかりと応えていかなければなりません。

このようなニーズに的確に対応できるよう、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、「地域」、「行政」、「事業所」などが一体となって、地域社会全体で支え合う地域共生社会の構築が重要な課題となっています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がい者の日常生活や社会生活についても大きな制限を受けることとなりました。このことによって、心身の状態に変化が起こるなど、様々な影響が生じている方もおられます。さらに、障がい者福祉施設の感染予防対策の強化などの課題も顕在化しているところです。

そこで、この度、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「川西市障がい者プラン2023（中間見直し）」を策定しました。今後、本計画の基本理念である「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」に取り組んでまいります。市民の皆さまには、計画の趣旨をご理解いただき、その実現に向け、ともに歩んでいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心にご審議くださいました川西市障害者施策推進協議会委員の皆さまをはじめ、各種アンケートやパブリックコメントなどにより、貴重なご意見をいただいた多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

川西市長

越田 謙治郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	6

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 障がい者の現状	7
2. 障がい者福祉施設の現状	12
3. アンケート結果の概要	14
4. 障がい者を取り巻く課題	27

第3章 障がい者プラン2023中間見直し

1. 趣旨	41
2. 計画の基本理念・基本目標	42
3. 施策の展開（中間見直し後）	43

第4章 第6期障がい福祉計画

1. 成果目標の設定	73
2. 障害福祉サービス等の見込量および確保の方策	80
3. 地域生活支援事業の実施に関する事項	101

第5章 第2期障がい児福祉計画

1. 成果目標の設定	112
2. 障害児通所支援等の見込量および確保の方策	114

第6章 計画の推進体制

資料	125
----	-----

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の障がい者施策は、障がい者および障がい児（以下「障がい者（児）」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することをめざして、さまざまな制度が整備されてきました。

平成15年には、行政が障がい者に必要なサービスの内容を決定する「措置制度」に代わり、障がい者が自らサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。さらに、平成18年には障害者自立支援法が施行され、「支援費制度」では対象となっていなかった精神障がい者を含め、すべての障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要なサービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

また、同年には、国連において、障がい者の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。

わが国は、平成19年に障害者権利条約に署名し、批准に向けた国内法整備が進められることになりました。平成23年には、障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるという「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられるとともに、障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が制定されました。

また、平成24年には、障害者自立支援法が障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に「難病等¹により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者」も含むこととされるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が制定されました。

さらに、平成25年には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部改正や、障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化する、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定が行われました。

こうした障がい者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、国では、地域社会における共生や差別の禁止、国際的協調を基本原則として、第4次障害者基本計画を策定し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進が図られているほか、兵庫県では、平成27年3月に「ひょうご障害者福祉計画」を策定し、自己決定と共生の理念を基礎として、「障がいのある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域や場所で、ともに暮らしていけること」を2020年度の目標に障がい者福祉の向上に取り組んでいます。

¹「難病等」：治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病

本市では、これらの障がい者を取り巻く動向に留意しながら、障がい者の実態やニーズの把握に努め、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間に計画期間とする「川西市障がい者プラン 2023」を策定し、「みんなとつながる 安心と共生のまち」の基本理念のもと、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この計画には、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく市町村計画として、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間に計画期間とする「第 5 期障がい福祉計画」および「第 1 期障がい児福祉計画」を包含しており、障がい者（児）が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、地域共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

この「第 5 期障がい福祉計画」および「第 1 期障がい児福祉計画」が令和 3 年 3 月をもって計画期間を満了することから、これまでの取り組みの成果や障がいのある人などの現状などを踏まえ、障がい者（児）の地域生活の支援や地域共生社会の実現に向けた目標等も含め、本市におけるサービス基盤の一層の充実に向け、その取組方向を定める計画として「第 6 期障がい福祉計画」および「第 2 期障がい児福祉計画」を策定するとともに、「川西市障がい者プラン 2023」の中間見直しを実施しようとするものです。

2. 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について

障害者権利条約が採択される以前の「障がい」のとらえ方は、心身の機能の障がいのみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。しかし、同条約では、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁²と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

この考え方を踏まえ、障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。また、「その他の心身の機能の障害」には、難病等に起因する障がいも含まれると解されています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。

また、本計画中、「障がい者」という表記は、原則として年齢を問わず、障がいのある人すべてを指します。ただし、18歳未満の障がいのある子どもを特に指す必要がある場合や、障がいのある子どもが含まれていることを明示する必要がある場合は、「障がい児」や「障がい者（児）」という表記を用います。

² 「社会におけるさまざまな障壁」：障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

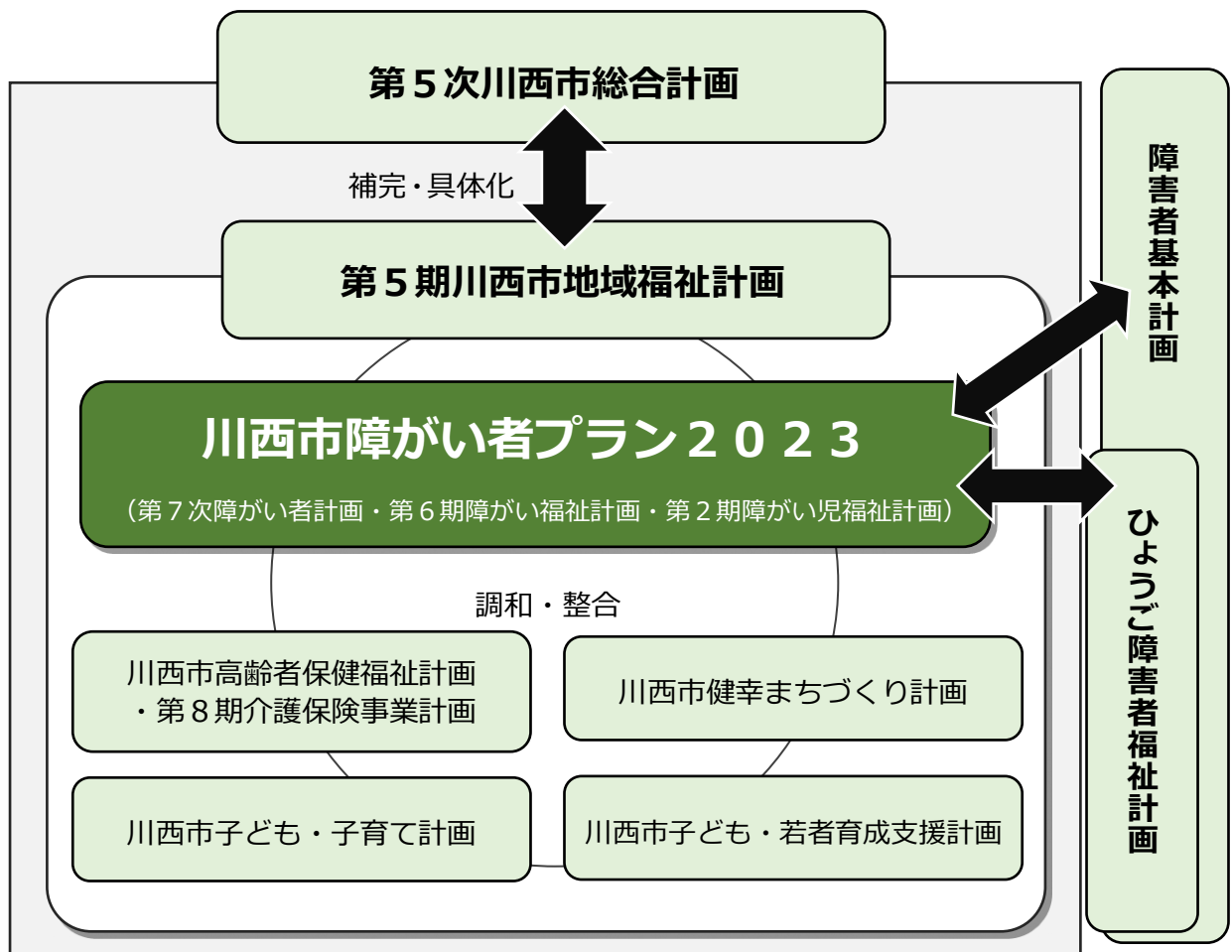
本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障がい者の施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスの提供体制の確保等を定める計画	障害児通所支援等の提供体制の確保等を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第 11 条 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条 第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条 20 第 1 項)
国	障害者基本計画(第 4 次) (平成 30~令和 4 年度)	第 6 期障害福祉計画および第 2 期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	ひょうご障害者福祉計画	第 6 期兵庫県 障害福祉推進計画	第 2 期兵庫県 障害児福祉計画
川西市	障がい者プラン 2023 (平成 30~令和 5 年度)	第 6 期障がい福祉計画 (令和 3~5 年度)	第 2 期障がい児福祉計画 (令和 3~5 年度)
計画期間	6 年間	3 年間	3 年間

(2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」および兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を基本とするとともに、上位計画である「第 5 次川西市総合計画」を補完、具体化する「第 5 期川西市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、関連する分野別計画である「川西市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」、「川西市健幸まちづくり計画」、「川西市子ども・子育て計画」および「川西市子ども・若者育成支援計画」との調和、整合を図りながら、引き続き達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。本計画で示す内容は、市民、障がい者福祉関係機関、市民活動団体、行政が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。



4. 計画の期間

本市では、平成 18 年の障害者自立支援法の施行以来、3 年を 1 期として定めることとされている市町村障害福祉計画の期間に合わせ、3 年ごとに市町村障害者計画と市町村障害福祉計画を一体的に策定してきました。

しかし、国の定める「市町村障害者計画策定指針」では、市町村障害者計画は、中長期のものとして策定することが適当とされているほか、兵庫県においても、都道府県障害者計画に該当する「ひょうご障害者福祉計画」は 6 年間を計画期間としていることなどを踏まえ、計画の期間を 3 年間から 6 年間（平成 30 年度～令和 5 年度）としています。

なお、市町村障害福祉計画および市町村障害児福祉計画は、基本指針により 3 年を 1 期として定めることとされているため、これらの計画に相当する部分（第 4 章および第 5 章）は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とし、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の改定を行う令和 2 年度に、計画全体の中間見直しを行おうとするものです。

平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
川西市障がい者プラン 2023（第 7 次障がい者計画）						第 8 次障がい者計画（6 年度～）		
第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画		
第 1 期障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画		

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 障がい者の現状

(1) 身体障がい者

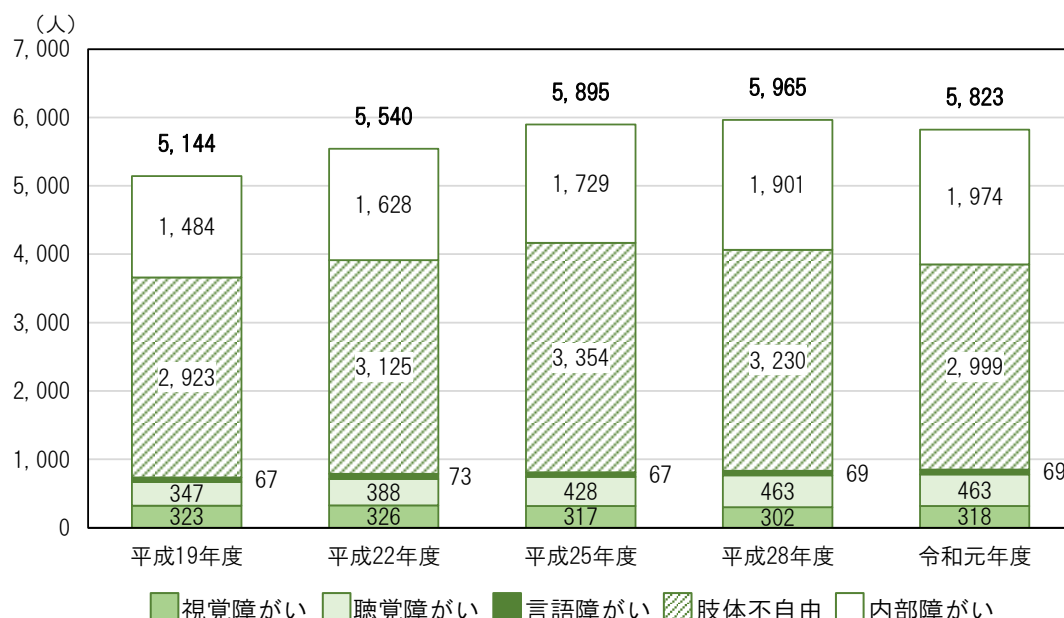
令和元年度末現在、本市の身体障害者手帳所持者数は5,823人となっています。

平成25年度末以降、同手帳所持者数は概ね横ばい傾向となっています。

障がい種別では、視覚障がい5.5%、聴覚障がい8.0%、言語障がい1.2%、肢体不自由51.5%、内部障がい33.9%で、肢体不自由が最も多く約半数を占めています。

障がいの程度別にみると、2級、3級、4級で若干の減少が見られるものの、その他の級では障がい者数に増加傾向がみられます。

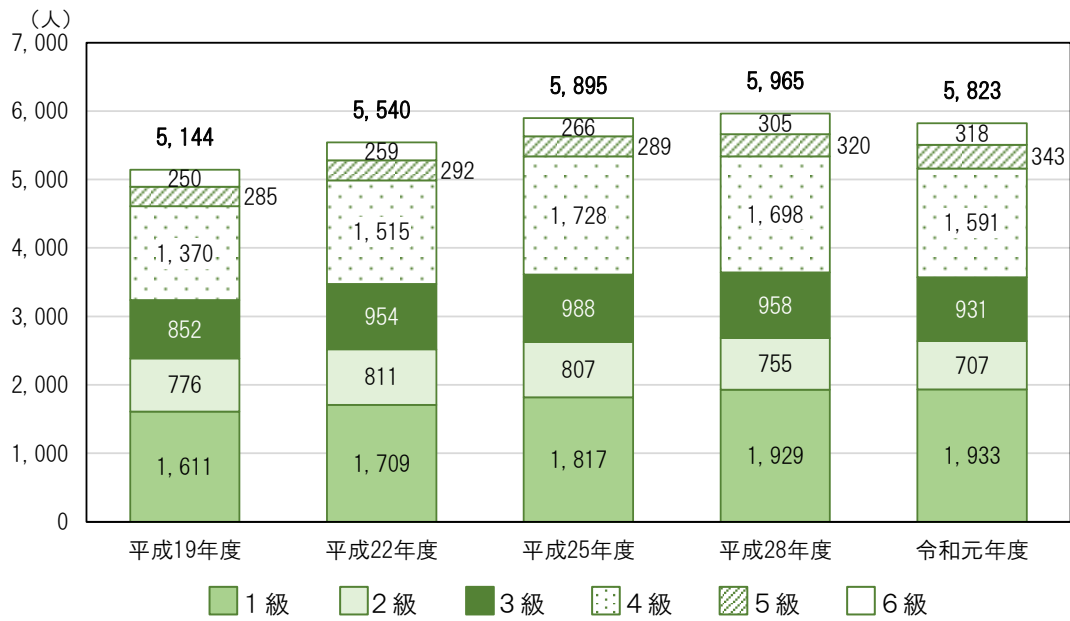
■ 障がい種別身体障害者手帳所持者数（総数、各年度末現在）



■ 障がい種別身体障害者手帳所持者数（児者別、各年度末現在、単位：人）

		平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
視覚障がい	18歳未満	1	0	0	0	0
	18歳以上	322	326	317	302	318
聴覚障がい	18歳未満	12	17	16	16	13
	18歳以上	335	371	412	447	450
言語障がい	18歳未満	1	2	2	2	1
	18歳以上	66	71	65	67	68
肢体不自由	18歳未満	65	61	56	46	46
	18歳以上	2,858	3,064	3,298	3,184	2,953
内部障がい	18歳未満	17	14	20	20	26
	18歳以上	1,467	1,614	1,709	1,881	1,948

■ 等級別身体障害者手帳所持者数（総数、各年度末現在）



■ 等級別身体障害者手帳所持者数（児者別、各年度末現在、単位：人）

		平成 19年度	平成 22年度	平成 25年度	平成 28年度	令和 元年度
1級	18歳未満	53	47	50	39	41
	18歳以上	1,558	1,662	1,767	1,890	1,892
2級	18歳未満	16	15	16	17	17
	18歳以上	760	796	791	738	690
3級	18歳未満	8	11	10	9	11
	18歳以上	844	943	978	949	920
4級	18歳未満	13	13	13	12	9
	18歳以上	1,357	1,502	1,715	1,686	1,582
5級	18歳未満	2	3	2	3	2
	18歳以上	283	289	287	317	341
6級	18歳未満	4	5	3	4	6
	18歳以上	246	254	263	301	312

■ 等級別障がい種別身体障害者手帳所持者数（令和2年3月末現在、単位：人）

	総数	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	1,933	72	23	4	530	1,304
2級	707	98	81	8	490	30
3級	931	29	57	29	566	250
4級	1,591	23	145	28	1,005	390
5級	343	72	4	0	267	0
6級	318	24	153	0	141	0

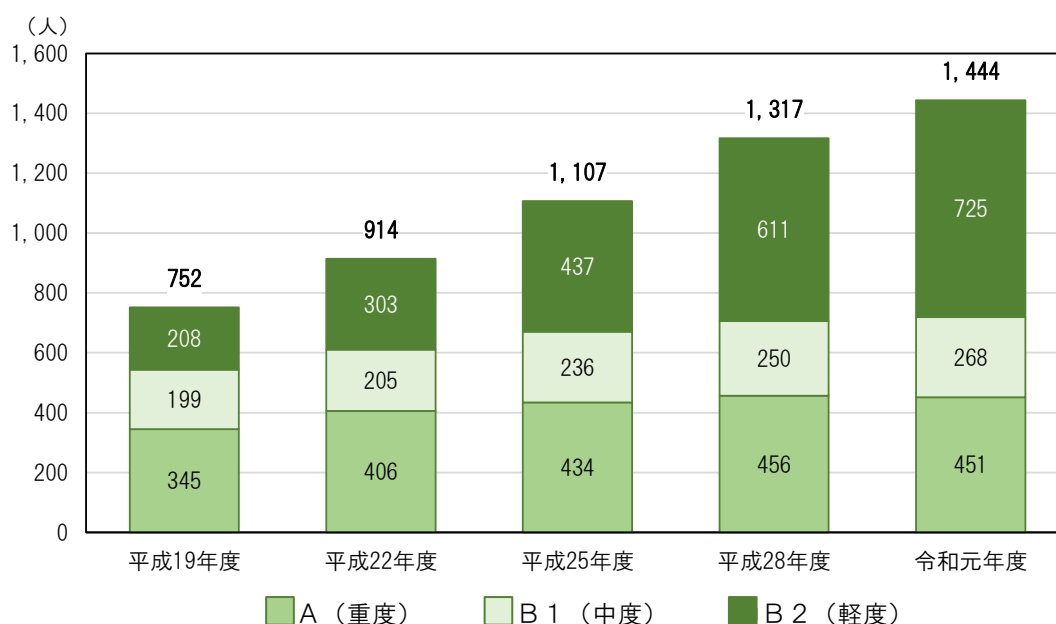
(2) 知的障がい者

令和元年度末現在、療育手帳の交付を受けている本市の知的障がい者は 1,444 人となっています。平成 28 年度末からの 3 年間で、同手帳所持者数は約 1.10 倍に増加しています。

障がい程度別の構成比は、重度（A 判定）31.2%、中度（B 1 判定）18.6%、軽度（B 2 判定）50.2%となっており、近年は軽度者の割合が増加しています。

なお、兵庫県（神戸市を除く）では、知的障がいを伴わない発達障がいと診断された人について、精神障害者保健福祉手帳のほか、療育手帳（B 2 判定）も交付の対象となっています。

■療育手帳所持者数（総数、各年度末現在）



■療育手帳所持者数（児者別、各年度末現在、単位：人）

		平成 19年度	平成 22年度	平成 25年度	平成 28年度	令和 元年度
A (重度)	18歳未満	109	102	94	93	78
	18歳以上	236	304	340	363	373
B 1 (中度)	18歳未満	61	53	62	63	49
	18歳以上	138	152	174	187	219
B 2 (軽度)	18歳未満	122	191	256	379	431
	18歳以上	86	112	181	232	294

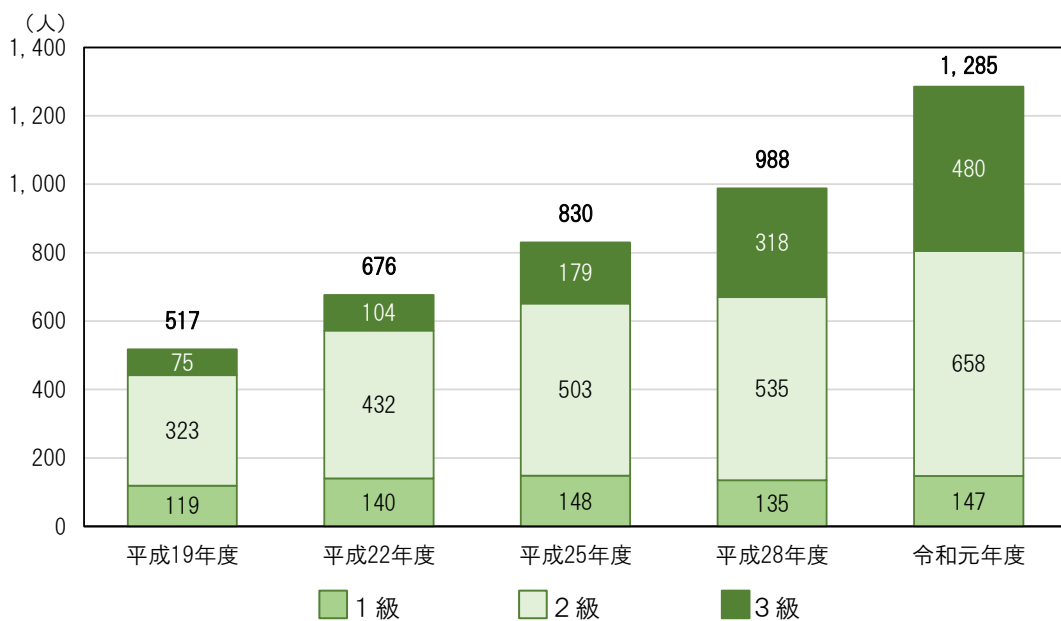
(3) 精神障がい者

令和元年度末現在、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本市の精神障がい者は1,285人となっています。平成28年度末からの3年間で、同手帳所持者数は約1.30倍に増加しています。

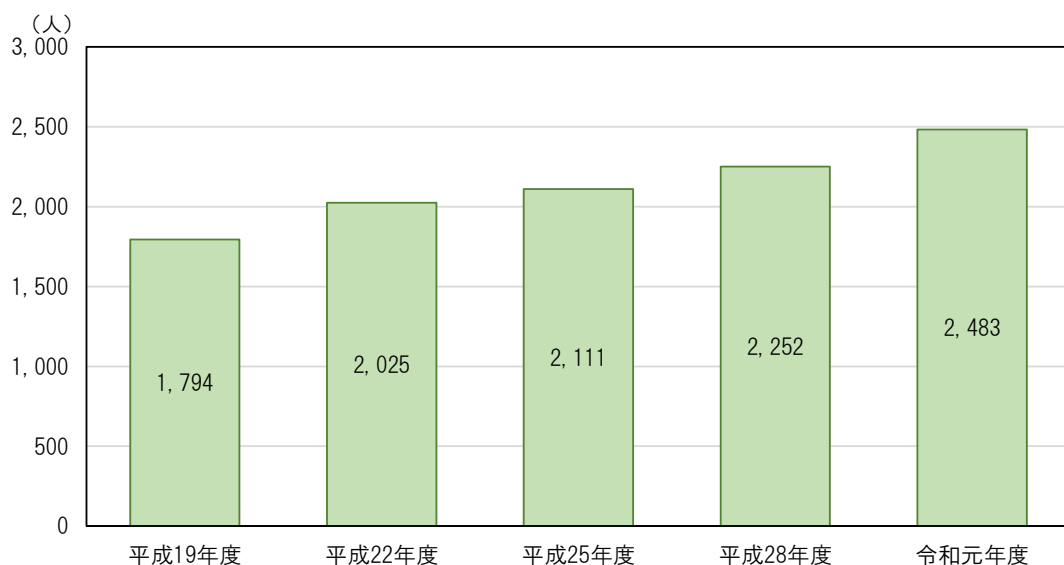
障がい程度別の構成比は、1級11.4%、2級51.2%、3級37.4%となっています。

また、精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に必要とする人の自己負担額を軽減する自立支援医療（精神通院医療）制度の受給者数についても、年々増加傾向にあり、令和元年度末現在では2,483人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）



■自立支援医療（精神通院医療）受給者数（各年度末現在）



(4) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

令和元年度末現在の認定状況は、以下のとおりです。

■ 障害支援区分の認定状況

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
全 体	149	100	160	128	93	7	637
身体障がい	99	35	43	24	26	6	233
知的障がい	116	83	128	81	45	3	456
精神障がい	3	11	15	36	36	0	101

注：重複障がい者は障がい種別ごとに計上しているため、種別ごとの合計と全体の合計は一致しません。

2. 障がい者福祉施設の現状

令和2年10月末現在で川西市内に所在する障がい者福祉施設の状況は、計画当初（平成29年3月末）と比較すると、障害福祉サービスでは、これまで市内になかった就労移行支援が1か所新設されたほか、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護、就労継続支援（B型）の各サービスで事業所数が増加しています。一方で、同行援護、行動援護で事業所数が減少しています。

また、障害児通所支援では、放課後等デイサービスが6か所増加したほか、児童発達支援、保育所等訪問支援とも、高い利用ニーズを背景として事業所数が増加しています。

計画相談支援および障害児相談支援では、相談支援体制の整備に努めた結果、事業所数が3か所増加しました。

地域生活支援事業では、日中活動支援の場である地域活動支援センターが1か所減少しましたが、日中一時支援は2か所増加しています。外出支援の移動支援は1か所減少しました。

本市における供給状況をみると、計画当初に懸念のありました共同生活援助、生活介護、就労継続支援（B型）の市内での供給は一定改善されていますが、外出支援サービスである同行援護、行動援護、移動支援事業所が減少したことにより、市外の施設を利用しなければ、需要に応じることができなくなる可能性があります。事業所を誘致するとともに、ヘルパー研修を通じ人材の育成、確保が課題であります。

■市内の障がい者福祉施設数の推移

(単位：か所)

サービス種別		平成29年 3月末	令和2年 10月末	増減
障害福祉サービス	居宅介護	13	22	9
	重度訪問介護	13	22	9
	同行援護	10	7	▲3
	行動援護	2	1	▲1
	短期入所	8	12	4
	生活介護	5	8	3
	就労移行支援	0	1	1
	就労継続支援（A型）	2	2	0
	就労継続支援（B型）	8	13	5
	就労定着支援	—	0	—
	共同生活援助	7	15	8
障害児通所支援	児童発達支援	15	18	3
	放課後等デイサービス	20	26	6
	居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
	保育所等訪問支援	3	4	1
計画相談支援	5	8	3	
障害児相談支援	5	8	3	
地域生活支援事業	地域活動支援センター	7	6	▲1
	移動支援	12	11	▲1
	日中一時支援	5	7	2

3. アンケート結果の概要

本計画を策定するための基礎資料として、障がい者の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、市民の障がい者とのかかわりや障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的として、以下の3種類のアンケートを実施しました。

(1) 障害者手帳所持者対象アンケート

① 調査の概要

■調査対象者

令和2年4月1日現在、川西市の身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者から、以下の区分ごとに各400人、合計1,600人を無作為抽出

区 分	人 数
18歳以上の身体障害者手帳所持者	400人
18歳以上の療育手帳所持者	400人
18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	400人
18歳未満の各障害者手帳所持者	400人
合計	1,600人

■調査期間

令和2年6月16日～令和2年7月3日

■調査方法

郵送調査方式（郵送配布・郵送回収）

※調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族が代理）

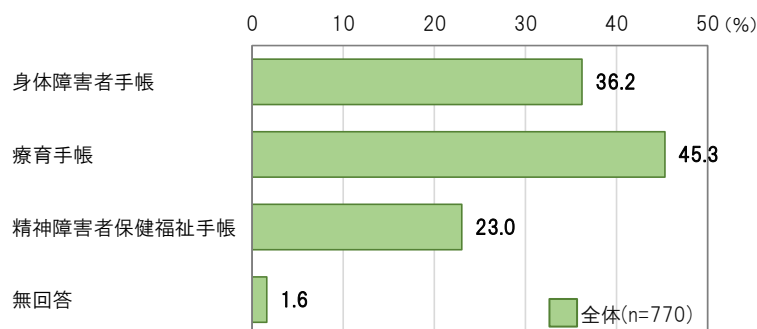
■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,600人	770人	48.1%

② 結果の概要

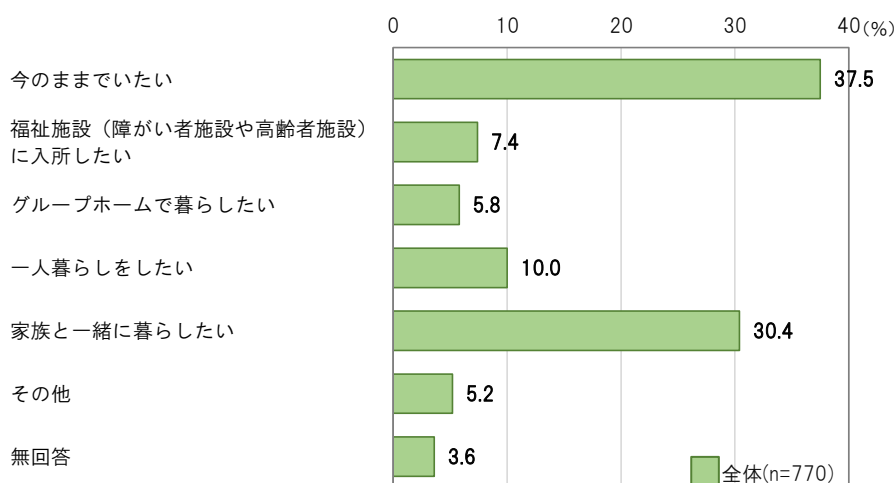
■所持手帳の種類

・所持している手帳の種類は、「身体障害者手帳」が36.2%、「療育手帳」が45.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が23.0%となっています。



■将来の生活についての希望

- 将来の生活についての希望は、「今のままでいたい」が37.5%と最も高く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」、「一人暮らしをしたい」の順となっています。
- 障がい種別にみると、身体障がい・精神障がいでは「今のままでいたい」、知的障がいでは「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。また、知的障がいでは「グループホームで暮らしたい」が他の障がいに比べてやや高くなっています。
- 年齢別にみると、18歳未満では「家族と一緒に暮らしたい」、18歳以上では「今のままでいたい」が最も高くなっています。



障がい種別	回答者（人）	今のままでいたい	福祉施設（障がい者施設や高齢者施設）に入所したい	グループホームで暮らしたい	一人暮らしをしたい	家族と一緒に暮らしたい	その他	無回答
身体障がい	279	47.0	10.4	1.4	4.3	29.0	2.2	5.7
知的障がい	349	25.5	7.2	11.7	14.3	33.2	6.0	2.0
精神障がい	177	41.8	4.5	2.8	13.0	26.6	9.6	1.7

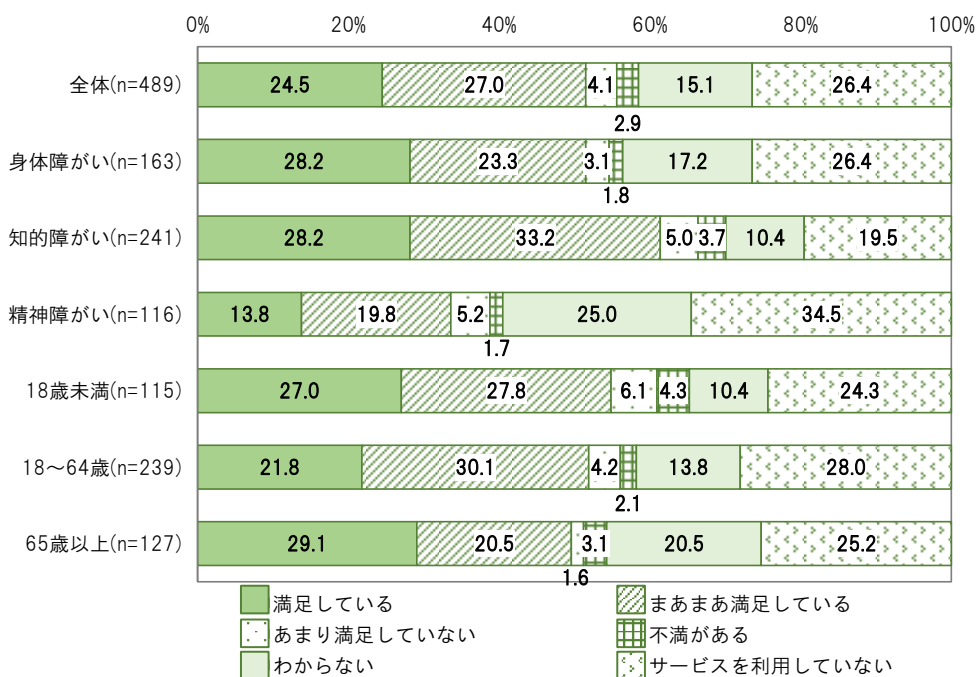
年齢別	回答者（人）	今のままでいたい	福祉施設（障がい者施設や高齢者施設）に入所したい	グループホームで暮らしたい	一人暮らしをしたい	家族と一緒に暮らしたい	その他	無回答
18歳未満	167	10.2	4.8	4.8	16.8	52.1	9.0	2.4
18～64歳	353	39.1	6.8	10.2	12.2	24.6	5.1	2.0
65歳以上	235	54.5	10.2	0.4	1.7	23.8	2.6	6.8

■外出した時に困ること

- 外出した時に困ることは、「困ることはない」が最も多く、次いで「コミュニケーションが難しい」が2割を超えており、「交通費などの経費がかかる」、「周囲の人たちに迷惑そうな目で見られる」の順となっています。また、「ほとんど外出しない」が20.5%と約2割を占めています。
- 障がい種別にみると、身体障がい・精神障がいでは「困ることはない」、知的障がいでは「コミュニケーションが難しい」が最も高くなっています。
- また、身体障がいでは「トイレが使いにくい」や「まちがバリアフリーになっていない」、「障がい者用の駐車場が少ない」、知的障がいでは「周囲の人たちに迷惑そうな目で見られる」、精神障がいでは「交通費などの経費がかかる」がそれぞれ高くなっています。

■福祉に関するサービスの利用満足度

- 福祉サービスの満足度は、全体では「まあまあ満足している」が最も高く、「満足している」と合わせると、『満足している』人が半数以上を占めています。一方で、「あまり満足していない」と「不満がある」を合わせると、『満足していない』人が1割近くを占めています。
- 障がい種別にみると、『満足している』人が知的障がいでは6割を超え、次いで身体障がいでも半数以上となっているのに対し、精神障がいでは3割程度とやや低くなっています。
- 年齢別にみると、『満足している』人が18歳未満では半数を超えて最も高く、年齢が上がるにつれてやや減少しています。



※不明・無回答を除外した数値を掲載

■ 障害福祉サービス事業所を選ぶための情報の取得状況

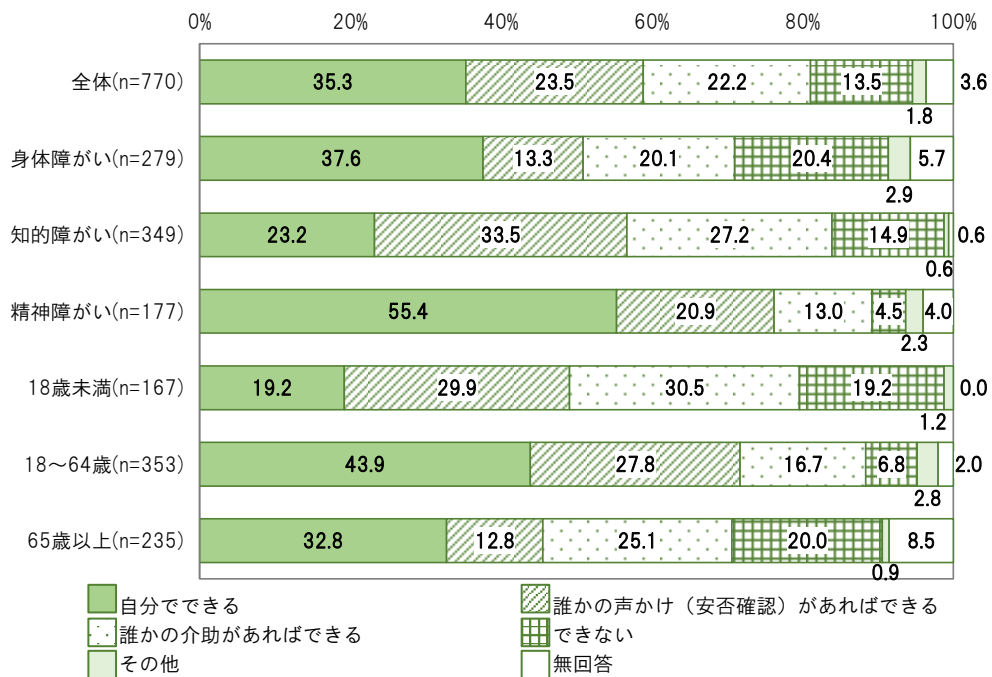
- 障害福祉サービス事業所を選ぶための情報の取得状況は、全体では「あまり十分ではない」が最も高く、「不十分である」と合わせると、『十分でない』人が3割以上を占めています。
- 障がい種別にみると、「十分得ている」人は、知的障がいでは2割近くとなっており、その他の障がいに比べてやや高くなっています。
- 年齢別にみると、『十分でない』人が18歳未満では約半数を占めて最も高く、年齢が上がるにつれてやや減少しています。

■ よく利用する相談窓口

- よく利用する相談窓口は、「市役所（障害福祉課や保健センターなど）」が半数を超えて最も高く、次いで「相談支援事業者」、「社会福祉協議会」の順となっています。
- 障がい種別にみると、身体障がい・精神障がいでは「市役所（障害福祉課や保健センターなど）」、知的障がいでは「相談支援事業者」が最も高くなっています。また、身体障がいでは「地域包括支援センター」、知的障がい・精神障がいでは「社会福祉協議会」がそれぞれ高くなっています。

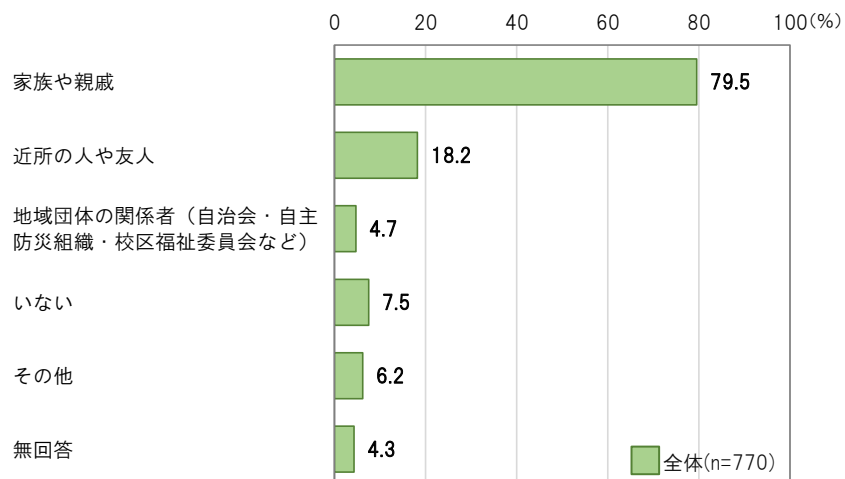
■災害時における一人での避難

- ・災害時における一人での避難については、全体では「自分でできる」が35.3%と最も高く、次いで「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」、「誰かの介助があればできる」の順となっており、「できない」を含め誰かの支援や介助が必要な人が約6割を占めています。
- ・障がい種別にみると、「自分でできる」人が精神障がいでは半数を超えて最も多く、次いで身体障がいとなっています。一方で、「できない」が身体障がいでは約2割を占めて、その他の障がいに比べてやや高くなっています。



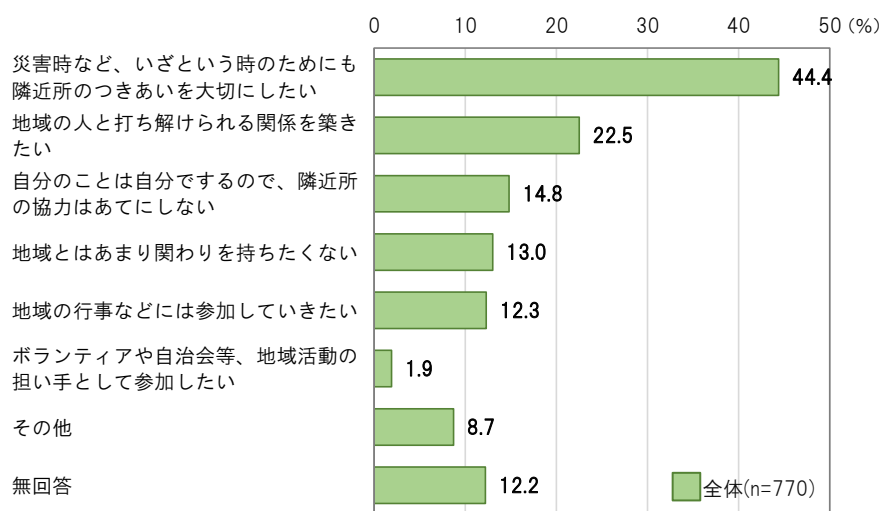
■災害時に助けてくれる人

- ・災害時に助けてくれる人は「家族や親戚」が約8割を占めて最も高く、その他の項目と比較しても突出して高くなっています。一方で、「いない」が1割近くを占めています。



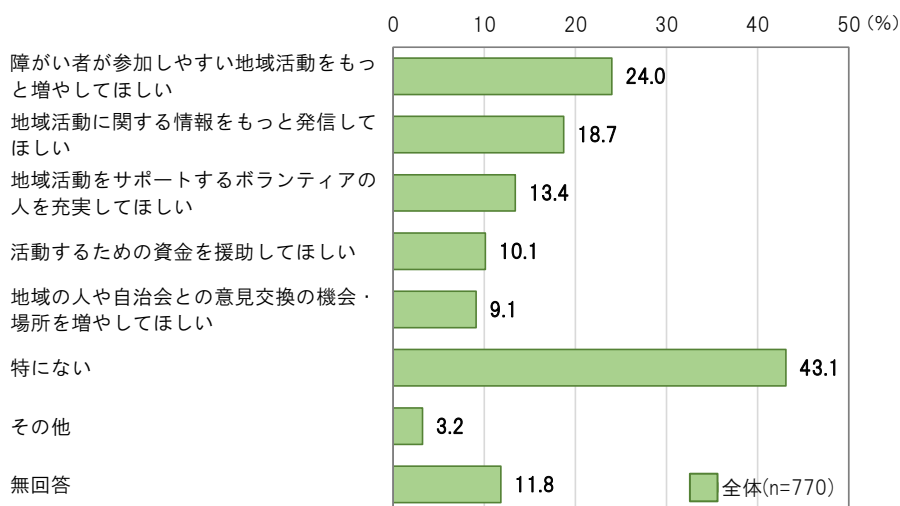
■地域との関わりに対する考え

- 地域との関わりに対する考えは、全体では「災害時など、いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい」が最も高く、次いで「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」となっています。
- 障がい種別にみると、すべての障がいで「災害時など、いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい」が最も高く、次いで、身体障がい・知的障がいでは「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」、精神障がいでは「地域とはあまり関わりを持ちたくない」が高くなっています。



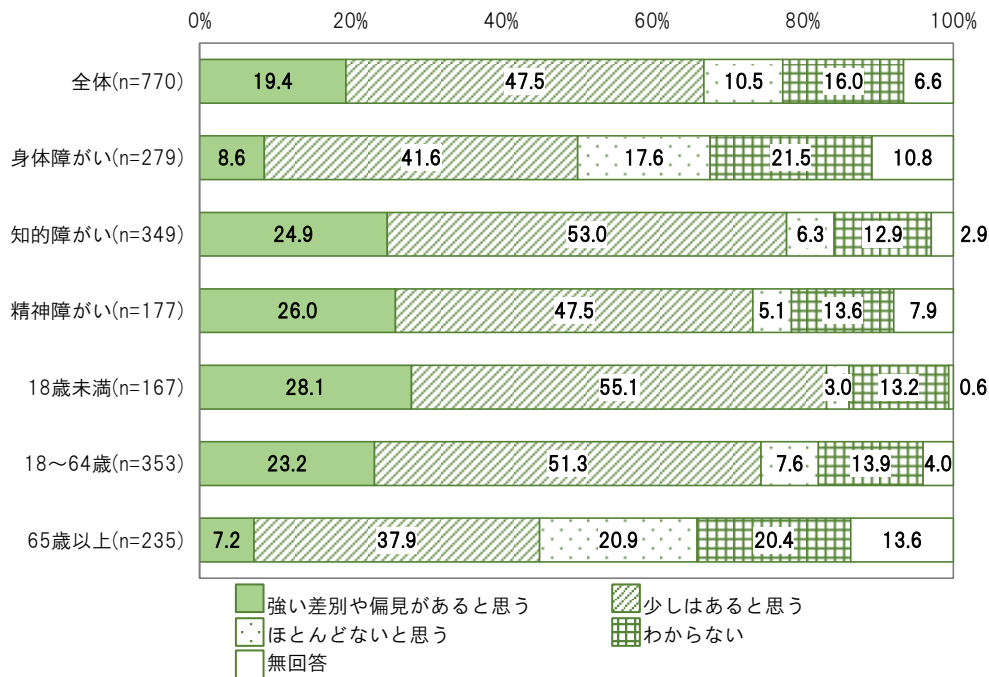
■障がい者の地域活動について望むこと

- 障がい者の地域活動について望むことは、「障がい者が参加しやすい地域活動をもっと増やしてほしい」が2割を超えて高く、次いで「地域活動に関する情報をもっと発信してほしい」となっています。
- 障がい種別にみると、身体障がいでは「地域活動に関する情報をもっと発信してほしい」、知的障がい・精神障がいでは「障がい者が参加しやすい地域活動をもっと増やしてほしい」が高くなっています。



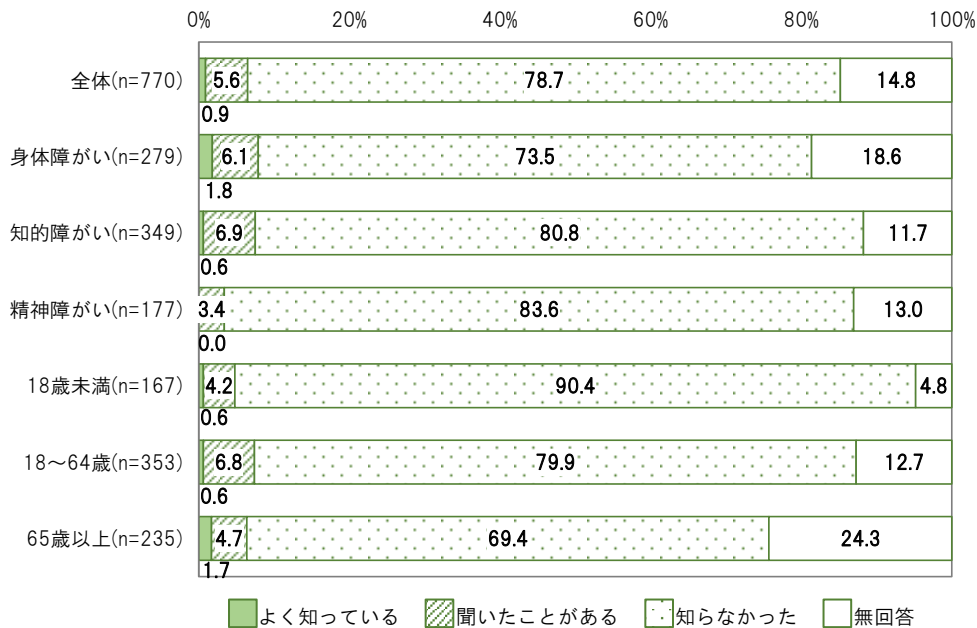
■ 障がい者に対する差別や偏見についての考え

- 障がい者に対する差別や偏見についての考えは、全体では「少しはあると思う」が最も高く、「強い差別や偏見があると思う」と合わせると、『差別や偏見があると思う』人が6割以上を占めています。
- 障がい種別にみると、『差別や偏見があると思う』人が知的障がいでは8割近くを占めて最も多く、次いで精神障がいとなっています。



■ 「手話言語条例」の認知度

- 「手話言語条例」の認知度は、全体では「知らなかった」が8割近くを占め、「よく知っている」と「聞いたことがある」を合わせると、『知っている』人は1割未満となっています。



(2) 一般市民対象アンケート

① 調査の概要

■調査対象者

令和2年4月1日現在で、各障害者手帳を所持していない18歳以上の市民から、1,000人を無作為抽出

■調査期間

令和2年6月16日～令和2年7月3日

■調査方法

郵送調査方式（郵送配布・郵送回収）※調査票による本人記入方式

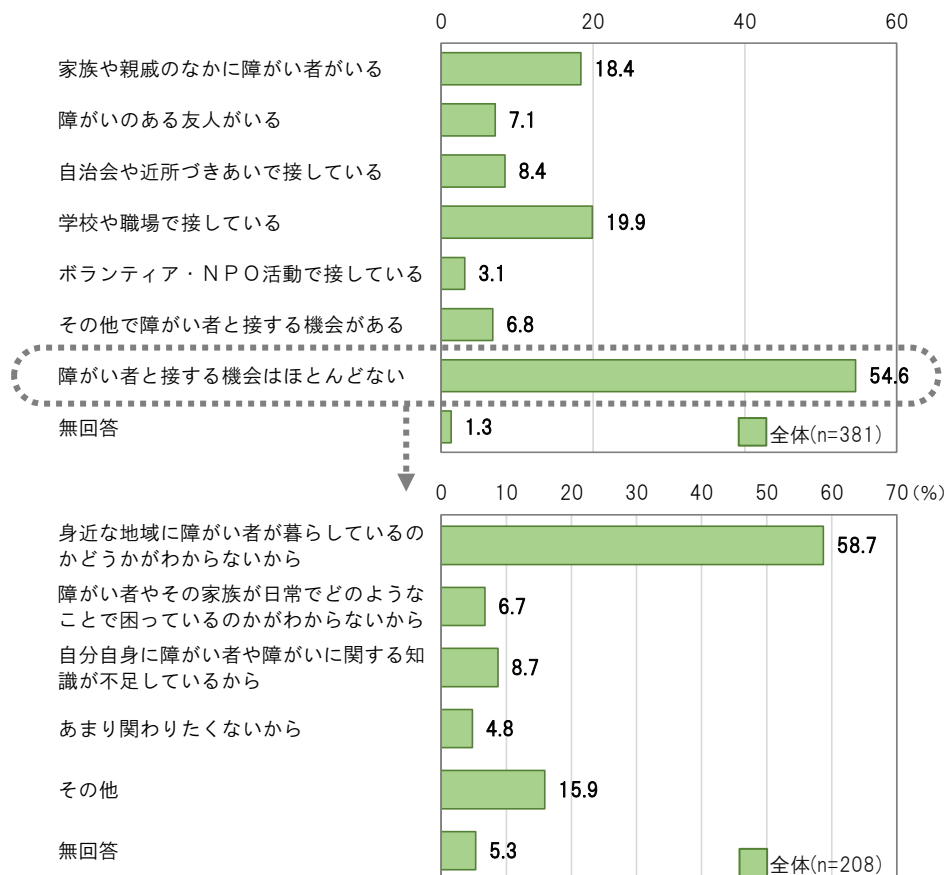
■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000人	381人	38.1%

② 結果の概要

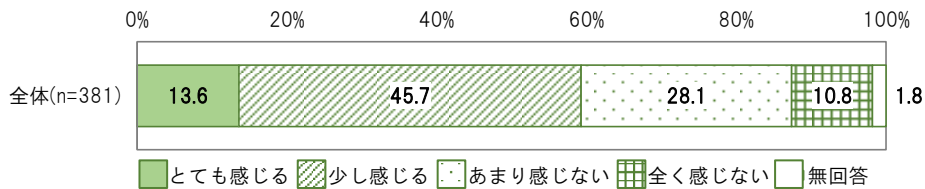
■障がい者と接する機会の有無

- ・障がい者と接する機会の有無は、「障がい者と接する機会はほとんどない」が半数以上を占めて最も高くなっています。
- ・障がい者と接する機会がほとんどない理由は、「身近な地域に障がい者が暮らしているのかがわからないから」が6割近くを占めて最も高くなっています。



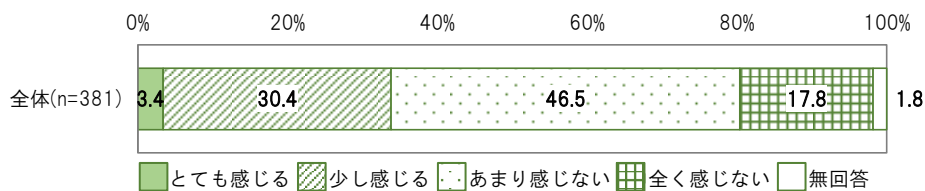
■障がい者と「一対一」で関わることへの抵抗感・不安感

- 障がい者と「一対一」で関わることへの抵抗感・不安感については、「少し感じる」が4割以上を占めており、「とても感じる」と合わせると、障がい者と「一対一」で関わることへの抵抗感・不安感を『感じる』人が約6割を占めています。



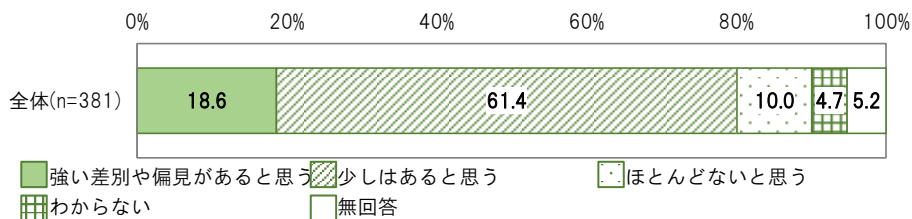
■職場や学校、習い事、地域活動で障がい者を受け入れることへの抵抗感・不安感

- 職場や学校、習い事、地域活動で障がい者を受け入れることへの抵抗感・不安感については、「あまり感じない」が4割以上を占めており、「全く感じない」と合わせると、職場や学校、習い事、地域活動で障がい者を受け入れることへの抵抗感・不安感を『感じない』人が6割以上を占めています。



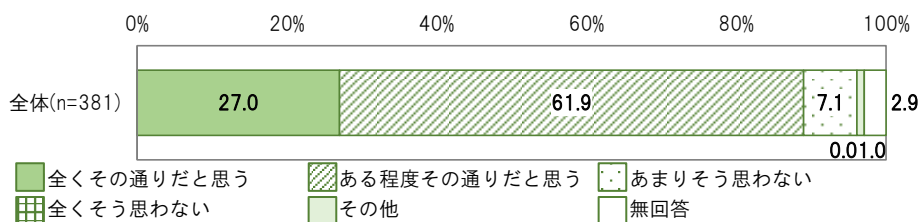
■障がい者に対する差別や偏見についての考え

- 障がい者に対する差別や偏見については、「少しはあると思う」が6割以上を占めて最も高く、「強い差別や偏見があると思う」と合わせると、『差別や偏見があると思う』人が約8割を占めています。



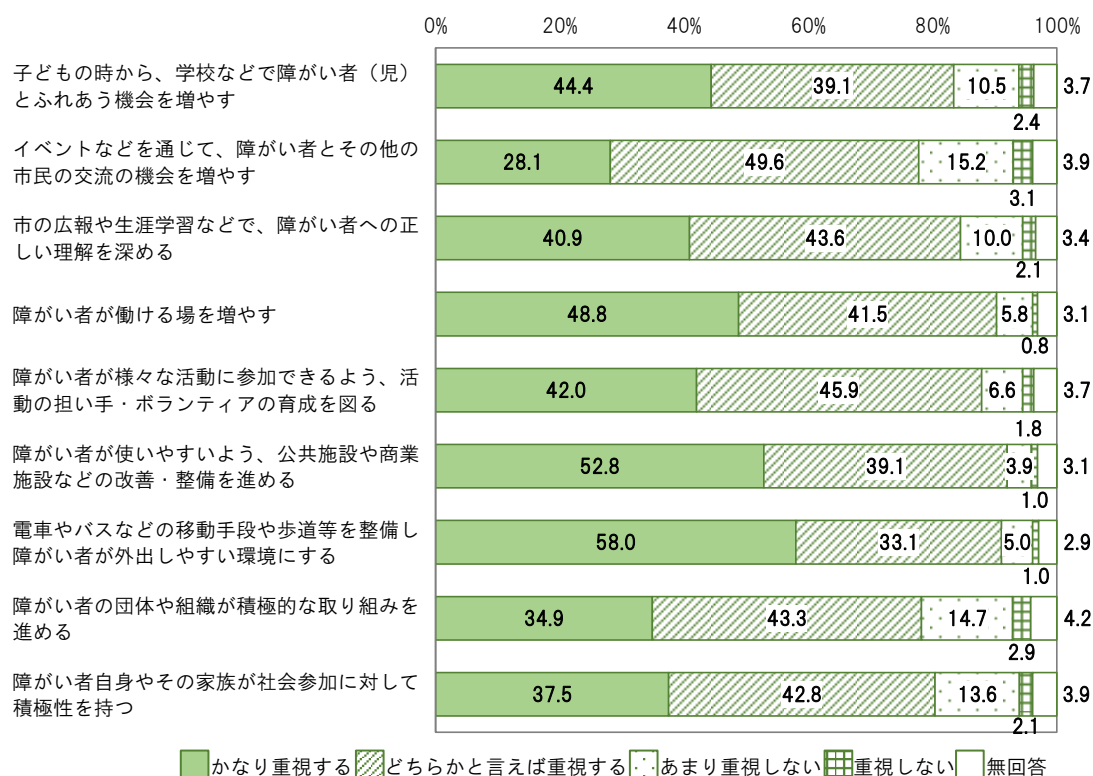
■障がい者の生活に様々な困難があるのは「障がい」だけでなく社会の側にも課題があるという考えについて

- 障がい者の生活に様々な困難があるのは、「障がい」だけでなく社会の側にも課題があるという考えについては、「ある程度その通りだと思う」が6割以上を占めて最も高く、「全くその通りだと思う」と合わせると、『その通りだと思う』人が9割近くを占めています。



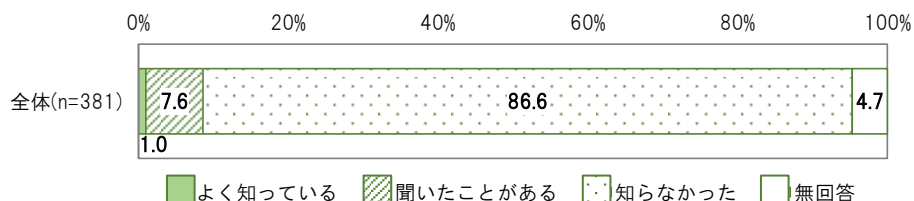
■ 障がいのある人が地域や社会の活動に積極的に参加するために大切だと思うこと

- 障がいのある人が地域や社会の活動に積極的に参加するために大切だと思うことについては、「かなり重視する」と「どちらかと言えば重視する」を合わせた『重視する』の割合をみると、“障がい者が使いやすいよう、公共施設や商業施設などの改善・整備を進める”が91.9%と最も高く、次いで“電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し障がい者が外出しやすい環境にする”（91.1%）、“障がい者が働ける場を増やす”（90.3%）、“障がい者が様々な活動に参加できるよう、活動の担い手・ボランティアの育成を図る”（87.9%）の順となっています。



■ 「手話言語条例」の認知度

- 「手話言語条例」の認知度は、「知らなかった」が8割以上を占めており、「よく知っている」と「聞いたことがある」を合わせた『知っている』人は1割未満となっています。



(3) 事業所対象アンケート調査

① 調査の概要

■調査対象者

令和2年4月1日現在で川西市民が利用する障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所および地域生活支援事業所

■調査期間

令和2年6月16日～令和2年7月3日

■調査方法

郵送調査方式（郵送配布・郵送回収）※調査票による本人記入方式

■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
340 事業所	195 事業所	57.4%

② 結果の概要

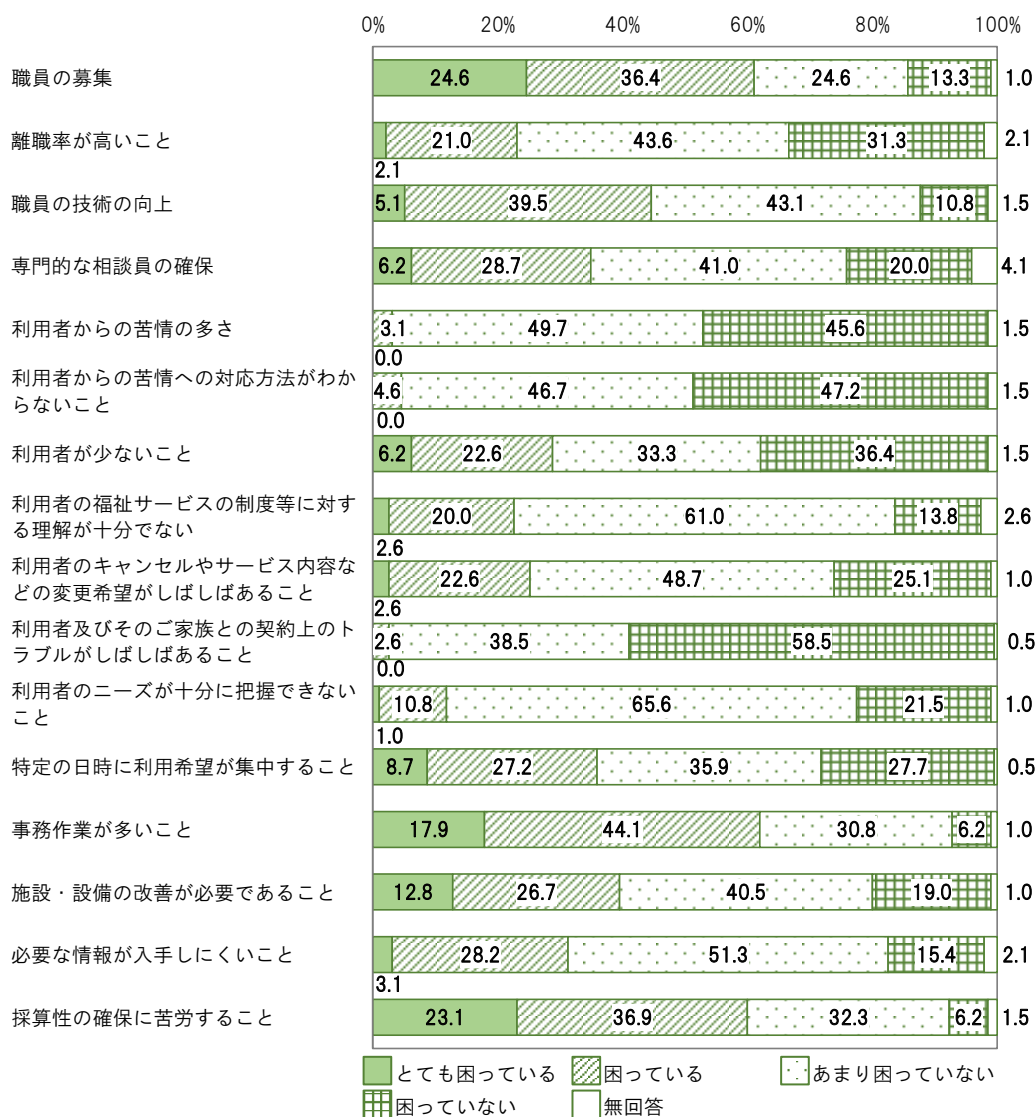
■提供サービスの種別と利用者の実人数（令和2年4月1日現在）

- ・利用者数（総数）では、「生活介護」が1,864人、「施設入所支援」が1,195人、「放課後等デイサービス」が1,124人と多くなっています。
- ・利用者数（うち川西市）では、「放課後等デイサービス」が268人、「児童発達支援」が116人、「居宅介護（ホームヘルプ）」が97人、「移動支援」が95人となっています。

		利用者数（総数）	利用者数（うち川西市）
障害福祉サービス	1.居宅介護（ホームヘルプ）	810	97
	2.重度訪問介護	137	7
	3.同行援護	197	15
	4.行動援護	69	0
	5.療養介護	362	14
	6.生活介護	1,864	80
	7.短期入所（ショートステイ）	382	70
	8.施設入所支援	1,195	37
	9.自立訓練（機能訓練）	53	2
	10.自立訓練（生活訓練）	156	6
	11.就労移行支援	204	16
	12.就労継続支援（A型）	384	39
	13.就労継続支援（B型）	792	44
	14.共同生活援助（グループホーム）	323	29
	15.その他	545	7
障害児通所支援	16.児童発達支援	368	116
	17.放課後等デイサービス	1,124	268
	18.保育所等訪問支援	43	6
地域生活支援事業	19.移動支援	831	95
	20.地域活動支援センター	163	62
	21.日中一時支援	313	88
	22.その他	15	2

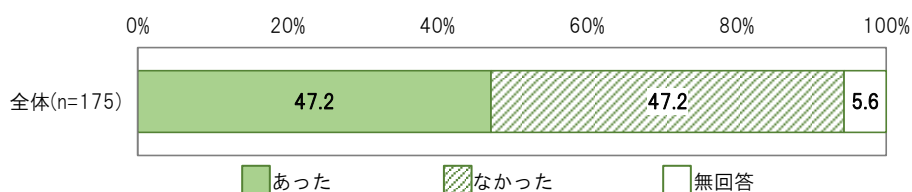
■事業を実施する上で困っていること

- ・事業を実施する上で困っていることについては、「とても困っている」と「困っている」を合わせた『困っている』の割合をみると、「事務作業が多いこと」が最も高く、次いで「職員の募集」、「採算性の確保に苦勞すること」、「職員の技術の向上」の順となっています。



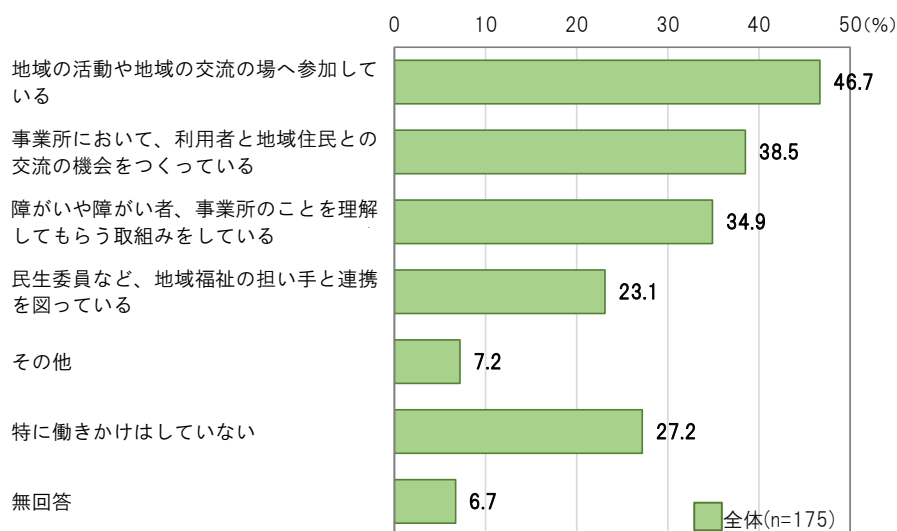
■対応が困難な事例の有無

- ・対応が困難な事例の有無については、「あった」が47.2%、「なかった」が47.2%と同数となっています。



■ 障がい者が地域で質の高い生活を営むために、事業所として働きかけていること

- 障がい者が地域で質の高い生活を営むために、事業所として働きかけていることについては、「地域の活動や地域の交流の場へ参加している」が4割以上を占めて最も高く、次いで「事業所において、利用者と地域住民との交流の機会をつくっている」、「障がいや障がい者、事業所のことを理解してもらおう取組みをしている」の順となっています。
- また、「特に働きかけはしていない」が3割近くとなっています。



4. 障がい者を取り巻く課題

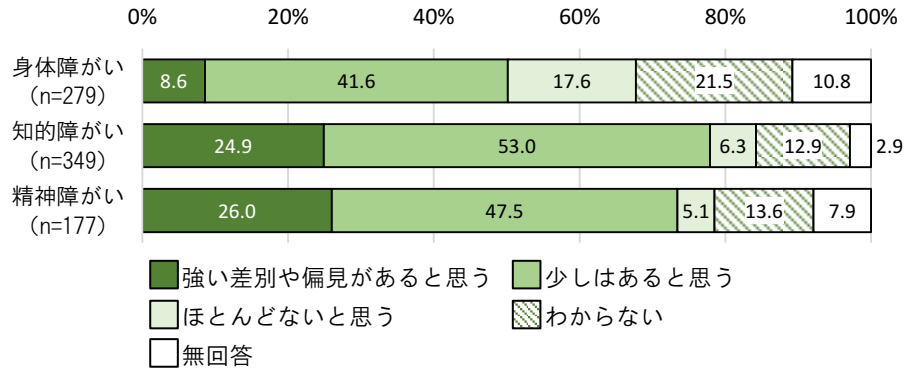
ここでは、アンケートで明らかとなった障がい者を取り巻く課題について、課題ごとに検討を加えます。なお、●印を付したものは手帳所持者対象アンケート結果を、■印を付したものは一般市民対象アンケート調査結果を、★印を付したものは両アンケート結果の比較をそれぞれ表しています。また、()内の数値は、平成29年の調査と比較した増減を示しています。

(1) 共生社会の推進

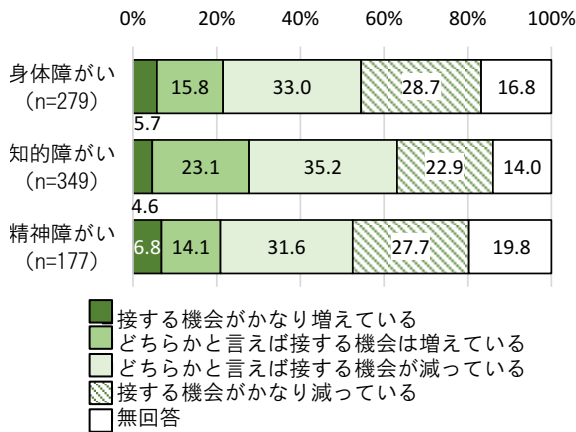
- 差別や偏見を感じている障がい者は多く、一般市民も差別や偏見を認識しており、解消に向けた取り組みが求められています。
- 障がい者と接する機会がない一般市民が半数以上ですが、3年前の調査に比べて学校や職場で接したことがある人が増えています。引き続き、障がいのある人とない人が交流し、理解を深めるための機会の充実がさらに必要とされています。
- 一般市民において、障がい福祉に関する講座への参加希望者が多く、参加につなげるための情報発信が求められています。

アンケート調査結果	<p>①障がい者に対する差別・偏見</p> <ul style="list-style-type: none"> ★差別や偏見の意識を感じている回答は、障がい者では66.9% (△1.4%)、一般市民では80.0% (△3.9%)であり、障がい種別では、身体障がいでは50.2%、知的障がいでは77.9%、精神障がいでは73.5% ●地域や近所の人と付き合う機会は、3年前に比べて減っていると回答した障がい者の割合が5割以上 ■障がい者と接する機会について、「学校や職場で接している」が19.9% (+8.0%)、「障がい者と接する機会はほとんどない」が54.6% (+2.5%) <p>②地域活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域との関わりに対して「地域とはあまり関りを持ちたくない」の回答は、身体障がい6.1%、知的障がい13.2%、精神障がい23.2% <p>③障がい福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民の各種講座への参加希望は「障がい者や障がいについての知識を得る講座」が40.5%、「近所に住む障がい者への声かけや安否確認」が40.9%
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者、児に対して偏見はあります。「見て見ぬふり」が多い。冷やかな目で見られ、悪者扱いされることもありました。「理解者を増やす」、これが一番簡単で近道だと感じます。 ■障がい者の福祉についてはほとんど知っている情報は無く、関心もありませんでした。障がい者が身近にいない人たちに、障がい者の福祉について関心を起こさせるには、今までにはなかった新たな取り組みが必要だと思います。 ■高校生の頃、手話を学んだが、社会に出て、こんなにろうあ者に会わないと思いませんでした。もっと障がいのある人が普通に外を歩けるよう、子どもの頃から一緒に生きていけるように、あるべきだと思います。

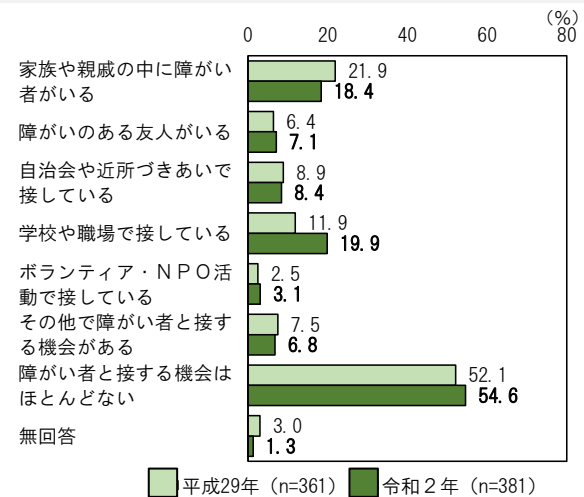
★差別や偏見の意識



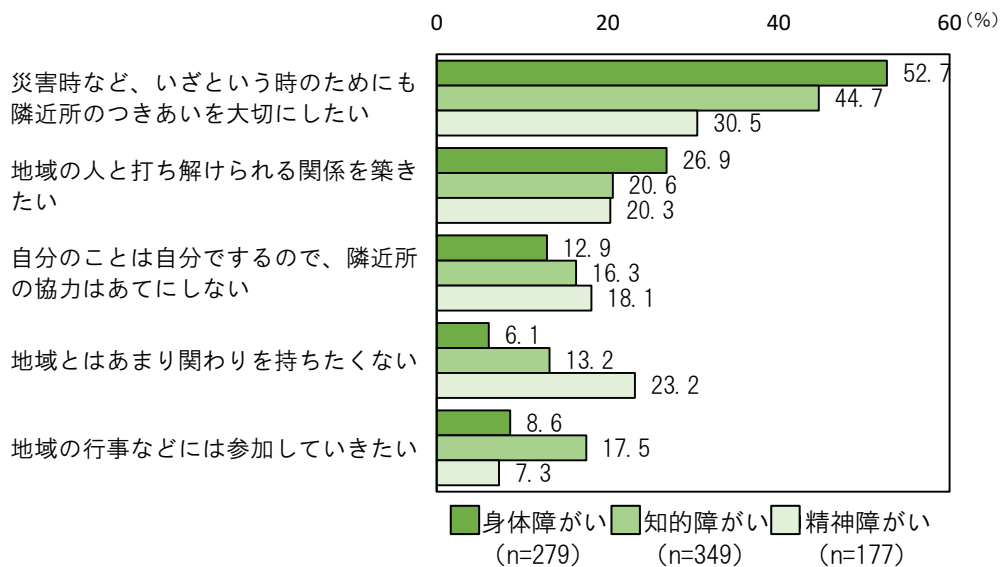
●3年前と比べた地域や近所の人との付き合いの程度



■障がい者と接する機会の有無



●地域活動について望むこと



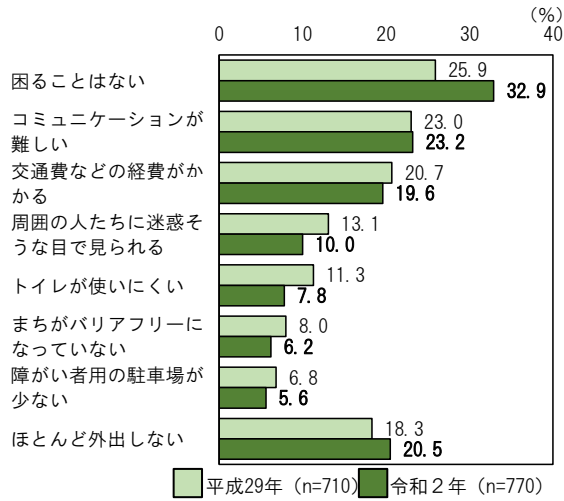
(2) 生活環境

○障がい者の外出の課題は3年前と比べて改善傾向にあります。一般市民は障がい者の外出に向けて交通環境の整備を重要視していますが、一方で、障がい者はコミュニケーションに困難を感じており、コミュニケーション方法の周知やその重要性を周知することが求められています。

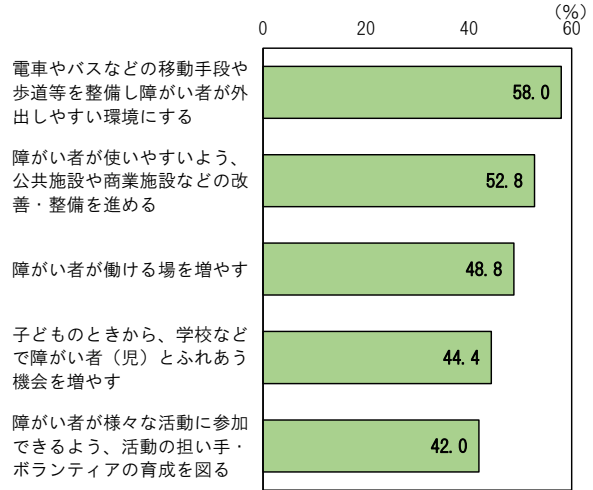
○災害時に避難できない障がい者が多く、緊急時の支援体制の構築が課題であります。

アンケート調査結果	<p>①移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外出に対し「困ることはない」が 32.9% (+7.0%) である一方で、「コミュニケーションが難しい」が 23.2% (+0.2%) ■障がい者の積極的な社会参加に必要なこととして、「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障がい者が外出しやすい環境にする」を「かなり重視する」が 58.0% <p>②相談先</p> <ul style="list-style-type: none"> ●よく利用する相談窓口に対して、「市役所（障害福祉課や保健センターなど）」を活用しているのは身体障がい者が 50.9%、精神障がい者が 65.0%、「相談支援事業者」を活用しているのは知的障がい者が 51.0% <p>③災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ★災害時に一人で避難できるかに対して、「できない」は身体障がい者が 20.4%、知的障がい者が 14.9%、精神障がい者が 4.5%
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●リハビリなどもっと利用できる場所がほしいです。もっと外出ができるようにバスの乗り降りがしやすいようにしてほしいです。外出するときタクシーに乗りたりするので料金が安くなるともっと外出できると思います。 ●もう少し大人の軽度障がい者の就労後の悩み相談や、1人暮らしのサポートを継続的に受けられる場所が必要だと思えます。 ●災害時、避難所に行っても聴覚過敏のため体育館に入れなかったり、大勢いる場所が苦手なパニックを起こしたりします。漠然と不安を抱えています。 ●災害時に一人で避難できません。また、薬が必要ですが、不足しないか、すぐに手配してくれるのが心配です。また、医療時は補助が必ず必要です。 ■障がいは幅も広く、社会生活の不自由さにもかなりの差があると思えます。すべてを一気に解決できなかったとしても「不公平」と考えずに、できることから始めることで、全体も良くなると思えます。まず、学ぶ機会→働く場所→生活する力、を社会全体で取り組むべきだと思えます。 ■車いすが通りやすい、段差がない広い道路の整備を進めてほしいです。

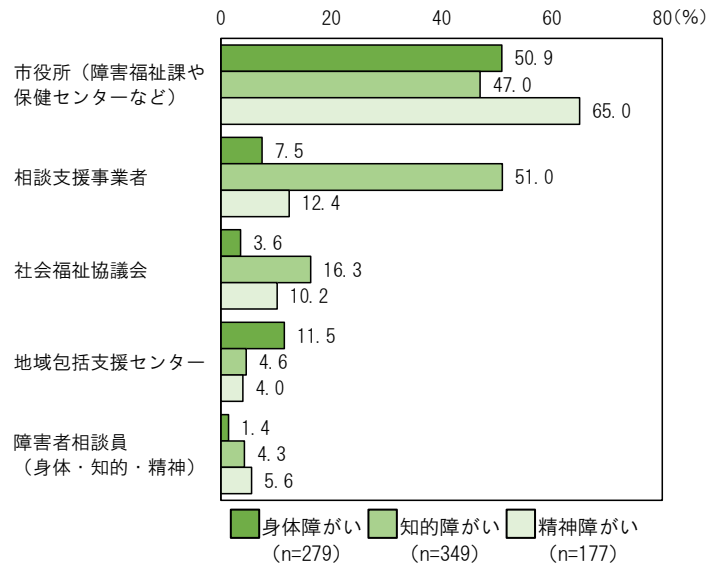
●外出した時に困ること



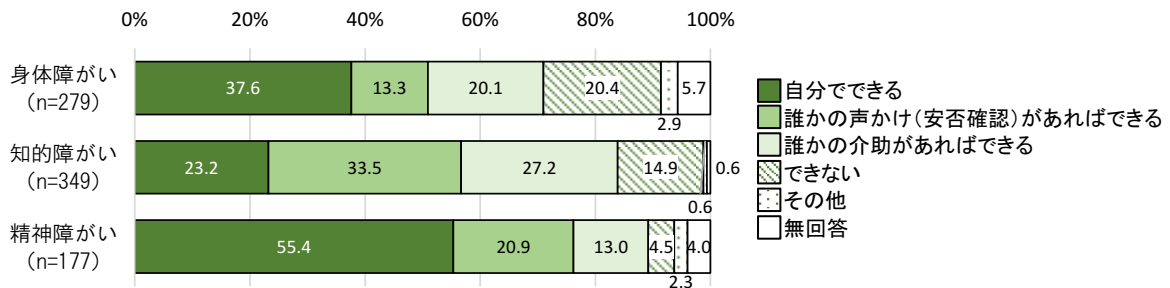
■障がい者の活動参加に大切と思うこと



●よく利用する相談窓口



●災害時に一人で避難できるか

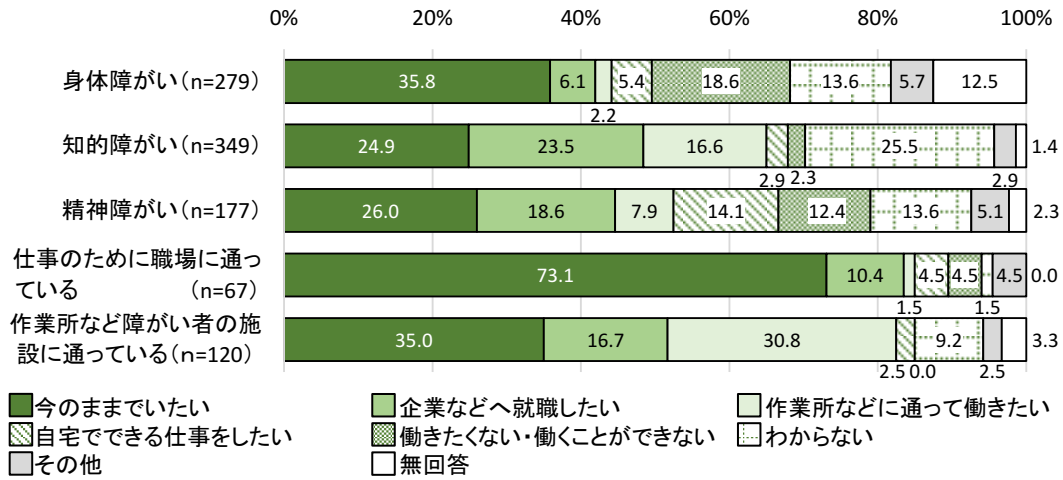


(3) 障がい者の雇用・就労

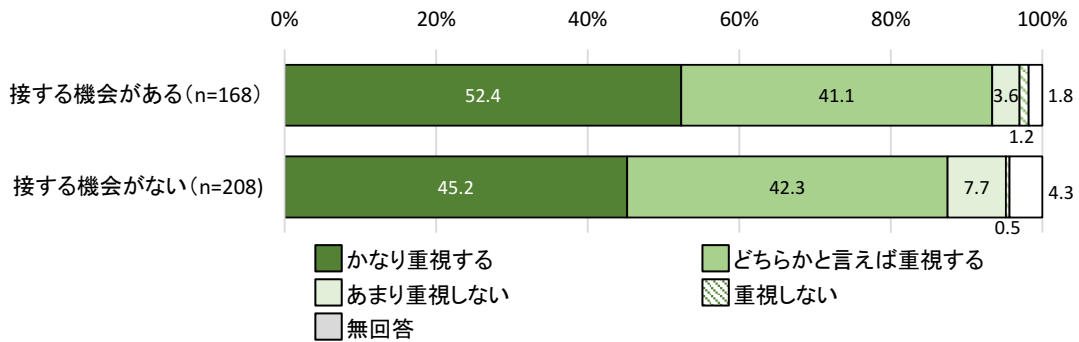
- 一般企業への就労の希望が高い知的障がいや精神障がいのある人への支援が求められています。
- 一般市民が障がい者と接し、障がい者とともに働くことを肯定的に思うことができるよう、交流の機会の創出が課題です。
- 障がい者の作業所における工賃向上に資することから、一般市民の生産品購入の促進や、販売場所に関する周知が求められています。

アンケート調査結果	<p>①障がい者の就業意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来の仕事に対する希望として、「今のままでいたい」は身体障がいで 35.8%、「企業などへ就職したい」は知的障がいで 23.5%、精神障がいで 18.6% ●就労移行支援の利用希望は、身体障がいで 13.8%、知的障がいで 49.5%、精神障がいで 39.1% ●就労継続支援、地域活動支援センターの利用希望は、身体障がいで 18.8%、知的障がいで 61.6%、精神障がいで 43.9% <p>②受け入れ側の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ■障がい者が働ける場を増やすことに対して「かなり重視する」の回答は、障がい者と接する機会がある一般市民は 52.4%、接する機会がない一般市民は 45.2% ■障がい者の就業に対し「特別な配慮が必要だとしても、行政による支援によって積極的に雇用すべきだ」が 68.2%、「特別な配慮が必要だとしても、企業の負担で積極的に雇用すべきだ」が 18.1% <p>③通所施設での生産製品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一般市民が通所施設での生産製品の購入経験は、「各施設での販売」で 35.7% (△0.3%)、「川西市役所 1 階」で 6.8% (△0.7%)、「アステ川西」で 8.9% (+2.0%)、「その他販売イベント」で 11.3% (△0.1%)、「障がい者 1 日サロン」で 2.4% (+0.2%)、「インターネット」で 0.5% (+0.2%)
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●民間の職場で働いていて、職場の責任者の配慮により、障がいについては職場では実質上クローズとなっています。オープンにすると職場での人間関係等で変化があると考えられ、障がいを持つ者が働くことはまだまだ難しいのが実情です。 ●普通企業に就職しにくい。作業所の就労 A 型や B 型は絶対に行きたくないです。 ●現在 13 歳で子どもへの支援は満足していますが、将来生活、就労の場があるのかが一番気がかりです。 ■職場でも接していますが、常識的な部分で通じなかつたりすることが多々あり、関わり方が難しいと思う場面があります。個々の対応の仕方が分かり、接しやすい方法があれば、トラブルが発生した時にもお互いが困らず対応できるのではないかと思います。 ■障がい者の工賃向上のために、就労支援施設も経営努力をするべきだと思います。行政への甘えは無いのか、障がい者施設のできる提供業務を、自治体はマッチング作業をすべきです。すべての市民が、自分自身も障がい者になることがあるという意識を持つことができると、「我が事」として障がい者福祉について考えられると思います。 ■障がいの度合いによりできることを細分化していけば、障がい者の社会活動は可能であると思います。ただ、民間にすべてを任せることは、民間企業の負担が大きすぎ、現実的ではありません。

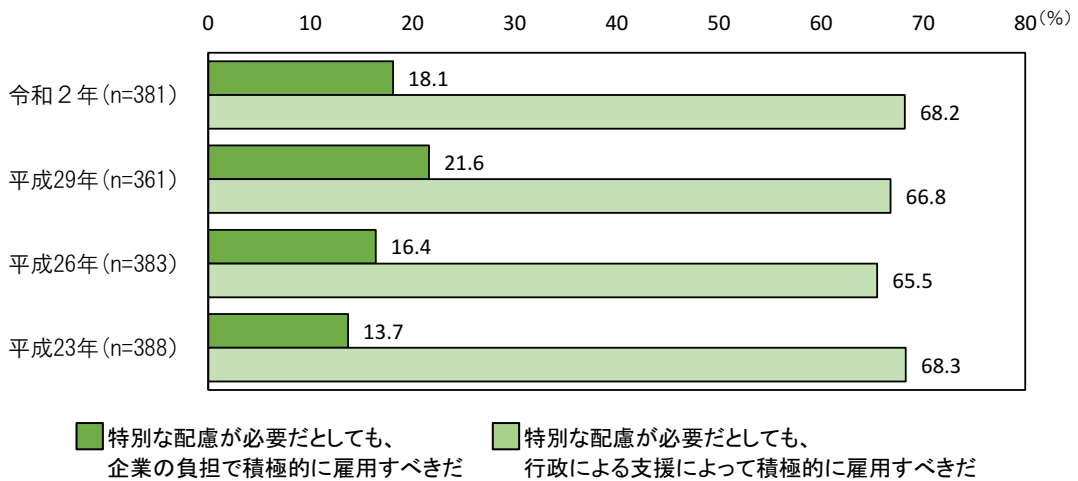
● 将来の仕事に対する希望



■ 障がい者が働ける場を増やすことに対する考え (障がい者と接する機会の有無別)



■ 障がい者の就業についての考え



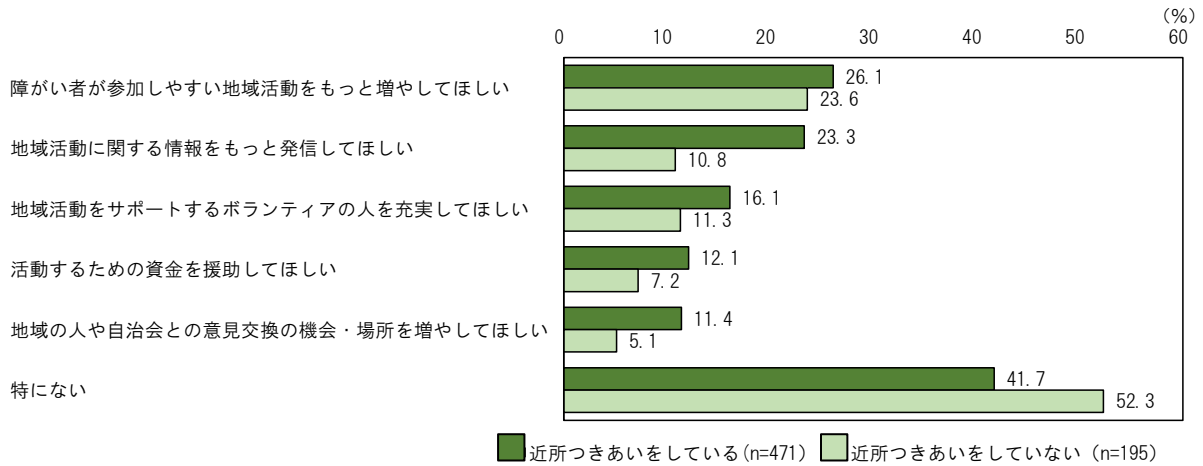
(4) 社会参加の促進、権利擁護

○近所づきあいをしている人が、より地域活動に関する情報を望んでおり、地域住民のつながりを醸成するための情報発信が必要です。

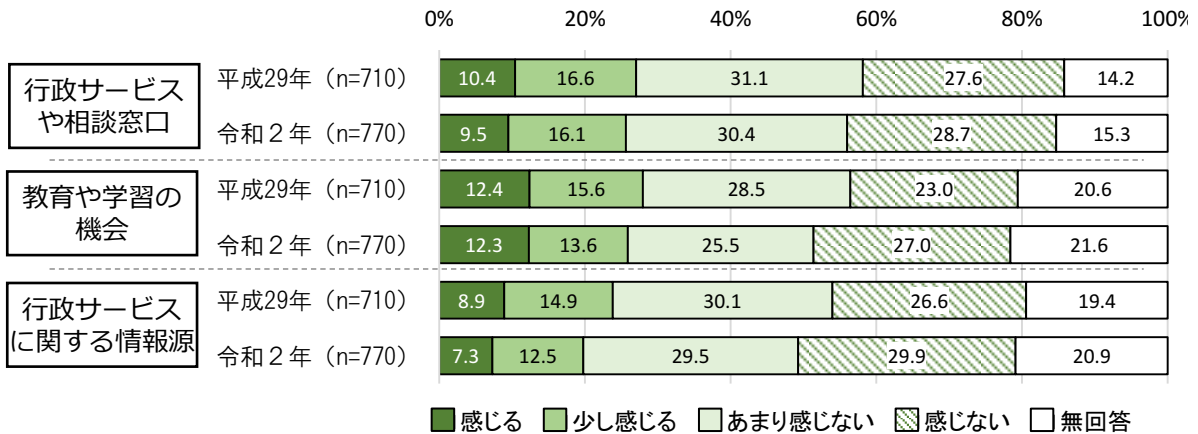
○サービスや窓口に関して、窓口の冷たい雰囲気や視線を感じている人は減少しましたが、職員の理解やサポートの向上が求められています。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート調査結果</p>	<p>①社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の地域活動に対して「地域活動に関する情報をもっと発信してほしい」を望む割合は、近所づきあいをしている人で 23.3%、近所づきあいをしていない人で 10.8% <p>②利便性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービス等の利用や参加に不便さを感じている回答は、「行政サービスや相談窓口」では 25.6% (△1.4%)、「教育や学習の機会」では 25.9% (△2.1%)、「行政サービスに関する情報源」では 19.8% (△4.0%) ●行政サービスや相談窓口の不便さに対し、「なんとなく冷たい雰囲気や視線を感じるから」が 40.1% (△6.8%)、「職員の理解やサポートが足りないから」が 39.1% (+5.8%) ●行政サービスに関する情報源の不便さに対し、「難しい表現や、あいまいな表現が多いから」が 34.5% (+4.9%)、「必要な情報が提供されていないから」が 24.1% (△5.5%)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アンケート自由回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●軽く参加できるような NPO 団体などあればと色々知りたくになりました。そこから自分に合った居場所が見つければ仕事もできそうです。市から色々な詳しい情報をどんどん流してもらえたら、同じような人たちが少しは助かるのではと思います。 ●市役所の中には、知識・配慮が足りない課があると思います。障がいのことをもっと勉強してほしいです。 ●市役所の窓口が混んでいることが多いと思います。障害年金、手帳、自立支援他、どの課に行けば良いのか分かりにくいです。窓口の方々は丁寧に接して下さるので感謝しています。 ■障がい者を、家族、地域ぐるみで社会に積極的に参加させる活動が必要だと思います。 ■知らないことで不安や誤解を招くこともあると思うので、取り組みや活動を市報等に積極的に掲載したら良いと思います。将来、自分自身も不慮の事故や病気で障がいを持つ可能性は誰にでもあると思います。相互理解を深める大切さを感じます。

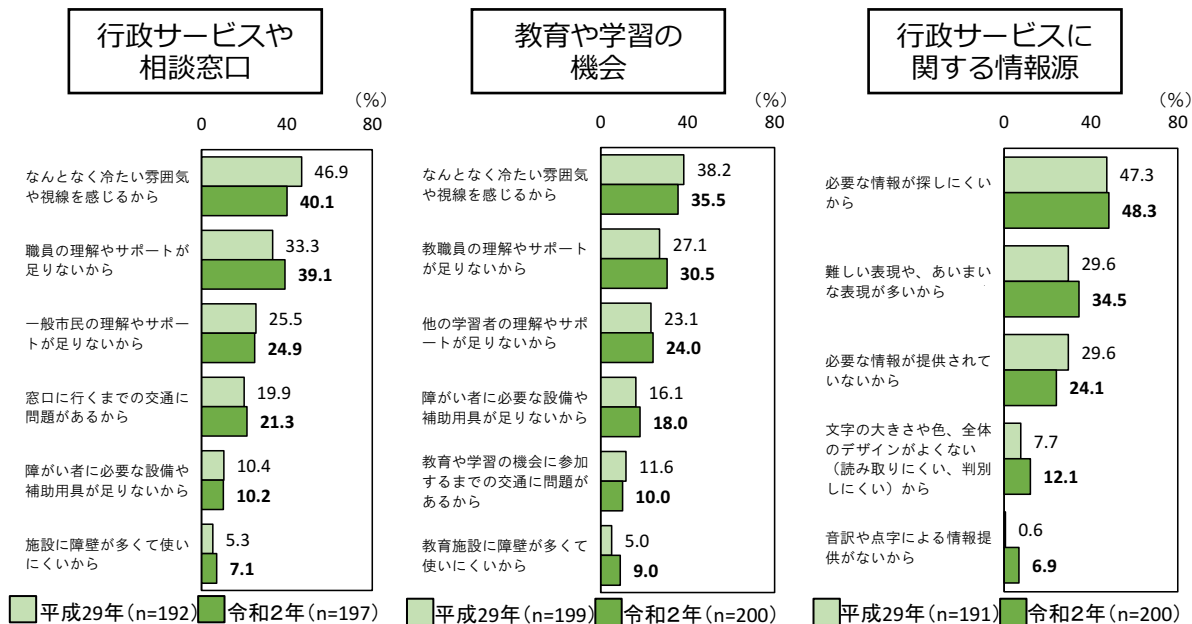
●障がい者の地域活動に望むこと（近所つきあいの状況別）



●サービス等の利用や参加に不便さを感じるか



●不便さ・参加しにくさを感じる理由

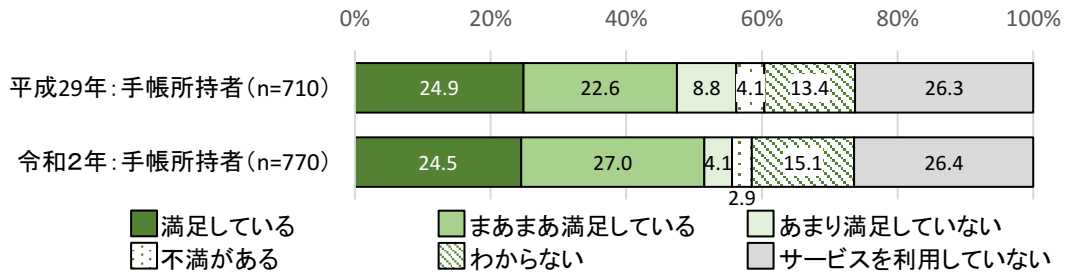


(5) 障害福祉サービス

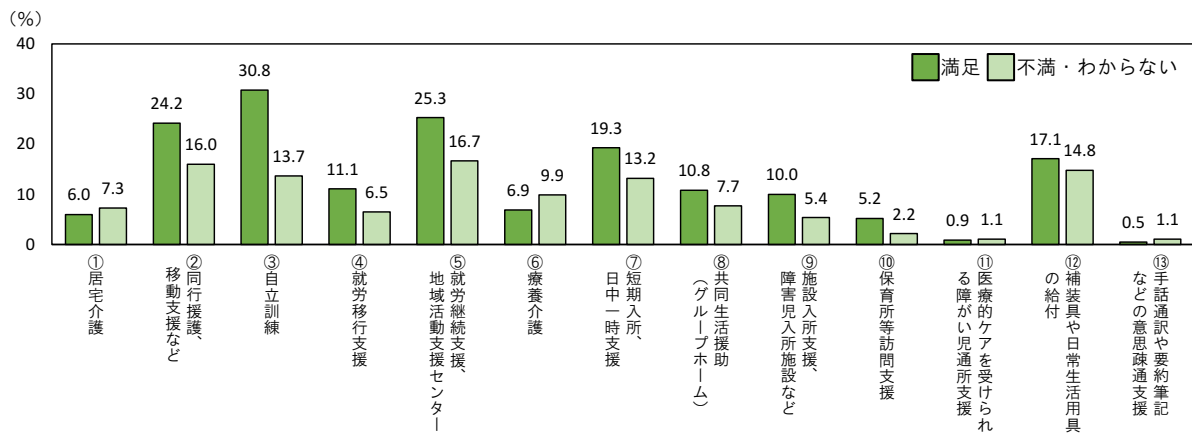
- 障害福祉サービスを利用している障がい者のうち、利用している障害福祉サービスに、半分以上の人が満足しており、引き続き、サービスの質の向上が必要です。
- 情報収集の方法として、広報誌や市役所等が活用されている一方で、サービスに関する情報を得る機会が少ないことや、情報不足について課題が挙げられています。必要とする人が、適切なサービスを受けるために、情報提供の充実が求められています。

アンケート調査結果	<p>①福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用している福祉サービスに「満足している」「まあまあ満足している」が51.5% (+4.0%) ●満足している人の利用が多い福祉サービスは「自立訓練」、「就労継続支援、地域活動支援センター」、「同行援護、移動支援など」 <p>②情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関するサービスや支援制度についての情報の入手先は、「広報誌」「市役所」「相談支援事業者」が活用されており、サービス事業所を選ぶための情報を十分得ている人は、加えて「施設の職員やヘルパーなど福祉サービス事業所の人」も活用している
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●一体どんなサービスが受けられるのかが不明です。窓口担当者によって言うことが違ったり、不親切な方に担当されることもあります。 ●福祉サービスに関する情報を知る機会が少ないと思います。就労に関しては、障がいに対する現場での理解はまだまだ難しいです。18歳を過ぎてから、利用できる支援窓口が急に少なくなるので、家族・本人共々戸惑いがあります。 ●特別児童扶養手当などの制度があることを分かりやすくしてもらえると助かります。私も家族に聞いて知り、周りの方も受けている人に聞いて知るという現状なので、必要とする人全員に情報が届くようにしていただきたいです。 ■自分の勉強不足かもしれませんが、学校を卒業した後、障がいのある人はどうされているのか、特に肢体不自由の若い人たちの生活確保の場（作業所のような場）はあるのか、心配しています。知的障がいのある人たちの作業所は目にする人が多いですが、肢体不自由の人たちの場も必要だと思います。 ■福祉サービスは事業所スタッフ等ではカバーしきれない部分も多くあり、ボランティアの力や存在は大きいものと思います。高齢の方も含め、自身の生きがいとしてボランティア等に参加しやすい環境、そういった気持ちを持つ方を仲介できるサービス・ネットワークを拡充していくことが大切だと感じています。

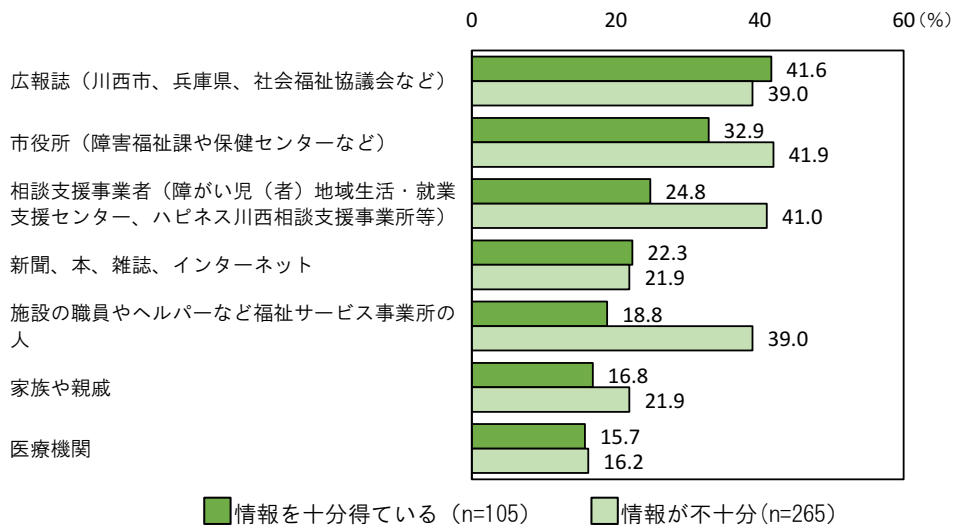
●利用している福祉サービスの満足度



●サービスの利用状況（満足度別）



●福祉に関するサービスや支援制度についての情報の入手先



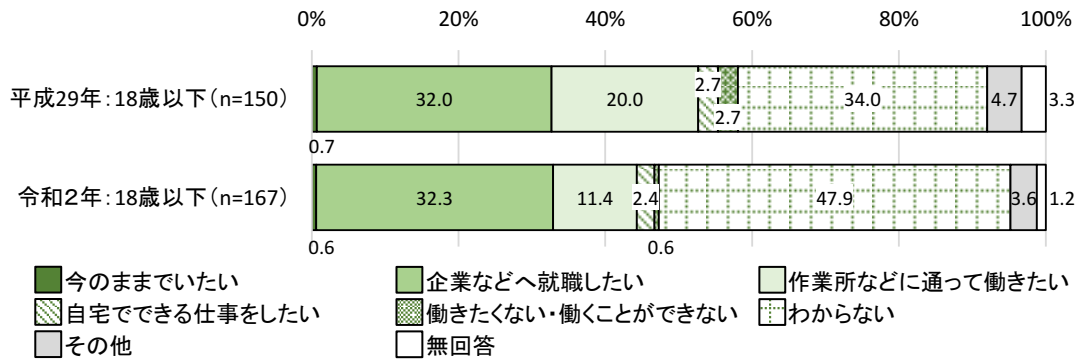
(6) 障がい児への支援

○障がい児とその保護者は、将来企業に就職したい希望は同程度であるものの、将来の方針がわからない人が増えています。一方で、今後のサービスの利用は、就労系サービスへのニーズが高く、就労や自立に関する支援・相談先の充足が求められています。

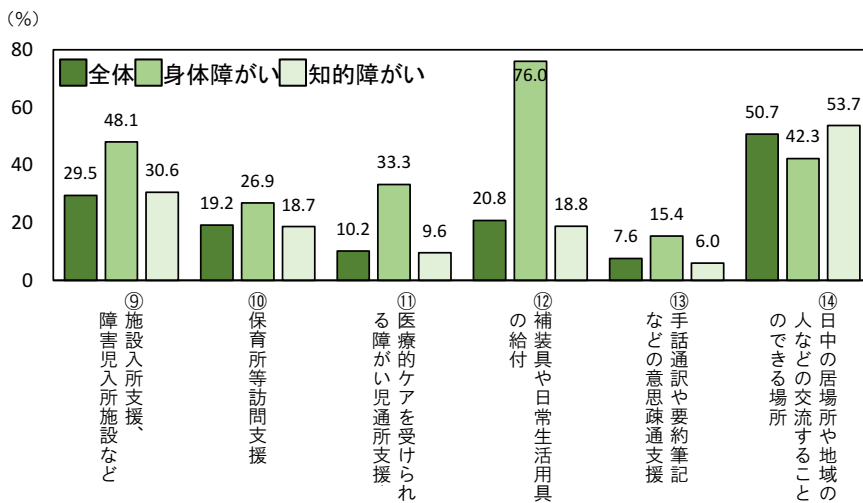
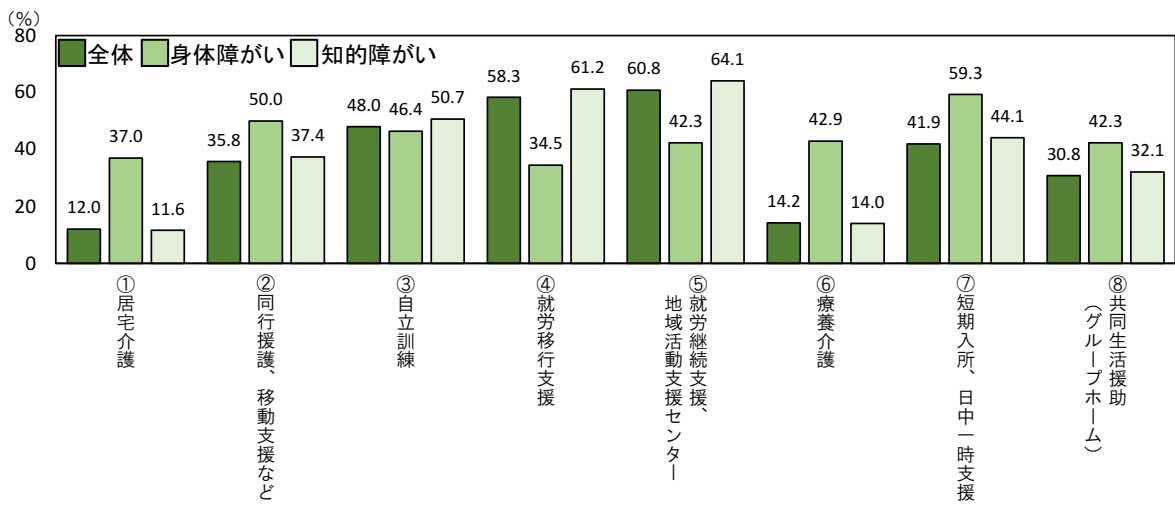
○学校や教員に対して、専門性や知識、障がいへの理解が求められています。

アンケート調査結果	<p>①仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来の仕事についての希望は、「わからない」が 47.9% (+13.9%)、「企業などへ就職したい」が 32.3%(+0.3%)、「作業所などに通って働きたい」が 11.4% (△8.6%) <p>②サービスの利用希望</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後のサービスの利用希望は「就労継続支援、地域活動支援センター」が 60.8%、「就労移行支援」が 58.3%、「自立訓練」が 48.0% ●特に身体障がい「補装具や日常生活用具の給付」が 76.0%、知的障がいは「短期入所」が 44.1%の希望がある ●「日中の居場所や地域の人などの交流することのできる場所」は身体障がいと知的障がいのどちらも利用希望が高い
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の小学校を卒業したのですが、教職員の方の理解不足は深刻です。一方で、教職員の業務の多さや抱える問題の多さなどを考えると、障がいについて理解や経験を積むのは難しいのが現状です。抜本的な改革が必要だと思えます。障がいに詳しい専門家や有能な障がい者の保護者など、使える人材を教育現場に配置し、先生や子どもへのサポートが必要だと思えます。 ●小学校と中学校で特別支援教育の理解度が違いすぎます。小学校では当たり前を受けていたサポートも中学校では受けられないなど、特別支援学級とそれ以外の先生方の温度差がありすぎて、また理解しようとしてもしない先生方や間違った理解をされている先生方が多すぎます。 ●学童にも療育の専門家が必要だと思えます。学年が上がっても通っている子の中には自閉症の子も多いと思えます。また、低学年の間は学童で過ごす時間が長いこともあり、学校より長く過ごす場所でもあると思えます。学校のように常時支援の先生がいるのは理想的ですが、難しければ保育所のように心理の先生が定期的に訪問・観察して、学童の先生や保護者に対応や様子を伝えてもらえるような制度を作っていただきたいです。 ■小学校の学童においても、グレーゾーンや学校内の問題がありすぎます。しかし、家族は一步も踏み出せず、苦しい経過をたどっているのかもしれないと思うことがあります。行政や市の相談窓口の案内などを、小学校でもその特定の人に対してだけでなく、全体的に分かりやすく情報を提供し、相談（第三者や専門機関）しやすい環境を整えるべきだと思えます。本来なら児童が未就学の時点で相談すべきと考えます。早ければ早いほど良いです。 ■障がい児が普通のクラスで、子どもたちと学んだり遊んだりできる社会になってほしいと思えます。

● 将来の仕事についての希望（18歳以下のみ）



● サービス等の利用希望（18歳以下のみ）

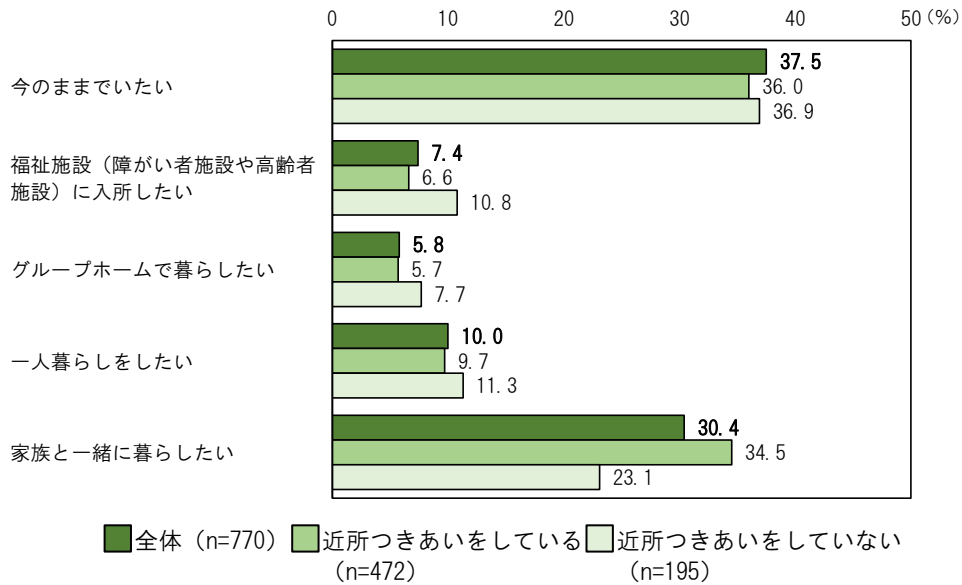


(7)「親なき後」について

- 現在住んでいる地域において、今後も家族と暮らすことを望む人が多く、必要な施設やサービスの充実が求められています。
- 一般市民は、障がいのある人が近所で暮らすことや施設を整備することに肯定的であると同時に不安も感じているため、障がいへの理解を深め、不安を解消するための取り組みが必要とされています。
- 障がい者やその保護者が感じている親なき後に対する具体的なサポートや施設がないことへの心配と、漠然とした不安を解消するための支援体制の構築が課題です。

アンケート調査結果	<p>①将来の生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来の生活の希望は「今のままでいたい」が 37.5%、「家族と一緒に暮らしたい」が 30.4% ●「福祉施設（障がい者施設や高齢者施設）に入所したい」への回答は、近所つきあいをしていると 6.6%、近所つきあいをしていないと 10.8% <p>②介助者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介助者が介助できない場合の希望について、現在父母が主に介助していると、「短期入所（ショートステイ）を利用したい」が 35.6%と高く、現在配偶者や子ども、ホームヘルパーが介助していると「ホームヘルパーの派遣などのサービスを利用したい」が高い <p>③施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■障がい者が近くで暮らすことに対して、一般市民は「不安はあるが近くに専門知識を持ったスタッフがいれば問題はない」が 50.7%（△0.5%）と高い一方で、「障がいの内容や程度によるが、不安を感じる」も 13.9%（△1.6%）となっている ■施設整備に対して、「施設に反対ではないが、心配はあるので、必要であれば計画に対して意見する」が 57.5%（+1.8%）
アンケート自由回答	<ul style="list-style-type: none"> ●将来親なき後、言葉を発することを諦めてしまうかもしれない自分に危機感を感じます。何でも話せる人がほしいです。 ●ここ4年間、4回の入院を余儀なくされ、精神的、身体的後遺症が残り、現在配偶者に介助してもらっていますが、将来独居になった場合不安を感じます。 ●どういったサポート支援があるのかが分からないので、将来に不安を感じます。 ●川西は障がい者の作業所が少ないです。入所施設もありません。親なき後、どうしたら良いのか途方にくれます。 ●親なき後の生活がとても心配です。日常生活のサポート、お金の管理、健康の管理など。コミュニケーションはうまくないのですが、孤独には弱いです。本人の老後の生活をどのように計画しておけば良いのか悩んでいます。 ■障がい者の自立を第一に考え、そのための施設の充実、教育の強化を図っていくこと、障がい者の両親の負担を極力軽減することを積極的に実施してほしいです。「川西障がい者福祉税」を設けて協力を求めてほしいです。 ■障がい者（児）を家族だけで世話することは大変です。デイサービスなど、どんどん外出し、家族以外の人々と接する、交流することで気分転換、体力増加、知識増にもなると思います。施設ができることは大賛成です。

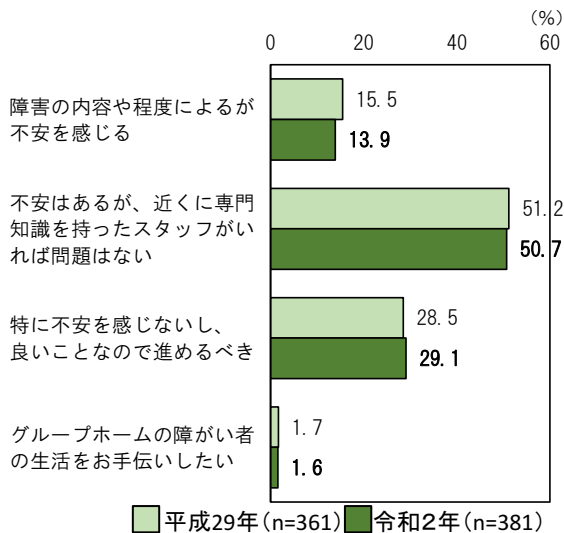
● 将来の生活に対する希望（地域との関わり方の状況別）



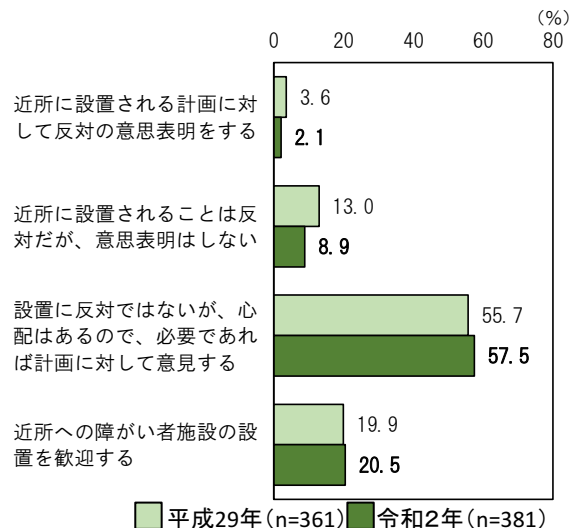
● 介助者が介助できない場合の希望（主な介助者別）

	回答者数	親族に介助してほしい	友人や知り人に介助してほしい	派遣を利用したい	ホームヘルパーを利用したい	ボランティアを利用したい	短期入所施設（デイサービス）を利用したい	ボランタリーケアをしたい
全体	770	33.8	3.0	24.5	16.5	23.9	5.3	
配偶者（夫または妻）	133	38.3	0.8	34.6	6.8	24.1	5.3	
父母	312	48.1	4.5	25.3	29.5	35.6	8.0	
兄弟姉妹	48	45.8	10.4	27.1	37.5	25.0	4.2	
子ども	61	41.0	1.6	47.5	18.0	32.8	1.6	
ホームヘルパー	31	12.9	3.2	77.4	25.8	29.0	12.9	
施設職員	88	25.0	3.4	26.1	27.3	36.4	3.4	

■ 近所に障がい者が暮らすこと、グループホームが建設されることへの考え



■ 近所に障がい者施設が設計される計画が持ち上がった場合にとる対応



第3章 障がい者プラン2023中間見直し

1. 趣旨

障がいの有無にかかわらず誰もが安心して地域で暮らすことができるまちの実現に向け、障がい者等へのアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなど広く市民の意見を聴取し、平成30年3月に、障害者基本法に基づく市町村計画である第7次川西市障がい者計画「川西市障がい者プラン2023」（6年間）、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画である「第5期障がい福祉計画」（3年間）および児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である「第1期障がい児福祉計画」（3年間）を策定しました。

その後、障がい者政策に関しては、大きな変化がないものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が一気に変わり、障がいのある人はより一層不安な日常を強いられています。そのため、本市では、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染予防対策、事業所運営支援、障がい福祉サービス従業者支援などの取り組みを実施してきました。

感染予防対策では、市内の障がい福祉サービス事業所に対し、市の備蓄分や民間等から寄贈されたマスク、アルコール消毒液、フェイスシールド、使い捨て手袋等の物品を配布するとともに、「新型コロナウイルス感染症予防研修会」を実施し、適切な事業運営の継続に向け、専門的な見地から感染症対策に関する支援を行いました。

事業所運営支援では、感染症拡大に伴い事業収入が大幅に減少した事業所等に対し、運営継続を支援するための交付金を交付するとともに、感染者やその濃厚接触者に対してサービス提供を行った事業所に対し、実績に応じ交付金を交付する制度を設けました。

また、障がい福祉サービス従業者支援では、ガバメントクラウドファンディング等により寄付金を募り、本市と連携協定を締結している民間事業者の協力を得て、市内の障がい福祉サービス事業所等の従事者に対し、健康と体力維持に役立つドリンク等のギフトをお贈りしました。このほか、新型コロナウイルス感染症の影響で、特別支援学校等が休業するなど、日常の生活環境が大きく変化したことにより、不安や悩み等を抱えた児童に対してサービスを提供する放課後等デイサービス等では、心理的なストレスを和らげる心のケアや、学習面のサポート等、従前にも増して従業者の資質向上および質の高いサービスの提供等が求められることから、言語聴覚士や小児科医を招き、児童通所支援事業所の従業者、学校の教職員、また、児童の保護者等に向けた研修をオンラインにより実施しました。

ポストコロナの新しい生活様式に適応するためには、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解したうえで互いに支え合う、共生の社会の実現が一層重要となります。そこで、「障がい者プラン2023」の下期である令和3年度から令和5年度までの3年間では、基本理念を「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」とし、4つの基本目標を柱に各施策を展開し、「何気ない日常に幸せを感じるまち」をめざしていきます。

中間年である令和2年度においては、計画全体の中間見直しを行い、基本目標ごとに施策の方向、評価指標の達成状況、令和2年度に実施したアンケート調査の結果および上期で取り組んできた各施策・事業の実績を基に分析と評価、重点施策の進捗状況、新たな施策を含めて各施策の内容を整理しました。

2. 計画の基本理念・基本目標

◆基本理念

みんなとつながる 安心と共生の社会の実現

◆基本目標および施策体系

基本目標 1 ともに支え合う ことのできる 地域づくり	1. 共生社会の推進	(1) 啓発活動の推進 (2) 地域における障がい者と住民との交流促進 (3) 担い手の育成とネットワーク化
	2. 暮らしやすい生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 移動・交通対策の推進 (3) 緊急通報体制の整備
基本目標 2 本人の意思を 尊重した 社会参加の促進	1. 就労支援体制の充実	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の推進
	2. 社会参加の促進	(1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援 (2) 選挙権の行使に係る配慮 (3) スポーツ・芸術文化活動の促進 (4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進
	3. 権利擁護の推進	
基本目標 3 安心して 暮らすための サービスの充実	1. 相談支援体制と情報提供の仕組みの整備	(1) 相談・情報提供の拠点の充実 (2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備
	2. 生活支援施策の充実	(1) 障害福祉サービス等の充実 (2) 福祉用具の普及促進 (3) 経済的支援策の推進 (4) 居宅生活の支援
	3. 保健・医療サービスの充実	(1) 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見および機能訓練体制の充実 (2) 障がい者医療の充実 (3) 精神保健対策の推進
基本目標 4 障がい児支援 の充実	1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進	(1) 療育体制等の充実 (2) 多様な教育機会の提供・交流教育の充実 (3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

3. 施策の展開（中間見直し後）

基本目標1 ともに支え合うことのできる地域づくり

市民への啓発のほか、地域での交流や福祉コミュニティの形成、福祉活動に携わる人材の発掘・育成を通じて、障がいのある人もない人もともに支え合う、顔の見える関係づくりを進めていきます。また、すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるために、施設や交通機関などのバリアフリー化を進めていきます。

評価指標

項目	方向性	初期値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R4)
地域で高齢者や障がい者・児童等を見守り、支援する仕組みができていると思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	34.2%	29.4%	40.0%
福祉ボランティア活動に参加したことがある市民の割合（市民実感調査より）	↗	25.1%	23.8%	30.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	48.4%	45.0%	70.0%
ノンステップバス導入率 (市内運行バス台数に係る導入率)	↗	62.7%	76.1%	70.0%
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	59.1%	61.7%	65.0%

分析及び評価

アンケート調査では、障がい者に対する差別や偏見を感じている障がい者が多く、また、障がい者と接する機会がない一般市民が増えてきていることから、さまざまな情報発信手段を用いて、啓発活動を強化していくとともに、地域で支え合うことのできる関係づくりを推進するためには、地域との交流機会の創出、拡大がさらに必要とされています。

また、災害時への対応では、災害時に避難できない障がい者が多く、漠然と不安を抱えているなどの意見があったことから、災害時の効果的な支援が可能となるよう、障がい者個々のニーズにあった避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成が求められています。

重点施策の取組状況

重点施策：地域における交流と支え合いの推進

障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことや、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保にも取り組んでいきます。

(1) 「交流スペース」への運営支援

市内には、現在2か所の「交流スペース」があり、ダンスや料理教室の開催、イベントへの出演など、障がい者（児）やその家族、地域のさまざまな人がともに集い、交流を深めています。その「交流スペース」を運営する法人に対し運営補助金として支援を行っています。

(2) 障がい者自立支援協議会の運営

地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発および改善に関することなどを協議する場である「川西市障がい者自立支援協議会」を開催しています。また、障がい者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことを目的として、地域課題に即した協議をより専門的に行うため、課題ごとの専門部会「相談支援部会」「子ども支援部会」「精神障がい者支援部会」を設置しています。各専門部会では、福祉、保健、医療、教育等関係部署、機関等の担当者が参加し、地域における課題の抽出・整理、情報共有、関係機関の連携強化などを進めています。

◆実施状況◆ （※令和2年度は、10月末現在）

平成30年度	○障がい者自立支援協議会：3回開催 ○「こども支援部会」と「精神障がい者支援部会」を新たに設置。 ※「相談支援部会」は、平成29年度に設置済みです。
令和元年度	○障がい者自立支援協議会：1回開催 ・相談支援部会：12回開催 ・こども支援部会：5回開催 ・精神障がい者支援部会：3回開催
令和2年度	○障がい者自立支援協議会：1回開催（ただし、書面对応） ・相談支援部会：6回開催 ・こども支援部会：2回開催 ・精神障がい者支援部会：1回開催

施策内容

1. 共生社会の推進

(1) 啓発活動の推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔11101〕 地域住民等への啓発活動	障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がいに関する正しい知識の普及や、障がい者に対する理解を深めるため、さまざまな機会を通じ、あらゆる世代への啓発に努める。	継続	障害福祉課
〔11102〕 障がい者週間事業の実施	障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者週間事業実行委員会を組織する。また、障がい者1日サロン事業などの情報を学生等の若い世代にも発信し、各種の啓発広報活動を実施する。	継続	障害福祉課
〔11103〕 精神衛生問題推進事業の実施	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を図る。	継続	障害福祉課
〔11104〕 障害者差別解消法に関する民間事業者への周知	障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められていることから、その趣旨等について、周知に努める。	継続	人権推進課 障害福祉課

(2) 地域における障がい者と住民との交流促進

施策	概要	方向性	担当所管
〔11201〕 「交流スペース」に対する運営支援	地域において、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。	継続	障害福祉課
〔11202〕 障がい者と住民との交流促進の取り組みに対する支援	障がい者と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取り組みが円滑に行われるよう支援、連携する。	継続	障害福祉課

(3) 担い手の育成とネットワーク化

施策	概要	方向性	担当所管
〔11301〕 障がい者団体が行う 事業への補助	障害者団体連合会、身体障害者福祉協会、身体障害児者父母の会、手をつなぐ育成会、むぎのめ家族会に対して、運営費や活動費を助成することにより、障がい者の自立と社会参加を促進する。	継続	障害福祉課
〔11302〕 ボランティア活動センターへの支援	市民のボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談、あっせん事業、ボランティアグループへの支援、ボランティアの啓発や育成等の事業を実施するボランティア活動センターに対し支援を行う。また、ボランティアの派遣を積極的に進めるとともに、その確保と養成のための支援を行う。	継続	地域福祉課
〔11303〕 障がい者自立支援協議会の運営	障がい者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発および改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。	継続	障害福祉課

2. 暮らしやすい生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔12101〕 公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進	バリアフリー法（バリアフリー重点整備地区基本構想【第1期・第2期基本構想】を含む）および県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が使いやすく、誰もが安心して利用できる公共施設、道路、公園、交通安全施設などのバリアフリー化を推進する。	継続	公共施設 マネジメント課 公園緑地課 道路整備課
〔12102〕 福祉のまちづくり条例に基づく指導、助言	県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよう、建築主等に対し指導、助言を行う。	継続	建築指導課

(2) 移動・交通対策の推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔12201〕 迷惑駐車追放運動の実施	迷惑駐車追放のための街頭パトロールや駐車マナー向上のための広報活動を実施することにより、地区住民の生活の安全と快適な交通環境を確保する。関係機関と連携し、迷惑駐車防止と啓発、取り締まりの強化を図る。	継続	交通政策課
〔12202〕 自転車駐車場の整備と放置自転車等の撤去	川西能勢口駅周辺の駅前広場、歩道および路肩に放置している自転車等が通行の妨げとなるため、利用者のモラルの向上や指導、監視、撤去を行うとともに、需要に見合う自転車駐車を整備する。啓発による市民のモラル向上と監視、撤去の徹底を行う。	継続	交通政策課
〔12203〕 自動車改造費および運転免許取得費の助成	肢体不自由者が就労等に伴い、自ら所有する車で、その自動車を操作しやすいように改造する費用を助成し、社会参加や自立を促進する。あわせて、運転免許取得費についても助成する。	継続	障害福祉課
〔12204〕 ノンステップバスの導入支援	高齢者、障がい者等のバスを利用した移動の利便性および安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入について支援する。	継続	交通政策課
〔12205〕 タクシー料金の助成	一定の要件を満たす重度障がい者等が、一般のタクシー又はリフト付き寝台タクシーを利用した場合、タクシー料金の助成を行う。	継続	障害福祉課
〔12206〕 軽自動車税の減免	障がい者本人等の所有でもっぱら当該障がい者の利用に供するものについて、軽自動車税を減免する。(1台に限る)	継続	市民税課
〔12207〕 市役所内駐車場使用料の減免	障害者手帳所持者が運転、同乗している自動車の駐車場使用料を免除する。	継続	資産マネジメント課
〔12208〕 「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及	高齢者、障がい者等一定の要件を満たす方が利用できる「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の啓発を進め、利用者の増加をめざす。	継続	地域福祉課
〔12209〕 「おもいやりスペース」の普及【新規】	障がい者や子どもなどの自転車駐輪ラックの上段が使用しにくい方が下段ラックを優先的に使用できる「おもいやりスペース」について、制度の周知と当該スペースの増加をめざす。	新規	交通政策課

施策	概要	方向性	担当所管
【12210】 地域における移動手段の充実に向けた検討【新規】	障がい者の積極的な社会参加、外出支援のため、オンデマンドモビリティサービス実証実験を通じ、新しい移動手段を検討する。	新規	交通政策課

(3) 緊急通報体制の整備

施策	概要	方向性	担当所管
〔12301〕 消防緊急通報指令システムの整備	障がい者等避難行動要支援者を事前に把握することにより、迅速な援護活動を行う。	継続	消防本部 消防課
〔12302〕 緊急通報システムの整備	ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が、急病や事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報する。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整える。	継続	消防本部 消防課 地域福祉課
〔12303〕 災害時への対応	障がい者など災害時に特別な支援を必要とする者のリストを作成し、災害時の支援策をあらかじめ検討するなど、避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進める。	継続	地域福祉課
〔12304〕 障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討	障がい者（児）が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報登録する制度の創設を検討する。	継続	障害福祉課
【12305】 避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成【新規】	自力での避難が難しいひとり暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者が安心して避難所に避難できるよう、新たに避難行動要支援者のことをよく知る介護支援専門員や相談支援専門員と、地域の防災活動などを担う自主防災組織などの協力を得て、個別支援計画の作成を進める。また、地域の防災訓練に避難行動要支援者や支援者も参加し、計画の検証を行う。	新規	地域福祉課 危機管理課

基本目標 2 本人の意思を尊重した社会参加の促進

障がい者が社会で自己実現を果たすために、就労支援や文化活動の促進を図るとともに、障がい者が不安を感じることなく地域での生活や社会活動への参加ができるよう、サービスの選択や社会参加について、自分の考えで意思決定ができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実、権利擁護の推進を図ります。

評価指標

項目	方向性	初期値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R4)
福祉施設から一般就労への移行者数 (総合計画後期基本計画より)	↗	15人	19人	27人
就労移行支援事業の利用者数 (1か月あたりの実利用人数)	↗	18人	29人	67人
一人ひとりの人権が尊重されていると感じている市民の割合(市民実感調査より)	↗	47.5%	48.1%	80.0%

分析及び評価

アンケート調査では、障がいのある人の就労希望が高い一方で、普通企業に就職しにくいという意見、また、行政の支援による積極的な雇用や障がい者施設が提供できる業務を自治体でマッチングすることなどが求められています。障がいのある人の働きたい希望又は「親なき後」における障がい者の地域での自立した生活のため、福祉的就労の場の充実と支援者のスキル向上を図ることはもとより、一般就労の拡大に向け、障がい者雇用・就労推進本部においてその支援施策の検討が必要です。

また、障がい者の自主製品の販売促進、企業等と連携した多様な就労形態により障がい者の就労促進を進めていくことが求められています。

ポストコロナの対応として、遠隔手話通訳サービスを活用した情報保障に取り組みます。また、市民の手話に対する理解が十分に進んでいないため、手話は言語であるということを広く市民に周知し、聴覚障がい者の意思疎通の環境整備が必要です。

障がい者スポーツ活動や芸術文化活動などについては、障がいのある人が積極的に参加できる場を幅広く設け、市民理解や関心を高めるような取り組みがさらに必要とされています。

権利擁護の推進については、障がい者の親なき後を見据えた取り組みとして成年後見制度の利用促進を中核的に推進する機関の整備が求められています。

重点施策の取組状況

重点施策：障がい者の就労支援の強化

就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップをはかっていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援・就労移行支援・就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、市内での提供体制確保に取り組んでいきます。

○就労移行支援事業および就労定着支援事業の実施

令和元年に旧川西市久代デイサービスセンターを活用して、公募型プロポーザルにより「就労継続支援」「就労移行支援」「就労定着支援」を実施する多機能型の障がい者就労支援施設を運営する事業者の誘致ができ、令和2年8月1日より開所されました。就労移行支援および就労定着支援を実施する事業所は、本市になかったため、これにより就労におけるサービスの提供体制が市内で提供できるようになりました。

◆実施状況◆（※令和2年度は、10月末現在）

サービス利用状況	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉施設から一般就労への移行者実人数	24人	19人	11人
就労継続支援A型利用実人数	72人	76人	69人
就労継続支援B型利用実人数	257人	297人	305人
就労移行支援利用実人数	58人	61人	62人
就労定着支援利用実人数	11人	16人	17人

【新規】障がい者雇用・就労推進本部の設置

障がい者が働きたいという希望や親なき後の障がい者の自立に必要な障がい者の雇用及び就労に向け、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、令和2年2月に「市障がい者雇用・就労推進本部」を設置しました。外部より伊丹公共職業安定所、社会福祉協議会が参画し、庁内からは障害福祉課をはじめ、産業振興課、職員課で組織され、「一般就労」「福祉就労」「庁内雇用」を一体的に推進していくこととしています。

施策内容

1. 就労支援体制の充実

(1) 一般就労の促進

施策	概要	方向性	担当所管
〔21101〕 就労移行支援事業の実施	一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行う。	継続	障害福祉課
〔21102〕 就労定着支援事業の実施	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じた日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導および助言など必要な支援を行う。	継続	障害福祉課
〔21103〕 障がい者雇用支援体制の整備	ハローワークをはじめ、兵庫障害者職業センター、阪神北障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図りつつ、障がい者雇用を支援する体制の整備を進める。	継続	障害福祉課
〔21104〕 阪神友愛食品株式会社への出資	重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行う。	継続	障害福祉課
〔21105〕 障がい者の職員採用	必要に応じ障がい者を対象とする採用試験を引き続き実施する。また、障がい者の公務職場での採用に関し、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努める。	継続	職員課
〔21106〕 市役所等での職場実習の実施	障がい者の職業能力向上への支援として、市役所や関係機関等で職場実習（体験）を実施するよう努める。	継続	障害福祉課
【21107】 障がい者雇用・就労推進本部の運営 【新規】	伊丹公共職業安定所、社会福祉協議会が運営する障がい者基幹相談支援センターおよび職員課、産業振興課、障害福祉課で構成する障がい者雇用・就労推進本部において、定期的に会議を開催し、障がい者の一般就労、福祉就労および庁内雇用に向けた施策を検討、実施する。	新規	障害福祉課 職員課 産業振興課

施策	概要	方向性	担当所管
【21108】 企業と連携した障がい者の短時間就労促進【新規】	就労に対する多様なニーズに応じるよう、企業と連携を図りながら、短時間就労等を含め多様な就労形態を通じ、障がいのある人の就労促進を図り、社会参画を促す。	新規	産業振興課 障害福祉課

(2) 福祉的就労の推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔21201〕 就労継続支援事業の実施	一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。	継続	障害福祉課
〔21202〕 川西作業所の運営	主に身体障がい者を対象として、就労継続支援（B型）事業を実施する。	継続	障害福祉課
〔21203〕 小戸作業所の運営	主に知的障がい者を対象として、生活介護事業および就労継続支援（B型）事業を実施する。	継続	障害福祉課
〔21204〕 地域活動支援センター事業等の実施	障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を委託又は補助により実施する。また、地域活動支援センターに移行していない小規模作業所に対し、引き続き運営費の補助を行う。	継続	障害福祉課
〔21205〕 自主製品販売促進の支援	市庁舎内において、障害福祉サービス事業所等の製品を販売する場所を定期的に提供するとともに、集客施設等での販売場所の確保に必要な費用の一部を補助する。	継続	障害福祉課
〔21206〕 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。	継続	障害福祉課

2. 社会参加の促進

(1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援

施策	概要	方向性	担当所管
〔22101〕 点字および声の広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容を点訳した点字広報や、CDに録音した声の広報を発行する。	継続	広報広聴課
〔22102〕 行政文書の点訳	視覚障がい者が自ら必要な情報を得られるようにするため、行政文書の点訳を進める。	継続	障害福祉課
〔22103〕 録音図書等の貸し出し	中央図書館に録音図書と点字図書を備え付け、視覚障がい者に対して貸し出しを行う。今後、録音図書の充実を図る。	継続	中央図書館
〔22104〕 情報バリアフリー機器の設置	視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリーを図るため、市役所窓口に必要な機器を設置する。	継続	障害福祉課
〔22105〕 手話通訳者の設置	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、福祉事務所に手話通訳者を設置する。	継続	障害福祉課
〔22106〕 手話通訳者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣するとともに、その養成に努める。	継続	障害福祉課
〔22107〕 要約筆記者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のうち、手話や口話ができない人が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、要約筆記者を派遣するとともに、その養成に努める。	継続	障害福祉課
〔22108〕 書籍の郵送による貸し出し	外出困難な身体障がい者に対し、郵送により書籍の貸し出しを行う。	継続	中央図書館
〔22109〕 補助犬貸付事業の周知、啓発	兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図るとともに、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する市民の理解を促進し、障がい者の自立や社会参加を支援する。	継続	障害福祉課
【22110】 手話言語条例の制定 【新規】	聴覚障がい者の情報保障の環境整備を進めるにあたり、手話や聴覚障がい者に対する理解を深めるため、手話言語条例を制定する。	新規	障害福祉課
【22111】 遠隔手話通訳サービスの実施【新規】	新型コロナウイルス感染拡大等、手話通訳者の同行が困難な状況に対応しつつ、手話通訳者の安全を確保するため、遠隔手話通訳サービスの実施を進める。	新規	障害福祉課

(2) 選挙権の行使に係る配慮

施策	概要	方向性	担当所管
〔22201〕 障がい者が利用できる投票制度の啓発	点字投票、代理投票および郵送による不在者投票など障がい者が利用できる投票制度を、市ホームページ、広報誌等でPRし、障がい者の選挙権行使を促進する。	継続	選挙管理委員会事務局
〔22202〕 投票所における障がい者に対する配慮	投票所において、点字による候補者氏名等一覧、車いす用記載台などを配備する。また、投票所前に段差等がある場合は、仮設のスロープ等を設置するとともに、2階以上の投票所については介助のための職員を配置する。	継続	選挙管理委員会事務局

(3) スポーツ・芸術文化活動の促進

施策	概要	方向性	担当所管
〔22301〕 障がい者スポーツの振興	障がい者スポーツ教室の開催や、障害者団体連合会による「みんなの体育祭」に対する支援を行うとともに、国や県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行うなど、障がい者スポーツの振興を図る。	継続	障害福祉課 文化・観光・スポーツ課
〔22302〕 障がい者作品展への支援	障害者団体連合会が実施する障がい者作品展に対し、助成等の支援を行うとともに、県等が主催する作品展についても積極的に情報提供を行う。	継続	障害福祉課
〔22303〕 障がい者に対する学びの支援	障がい者が生涯にわたり教育や文化など、さまざまな機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努める。	継続	文化・観光・スポーツ課 社会教育課

(4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

施策	概要	方向性	担当所管
〔22401〕 障がい者の社会貢献活動促進	ピアカウンセリングや社会福祉ボランティア活動など、障がい者の社会貢献活動への参画を支援する。	継続	障害福祉課
〔22402〕 まちづくりへの参画促進	身近なまちづくりに障がい者の視点を反映するため、地域のさまざまな活動への参画の機会を拡大するよう努める。	継続	参画協働課

3. 権利擁護の推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔23101〕 日常生活自立支援事業の実施	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心した生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会での福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助について、より一層、制度の普及啓発や利用促進ができるよう支援する。	継続	地域福祉課
〔23102〕 成年後見支援センターの運営	市社会福祉協議会への委託により、成年後見支援センター“かけはし”を運営し、制度利用についての相談や啓発活動、市民後見人の養成や支援などを行う。	継続	地域福祉課
〔23103〕 成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の普及、啓発を図るため、市民等を対象に行われている講演会や出前講座などの実施を支援する。	継続	地域福祉課
〔23104〕 成年後見制度の利用支援	障害福祉サービスの利用を希望する知的障がい者又は精神障がい者であって、後見人等の報酬など必要となる費用について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められた人に、その費用の全部又は一部を助成する。	継続	障害福祉課
〔23105〕 法人後見に対する支援の検討	法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討していく。	継続	地域福祉課
〔23106〕 計画的な後見制度の利用推進	第5期地域福祉計画に基づき、成年後見制度の制度運用や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていく。	継続	地域福祉課
〔23107〕 障がい者虐待に対する相談、支援の実施	障がい者虐待防止相談窓口を設置し、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、迅速な対応と適切な支援を行う。	継続	障害福祉課
〔23108〕 障がい者差別の解消に向けた取り組み	障がい者差別に関する相談に対し、人権相談など各相談窓口において適切に対応するとともに、障害者差別解消支援地域協議会の活動などを通じて、障がい者差別のない地域づくりを進める。また、市長が指導監督権限を有する事業分野について、担当所管において適切な権限行使に努める。	継続	人権推進課 障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
〔23109〕 障がい者に対する適切な配慮の実施	障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取り組みを推進していく。	継続	職員課 障害福祉課 教育保育職員課
【23110】 成年後見制度の普及・促進に向けた中核機関の設置 【新規】	社会福祉協議会が運営する「成年後見支援センター“かけはし”」を中核機関として位置づけ、財産管理や福祉サービス利用などを自分で行うことが困難で、判断能力が十分でない認知症の人や障がいのある人などを援助する成年後見制度の利用促進を図る。	新規	地域福祉課

基本目標3 安心して暮らすためのサービスの充実

障がい者の日常生活を支える生活支援サービスや保健・医療サービス、その他サービスの質・量を拡充するとともに、利用者目線の適切なサービス提供体制を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる支援体制の構築を進めます。

評価指標

項目	方向性	初期値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R4)
グループホームの利用者数 (1か月あたりの実利用人数)	↗	80人	106人	159人
相談支援専門員の数 (市内の相談支援事業所に在籍している 人数)	↗	17人	24人	25人
施設入所者の地域生活への移行者数 (総合計画後期基本計画より)	↗	0人	0人	3人

分析及び評価

障害福祉サービス等については、不足していた就労系事業所の誘致や、グループホームの開所支援などで市内の事業所が増えたことにより、サービス全般の供給量が増加しました。また、地域生活支援事業の移動支援事業と日中一時支援事業については、利用者のニーズにあった事業見直しを行い、請求審査の迅速化、合理化を図りました。

相談支援事業については、親なき後を見据えた取り組みとして、地域の相談支援の中核的な役割を担う「川西市障がい者基幹相談支援センター」の設置、新たな相談支援事業所を運営する事業者の公募など、障がい者が地域で安心して暮らせるための体制整備を行いました。しかしながら、障がいの重度化、高齢化や「親なき後」問題など障がい者を取り巻く課題は、ますます複雑化、複合化していくため、そうしたニーズに対応できる総合的・重層的な支援体制の整備が求められています。

医療的ケアが必要な障がい児に対応できる短期入所施設、重症心身障がい児を受け入れられる日中活動の場、身体障がい者又は精神障がい者を受け入れるグループホームは、市内に不足していることから、共生型サービス事業所を含めて事業所の整備を進めていく必要があります。

重点施策の取組状況

重点施策：地域移行・地域定着を進めるための体制整備

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的かつ専門的な相談支援や地域移行および地域定着の促進といった業務を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討します。また、地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ体制を確保します。

(1) 基幹相談支援センター設置の検討

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、平成30年度より障がい者自立支援協議会の「相談支援部会」において、基幹相談支援センターの機能、実施業務、設置方法等の課題整理を行いました。

令和2年12月1日より、市障がい者（児）地域生活・就業支援センターを改組し、「川西市障がい者基幹相談支援センター」として設置しました。基幹相談支援センターでは、社会福祉士などによる専門的な相談支援の実施、市内の相談支援事業所のバックアップ、長期入院の障がい者等の地域移行および地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、企業や市内事業所、市障がい者雇用・就労推進本部と連携し、障がい者の就労支援などに取り組んでいきます。

また、基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）と連携を図り、質の高い相談支援事業を展開します。

(2) グループホームの整備促進

障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、また、「親なき後」を見据えた取り組みとして、令和2年度より市独自制度「グループホーム支援補助金」を創設し、指定基準以上の支援員等の配置に係る報酬の助成や利用者定員の欠員分の家賃補助を行うことにより、グループホームの供給拡大をめざしました。また、グループホーム新規開設サポート事業として、開設時に係る備品購入費等への補助を実施しています。

◆実施状況◆（※令和2年度は、10月末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
グループホーム数	11ホーム	13ホーム	16ホーム
定員合計	65人	75人	92人

(3) 地域生活支援拠点の設置

平成29年度末に「地域生活支援拠点」を市内に1か所設置しました。生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、計画相談支援事業を実施し、障がい者が地域で自立した生活を営む上で必要な支援を行っています。

緊急時の受け入れ体制の整備や地域での生活に向けたグループホームの体験利用など、市障がい者基幹相談支援センターと緊密に連携を図り、拠点の有効活用を含め機能の充実に検討していく必要があります。

(新規) 障がい者の親なき後の支援体制確保に向けた検討

アンケート調査又は市内障がい者団体からの要望では、障がい者の「親なき後」における地域での生活において必要なこととして、グループホームやショートステイ、ホームヘルパーの派遣など施設の整備やサービスの充実に加え、日常生活のサポート、健康の管理、地域との交流などといった意見がありました。また、アンケート調査からは、老後の生活をどのように計画していくか、親なき後に対する具体的なサポートや施設がないことへの心配、漠然とした不安を解消するための支援体制が必要という課題が挙げられています。

「親なき後」も障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、障がいのある人、その家族が安心できる支援の仕組みの構築を進めます。

施策内容

1. 相談支援体制と情報提供の仕組みの整備

(1) 相談・情報提供の拠点の充実

施策	概要	方向性	担当所管
〔31101〕 計画相談支援の実施	障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせることができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	継続	障害福祉課
〔31102〕 障がい者（児）相談支援事業の実施	相談窓口において、障がい者（児）やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う。	継続	障害福祉課
〔31103〕 基幹相談支援センター設置の検討	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等に対し総合的かつ専門的な相談支援の実施、地域移行および地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、24時間の相談支援対応など総合的な支援を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討する。	完了	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
【31104】 障がい者基幹相談支援センターの運営 【新規】	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、社会福祉協議会に運営委託をし、障がい者等に対し専門的な相談支援の実施、相談支援事業所へのバックアップ、長期入院患者や施設入所者の地域移行および地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、24時間の相談対応、市障がい者雇用・就労推進本部と連携した就労支援を行う。	新規	障害福祉課
【31105】 総合的・重層的な支援体制の構築 【新規】	「地域共生社会」を実現するため、「介護」、「障がい」、「子ども・家庭」、「困窮」といった分野ごとの支援システムではなく、総合的・重層的な支援体制を構築する。	新規	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課

(2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備

施策	概要	方向性	担当所管
〔31201〕 身体障がい者および知的障がい者相談員の配置	身体障がい者や、知的障がい者およびその保護者からの更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図るため相談員を配置する。	継続	障害福祉課
〔31202〕 精神障がい者相談員の配置	県が実施主体となり、精神障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、精神障がい者の福祉の向上を図るため精神障がい者相談員を配置する。	継続	障害福祉課
〔31203〕 民生委員・児童委員の配置	民生委員・児童委員により福祉全般にわたる相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等を行うことにより、障がい者福祉の向上を図る。	継続	地域福祉課
〔31204〕 地域での相談、情報提供体制の整備	身近な地域で気軽に相談できる地域福祉拠点として、概ね各小学校区に、民生委員・児童委員などによる相談窓口を設ける。また、福祉ネットワーク会議を通じて情報提供や情報交換を行うほか、民生委員・児童委員などに対し、障がい者に関する研修を実施する。	継続	地域福祉課

2. 生活支援施策の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

施策	概要	方向性	担当所管
〔32101〕 訪問系サービス事業の実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを、障がいの種別や程度により適切に提供し、人材育成にも努める。	継続	障害福祉課
〔32102〕 日中活動系サービス事業の実施	生活介護、自立訓練、短期入所のサービスを提供し、障がい者の自立した社会生活や介護者等への支援を行う。	継続	障害福祉課
〔32103〕 移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際にガイドヘルパーを派遣する。	継続	障害福祉課
〔32104〕 はんしん自立の家ショートステイ事業の実施	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が運営する「はんしん自立の家」において、阪神7市1町共同で、身体障がい者（児）を対象にショートステイ事業を実施する。	継続	障害福祉課
〔32105〕 ひまわり荘の運営	主に身体障がい者を対象に生活介護事業を実施する。	継続	障害福祉課
〔32106〕 日中一時支援事業の実施	障がい者（児）の家族の就労支援および一時的な休息のため、日中、障害者支援施設等において障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	継続	障害福祉課
〔32107〕 友愛訪問活動の推進	各種の相談に応じるなど、民生委員・児童委員等との対話を通じてやすらぎや生きがいを感じてもらうことを目的として、ひとり暮らしの高齢者等を訪問する。	継続	地域福祉課
〔32108〕 家庭ごみの戸別収集の実施	ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者の世帯（身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者で構成）に対し、面談のうえ戸別収集を実施する。	継続	美化推進課
〔32109〕 療養介護の給付	病院等への長期の入院による医療的ケアや、常時介護が必要な障がい者に対し、療養にあわせて必要な訓練や日常生活上の介護等を行う。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
〔32110〕 自立生活援助事業の 実施	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。	継続	障害福祉課
〔32111〕 共生型サービス事業 所の設置促進	障害福祉サービスを利用していた障がい者が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、共生型サービス事業所の設置を促進する。	継続	障害福祉課 介護保険課
【32112】 障がい者の親なき後 の支援体制確保に向け た検討【新規】	「親なき後」の障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の整備、身上の保護、財産の管理等の支援体制の確保など、親なき後の障がい者を支える仕組みを構築する。	新規	障害福祉課
【32113】 在宅障がい者等に対 する安否確認等支援 事業の実施【新規】	社会福祉協議会が運営する障がい者基幹相談支援センターに委託して、在宅の一人暮らしの障がい者等に対し、電話・訪問などで安否確認等を行うことにより、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげる。	新規	障害福祉課
【32114】 市立川西病院跡地で の共生型サービスな どの整備に向けた検 討【新規】	市立川西病院跡地を活用して、地域包括ケアシステムの拠点となる共生型サービス事業所等の整備について検討する。	新規	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課

(2) 福祉用具の普及促進

施策	概要	方向性	担当所管
〔32201〕 補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な補装具の購入、修理、貸与に係る費用を支給する。	継続	障害福祉課
〔32202〕 日常生活用具の給付	障がいのある人が自立した日常生活を営むための便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付を行う。また、必要に応じ、品目等の見直しを行う。	継続	障害福祉課

施策	概要	方向性	担当所管
〔32203〕 軽・中度難聴児に対する補聴器等購入費用の助成	言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成する。	継続	障害福祉課

(3) 経済的支援策の推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔32301〕 特別障害者手当等の支給	重度障がいのため、日常生活に介護を要する人を対象に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給する。	継続	障害福祉課
〔32302〕 外国人等障害者特別給付金の支給	国民年金の制度的な理由により障害基礎年金等を受給できない外国人等の重度又は中度障がい者に給付金を支給する。	継続	障害福祉課
〔32303〕 重度心身障害者(児)介護手当の支給	日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者(児)を介護する人に、介護手当を支給する。	継続	障害福祉課
〔32304〕 特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に中度から重度の障がいがある 20 歳未満の児童を監護する人を対象に、特別児童扶養手当を支給する。	継続	こども支援課
〔32305〕 児童扶養手当の支給	18 歳未満の児童(心身に特別児童扶養手当 2 級に該当する程度以上の障がいがある場合は 20 歳未満)がいる家庭で、父又は母に極めて重度の障がいがある場合、父又は母に代わって児童を養育している人を対象に児童扶養手当を支給する。	継続	こども支援課
〔32306〕 高額障害者地域生活支援事業費の支給	同一世帯の障がい者(児)が受けた障害福祉サービス、障害児通所支援および地域生活支援事業の利用者負担額の合計額が、一定の基準額を超える場合、その超えた額を高額障害者地域生活支援事業費として支給する。	継続	障害福祉課
〔32307〕 介護保険サービスの利用者負担軽減	65 歳に到達する前に長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた高齢障がい者のうち、一定の要件に該当するものに対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)する。	継続	障害福祉課
〔32308〕 福祉施設通所費の助成	障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所等への通所者に対し交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	継続	障害福祉課

(4) 居宅生活の支援

施策	概要	方向性	担当所管
〔32401〕 グループホームの整備促進	障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図る。	継続	障害福祉課
〔32402〕 地域生活支援拠点の設置	生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、計画相談支援事業を実施する多機能施設において、緊急時の受け入れ体制の確保など、障がい者が地域で自立した生活を営む上で必要な支援を行う。	継続	障害福祉課
〔32403〕 障がい者向け住戸等の供給	市営住宅において、車いす利用者向け住戸を供給するとともに、市営住宅への優先入居枠の設定に努める。	継続	住宅政策課
〔32404〕 住宅改造費の助成	高齢者又は障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。今後、作業療法士、保健師、建築関係者等による指導を推進する。	継続	障害福祉課 地域福祉課 介護保険課
〔32405〕 水洗便所等改造資金の助成	水洗便所に身体障がい者用付属器具を設置する人に、その費用として、1世帯につき6万円以内を助成する。	継続	給排水設備課

3. 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見および機能訓練体制の充実

施策	概要	方向性	担当所管
〔33101〕 乳幼児健康診査後の相談等	乳幼児健康診査等で、必要と思われる乳幼児を対象に身体精密、発達相談、幼児精神精密健診、在宅要観察児等親子遊び教室などで、他機関への紹介や専門職による適切な支援、相談を行う。また、必要に応じてこれら対象者への訪問指導を行う。	継続	健幸政策課
〔33102〕 訪問指導、健康相談 (生活習慣病予防)	障がい発生を予防する観点から保健師等が健康相談や家庭訪問で本人および家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止する。	継続	健幸政策課

施策	概要	方向性	担当所管
〔33103〕 機能訓練事業の充実	麻痺や拘縮（関節がかたくなって動きにくくなること）等の機能障がいおよび日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施する。また、介護予防担当所管と協力、連携しながら、老化等による機能低下の防止に努める。	継続	健幸政策課
〔33104〕 介護予防事業の実施	65 歳以上を対象に心身機能の低下防止に重点を置いた教室を行う。	継続	介護保険課

（２）障がい者医療の充実

施策	概要	方向性	担当所管
〔33201〕 自立支援医療（更生医療）の給付	身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の障がい者で、その障がいを除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給する。	継続	障害福祉課
〔33202〕 自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。	継続	障害福祉課
〔33203〕 自立支援医療（精神通院医療）の給付	県が実施主体となり、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給する。	継続	障害福祉課
〔33204〕 福祉医療費の助成	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）および精神障がい者（児）の医療費の一部を助成する。	継続	医療助成・年金課
〔33205〕 重症心身障がい児（者）訪問看護支援事業の実施	自宅で継続して療養を受ける必要がある重症心身障がい児（者）が受けた訪問看護療養の費用の一部を助成する。	継続	障害福祉課
〔33206〕 障がい者（児）歯科診療の実施	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）を対象に、ふれあい歯科診療所において障がい者（児）歯科診療を実施する。	継続	健幸政策課

(3) 精神保健対策の推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔33301〕 心の相談事業	日常生活のストレス、ひきこもり等で、精神に障がいをもたらすおそれのある人およびその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じる。	継続	障害福祉課
〔33302〕 自殺防止対策の推進	国の自殺総合対策大綱にある「いのちを支える」という理念をもとに、各関係機関との横断的な連携により、包括的、継続的な支援を行う。	継続	地域福祉課
〔33303〕 健康福祉事務所等との連携強化	精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進める。	継続	障害福祉課
〔33304〕 精神障がい者に対する福祉的支援	精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障がい者福祉サービスの利用の助言、関係機関等との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、相談支援機能の充実に努めるため、市窓口や相談支援事業所に精神保健福祉士を配置する。	継続	障害福祉課
〔33305〕 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じ、地域での包括的な支援や、サービスの提供体制の構築を進める。	継続	障害福祉課

基本目標4 障がい児支援の充実

障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児が、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で受けることができるよう、地域における支援体制の構築を図ります。

評価指標

項目	方向性	初期値 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R4)
サポートファイルの配布数（累計） ※ダウンロードは除く	↗	474冊	646冊	1,000冊
保育所等訪問支援事業の利用者数 （1か月あたりの実利用人数）	↗	8人	7人	9人
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数	↗	0か所	0か所	各1か所

分析及び評価

教育と福祉の両分野の連携が重要であることを踏まえ、障がい者自立支援協議会「子ども支援部会」や特別支援教育相談連携会議を通じ、就学前から卒業までの支援が円滑に行えるよう、教育と福祉が緊密な連携を図りました。

医療的ケア児等に対する支援については、保健、医療、保育、教育の関係機関が連携を図るための協議の場の設置や、医療的ケア児等コーディネーターの配置など関係機関の連携を円滑に実施できる体制を構築しましたが、重症心身障がい児を受け入れできる児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の整備が課題です。また、日中の生活の場である学校などに看護師等を配置することによる、教育環境等を向上させることが求められています。

アンケート調査では、将来の方針が定まっていない人が増えてきており、一方で、今後のサービスの利用は、就労に関するサービスに対するニーズが高く、就労や自立に関する支援、相談先の充実が求められています。また、アンケート調査で学校や教員に対し、専門性や知識、障がいへの理解といった意見があったことから、障がい児の特性や福祉サービスの利用など障がい児に関わる関係者に対する研修機会の拡大も特に必要とされています。

重点施策の取組状況

重点施策：医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築

医療的ケア児等が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関による協議の場を設置し、ケースの把握や支援体制の充実を図ります。

(1) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

川西市障がい者自立支援協議会の「こども支援部会」において、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の参加のもと、市内の医療的ケア児等の情報把握および支援体制について課題整理、共有などを行っています。

令和2年度に、児童発達支援センター「川西さくら園」に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、障害児通所支援事業所や学校などと連携を図りながら医療的ケア児等への総合的な支援に取り組んでいきます。

◆実施状況◆ (※令和2年度は、10月末現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
部会開催回数	4回	4回	2回
医療的ケア児把握数	33人	34人	—

(2) 重症心身障がい児に対する支援体制の整備

川西市障がい者自立支援協議会の「こども支援部会」において、重症心身障がい児の実態把握を行うとともに、令和2年度中に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保についての情報交換や課題整理を行いました。引き続き、支援体制の整備をめざします。

◆実施状況◆ (※令和2年度は、10月末現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
部会開催回数	4回	4回	2回
重症心身障がい児数	22人	21人	—

施策内容

教育・療育環境の整備と交流教育の推進

(1) 療育体制等の充実

施策	概要	方向性	担当所管
〔41101〕 障害児相談支援の実施	障がい児にとって適切なサービスを組み合わせ、利用できるような、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	継続	障害福祉課
〔41102〕 障害児通所支援の実施	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施し、障がいのある子どもに対する日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力向上に必要な訓練など必要な支援を行う。	継続	障害福祉課
〔41103〕 川西さくら園の運営	精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がいや発達の状態に応じて、個別又は集団で各種訓練、指導および保育等の療育を行うとともに、保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努める。また、障害児相談支援および保育所等訪問支援を行う。	継続	障害福祉課
〔41104〕 教育支援委員会、教育支援専門委員会の開催	教育委員会の諮問に応じて、障がい児の就学指導について、調査、審議する。障がい児の状況を適切に把握し、適切な指導を行う。	継続	教育支援センター
〔41105〕 教育相談事業の実施	児童の心身の問題について相談に応じ、健やかな育成を図る。障がいの特性に応じた相談事業の充実を図る。	継続	教育支援センター
〔41106〕 障がい児の自然体験推進事業	自然とのふれあいや集団生活を通して、豊かな心情や社会性を養う。	継続	教育支援センター
〔41107〕 サポートファイルの活用	支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行う。	継続	障害福祉課 健幸政策課 教育支援センター

施策	概要	方向性	担当所管
〔41108〕 医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。	継続	障害福祉課
〔41109〕 重症心身障がい児に対する支援体制の整備	重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、支援体制の整備を行うとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実を図る。	継続	障害福祉課
〔41110〕 教育と福祉の協議の場の設置	障がい児支援が適切に行われるために、障がい者自立支援協議会や特別支援教育相談連携会議を通じ、就学前から卒業までの支援が円滑に行えるよう、教育と福祉が緊密な連携を図る。	継続	障害福祉課 教育支援センター
〔41111〕 障がい児に関する総合相談窓口設置の検討	障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的な役割を担い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、障がい児に関する総合相談窓口の設置を検討する。	継続	障害福祉課
〔41112〕 障害児通所支援事業所等に向け研修体制の構築【新規】	市内障害児通所事業所や学校、幼稚園、保育所などの教職員、保護者などに対し研修等を実施し、障がい児の特性や障害福祉サービスへの理解を通じ、従事者や教職員等の資質の向上や障がい児への適切な支援を図る。	新規	障害福祉課

(2) 多様な教育機会の提供・交流教育の推進

施策	概要	方向性	担当所管
〔41201〕 障がい児教育・保育事業の実施	幼稚園・保育所・認定こども園などにおいて、集団の中で他の児童と関わり、それぞれの成長を促すとともに、児童の障がいの特性や発達に応じた教育・保育を行う。今後、関係機関と連携し、相談事業の充実を図るとともに、必要に応じて加配教員を配置するなど体制を整え、ともに教育・保育を受けられる環境の実現をめざす。	継続	教育支援センター 教育保育課

施策	概要	方向性	担当所管
〔41202〕 小・中学校における 特別支援教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。特に特別支援学級と通常学級との間の交流および共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てる。また、障がい児の実態に応じた支援を行い、設備備品の改善など教育環境の充実を図る。	継続	教育支援センター 教育政策課
〔41203〕 特別支援学校における 教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類、程度、特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。また、小・中・高等学校との交流および共同学習を充実させ、障がい児の社会性を育てる。	継続	教育支援センター
〔41204〕 留守家庭児童育成ク ラブにおける障がい のある児童の受け入 れ	小学校第6学年までの継続入所を許可するとともに、児童の健全育成を図る。また、必要に応じて加配支援員を配置する。	継続	こども支援課
【41205】 （仮称）阪神北地域 新設特別支援学校整 備に向けた支援 【新規】	川西市丸山台地区に県による整備が予定されている（仮称）阪神北地域新設特別支援学校の開設に向けた支援を行う。（令和6年4月開校予定）	新規	教育政策課 教育支援センター
【41206】 医療的ケア児の受入 に向けた体制整備 【新規】	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、医療的ケアに従事する看護師等の配置や医療機関との連携など体制整備を行う。	新規	教育保育課
【41207】 医療的ケア実施のた めの看護師配置 【新規】	医療的ケアが必要な児童・生徒に対して迅速・的確な対応ができるよう、小・中学校への看護師等の配置を拡充する。	新規	教育保育職員課

(3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

施策	概要	方向性	担当所管
〔41301〕 特別支援教育実践集 の作成	小・中・特別支援学校の特別支援教育担当者の実践交流を報告書として作成する。また、特別支援教育コーディネーター連絡会議等において、就学前の幼稚園や保育所、認定こども園等担当者と密接な実践交流を図る。	継続	教育支援センター
〔41302〕 特別支援教育に関する研修、講座の開催	特別支援教育に関する基礎的な知識および指導技術を習得するため、研修や講座を開催する。障がい児の障がいの特性や発達に応じた支援等、特別支援教育の専門性を高める。	継続	教育支援センター

第4章 第6期障がい福祉計画

1. 成果目標の設定

第6期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第5期障がい福祉計画の実績並びに本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数および施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

①地域生活移行者数

施設入所者の地域生活移行者数については、令和元年度末時点で、第5期障がい福祉計画の目標値である15人に対して実績値は2人となっています。第6期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される7人として設定します。

②施設入所者の削減

施設入所者数の削減については、令和元年度末時点で、第5期障がい福祉計画の目標値である3人に対して、入所者が増えたことにより目標値の達成はできていません。第6期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される2人として設定します。

	説明	数値
基準値	令和元年度末施設入所者数	104人
目標値	①施設入所者の地域生活移行者数 (令和元年度末施設入所者数の6%以上)	7人
目標値	②施設入所者の削減数 (令和元年度末施設入所者数の1.6%以上)	2人

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">● 地域生活移行者数：令和元年度末施設入所者数の6%以上● 施設入所者数の削減：令和元年度末施設入所者数の1.6%以上削減
--------	--

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えつつ、障がい者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）を整備する必要があります。

国の基本指針では、令和5年度までに各圏域・各市町村において引き続き拠点を整備し、整備後の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとしています。

地域生活支援拠点の整備については、本市では平成29年度末に整備を完了しました。

	説明	数値
目標値	地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数	年1回

国の基本指針	●各市町村又は各圏域に1つ以上を整備し、機能充実のため年1回以上運用状況を検証、検討すること
--------	--

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援、就労継続支援 A 型および就労継続支援 B 型を利用して一般就労へ移行した人数に関する目標値を定めます。

また、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に関する目標を定めます。

目標値の設定にあたっては、本市が障がい者の雇用・就労に向けた施策を推進していることを考慮し、国の指針を上回る基準を設定します。

①一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度末時点で、実績値は 19 人となっています。第 6 期計画における目標値は、国の指針である令和元年度実績の 1.27 倍以上に基づいて算出すると 25 人になりますが、本市が障がい者の雇用・就労を促進していることから、目標値を第 5 期計画基準の 1.5 倍以上で算出した 29 人として設定します。

	説明	数値
基準値	令和元年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	19 人
目標値	令和 5 年度中に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数（令和元年度実績の 1.5 倍以上）	29 人

②就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数

就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数については、令和元年度末時点で、実績値は 13 人となっています。第 6 期計画における目標値は、国の指針である令和元年度実績の 1.3 倍以上に基づいて算出すると 17 人になりますが、本市が障がい者の雇用・就労を促進していることから、目標値を 1.5 倍以上で算出した 20 人として設定します。

	説明	数値
基準値	令和元年度末における就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	13 人
目標値	令和 5 年度中における就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数（令和元年度実績の 1.5 倍以上）	20 人

③就労継続支援A型およびB型事業を利用した一般就労への移行者数

就労継続支援A型およびB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであり、A型は雇用契約がありますが、B型は雇用契約がない支援形態となります。

目標値の設定にあたっては、A型は、国の指針である令和元年度実績の1.26倍以上を、B型は、1.23倍以上を上回る1.5倍以上とし、A型、B型ともに目標値を設定します。

この結果、A型は国の指針で算出した場合と同じ3人、B型は、国の指針で算出した場合より1人多い6人で設定します。

	説明	数値
基準値	令和元年度末における就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数	2人
	令和元年度末における就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数	4人
目標値	令和5年度中における就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数 (令和元年度実績の1.5倍以上)	3人
	令和5年度中における就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数 (令和元年度実績の1.5倍以上)	6人

④就労定着支援事業の利用者数

就労移行支援事業等を利用した一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者については、国の指針に基づき7割として設定します。

	説明	数値
基準値	令和5年度における就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	29人
目標値	令和5年度に就労定着支援事業の利用者数 (令和5年度一般就労移行者数の7割)	21人

⑤就労定着率 8割以上の就労定着支援事業所

令和 2 年度に市内に就労定着支援事業所が 1 か所開設され、令和 5 年度に就労定着率が 8 割以上となると見込み、目標値は 1 か所と設定します。

	説 明	数 値
基準値	令和 5 年度末時点での事業所数見込み	1 か所
目標値	令和 5 年度末時点で就労定着率が 8 割以上の事業所数（全体の 7 割以上）	1 か所

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">●一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍以上●就労移行支援事業を利用した移行者数：令和元年度の 1.30 倍以上●就労継続支援 A 型事業を利用した移行者数：令和元年度の 1.26 倍以上●就労継続支援 B 型事業を利用した移行者数：令和元年度の 1.23 倍以上●就労定着支援事業利用者数：令和 5 年度の移行者の 7 割以上●就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：全体の 7 割以上
------------	--

(4) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築およびサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言体制が必要です。そのためには、利用者や地域の障害福祉サービスおよび地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの整備を行いました。

また、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、ともに支え合うことができる地域共生社会の実現や、「親なき後」の体制構築のため、他の機関と有機的な連携を図りながら、相談支援体制の充実・強化に取り組む基幹相談支援センターの設置を目標値とします。

基幹相談支援センターの整備については、令和2年度に1か所整備済みです。

	説明	数値
目標値	基幹相談支援センターの整備箇所数	1か所

国の基本指針	● 令和5年度までに、各市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保【新規】
---------------	---

(5) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多く事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であります。

適正な、障害福祉サービスを提供するためには、各種研修を通じ、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証するとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、障害福祉サービス事業所の指定権者である県との合同実地指導や、市単独実施する実地指導の結果を共有していく事が重要であるため、この取組を目標値とし、適切に事業所を指導します。

	説明	数値
目標値	障害福祉サービス事業所等の実地指導結果の共有	年1回

国の基本指針	●令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
---------------	--

2. 障害福祉サービス等の見込量および確保の方策

障がい者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和3年度から令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第5期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和5年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量および利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

(2) 訪問系サービスの見込量と確保方策

①居宅介護

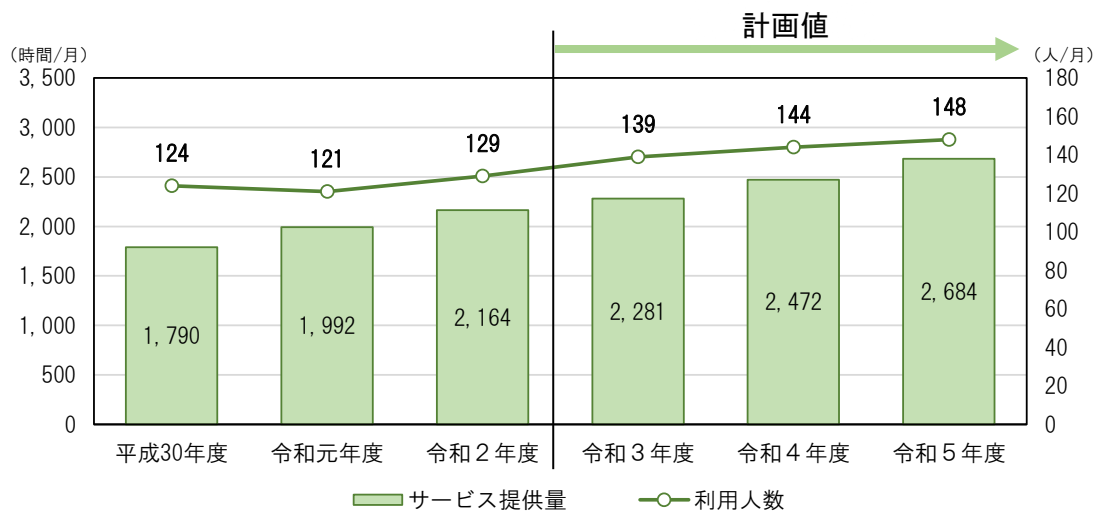
■サービスの内容

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	時間/月	1,662	1,685	1,709	2,281	2,472	2,684
	人/月	112	115	118	139	144	148
実績値	時間/月	1,790	1,992	2,164	—	—	—
	人/月	124	121	129	—	—	—
計画比	時間/月	107.7%	118.2%	126.6%	—	—	—
	人/月	110.7%	105.2%	109.3%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

②重度訪問介護

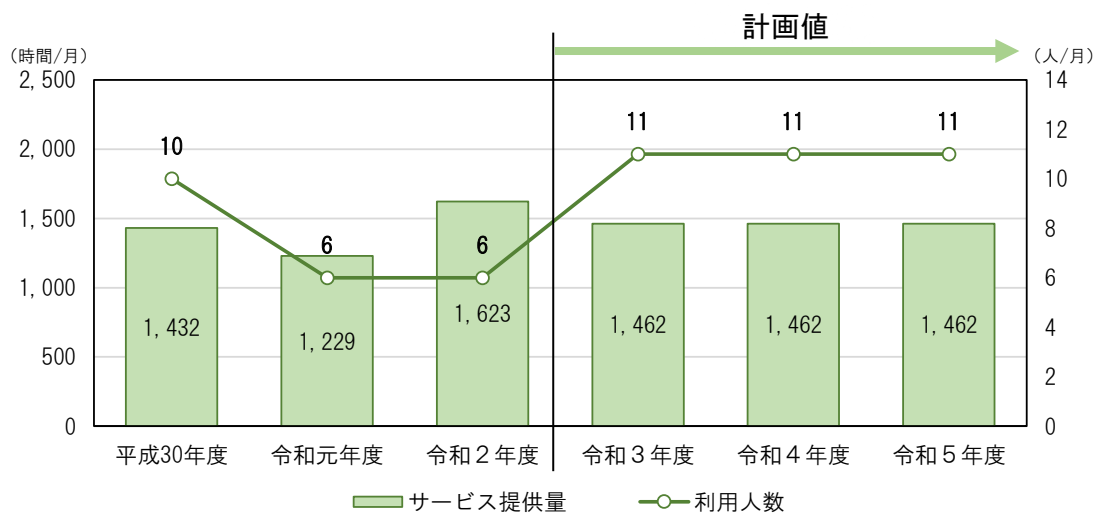
■サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う。

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間の見込量については、第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	時間/月	1,158	1,151	1,145	1,462	1,462	1,462
	人/月	9	9	9	11	11	11
実績値	時間/月	1,432	1,229	1,623	—	—	—
	人/月	10	6	6	—	—	—
計画比	時間/月	123.7%	106.8%	141.8%	—	—	—
	人/月	111.1%	66.7%	66.7%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

③同行援護

■サービスの内容

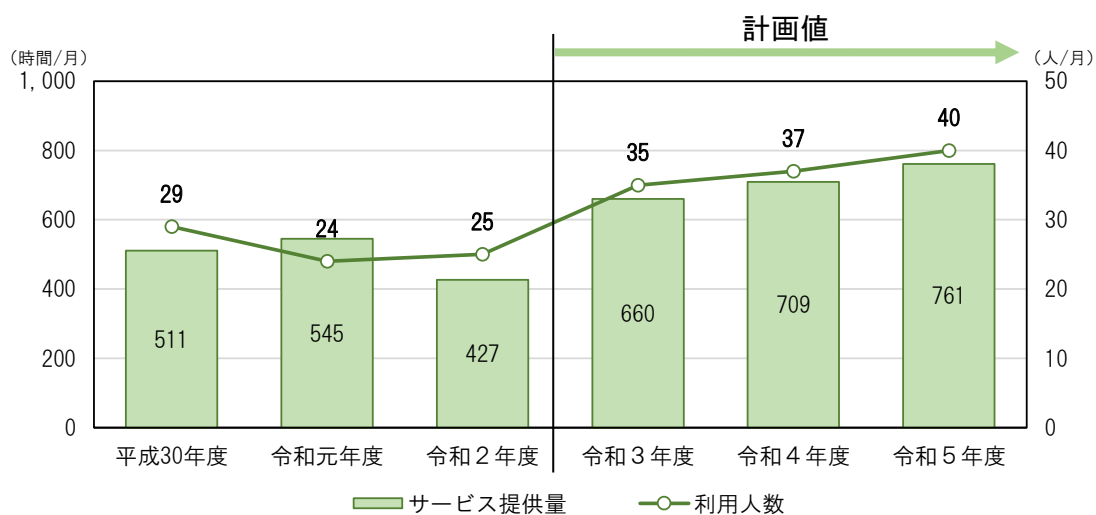
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者（児）に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	時間/月	532	553	573	660	709	761
	人/月	27	29	31	35	37	40
実績値	時間/月	511	545	427	—	—	—
	人/月	29	24	25	—	—	—
計画比	時間/月	96.1%	98.6%	74.5%	—	—	—
	人/月	107.4%	82.8%	80.6%	—	—	—

※令和2年度見込みは、新型コロナウイルス感染症の影響により外出が控えられたことから、利用量は前年度より減少。



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

④行動援護

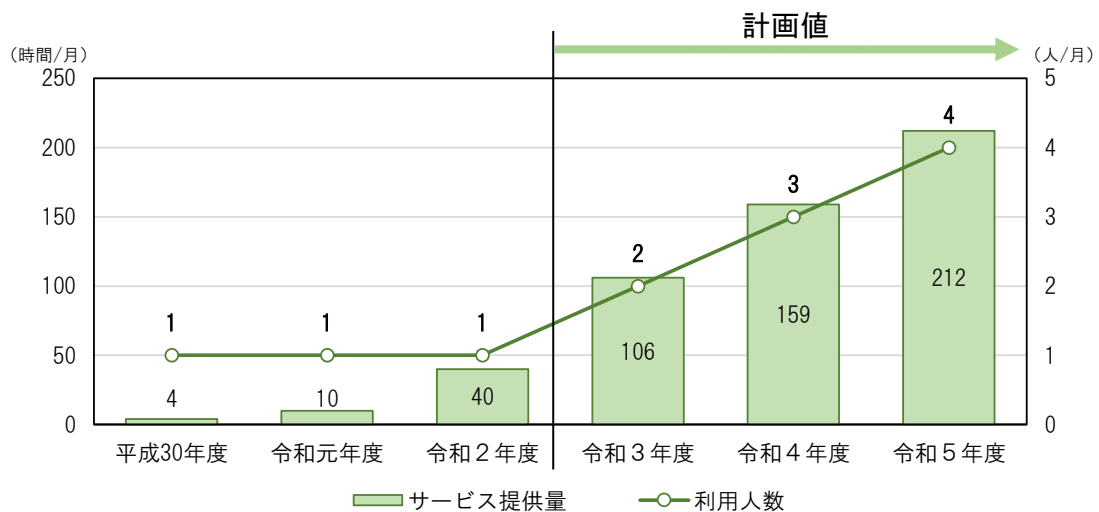
■サービスの内容

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者（児）で常時介護が必要な人に、当該障がい者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護など必要な援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間については、第4期計画期間中の利用実績がないことから第5期計画策定時見込量を0としていましたが、計画期間中にサービスを提供するヘルパーの養成研修を実施し、利用ニーズの把握に努めるなど、今後増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	時間/月	—	—	—	106	159	212
	人/月	—	—	—	2	3	4
実績値	時間/月	4	10	40	—	—	—
	人/月	1	1	1	—	—	—
計画比	時間/月	—	—	—	—	—	—
	人/月	—	—	—	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

⑤重度障害者等包括支援

■サービスの内容

常時介護が必要な障がい者（児）で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間については、第5期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

《見込量確保の方策》

- ・障がい者数の増加や介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。引き続き介護保険サービス提供事業者に対し、障害福祉サービスへの参入に働きかけるほか、市外に所在する事業所を活用し、サービス提供体制の拡大を図ります。

(3) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

①生活介護

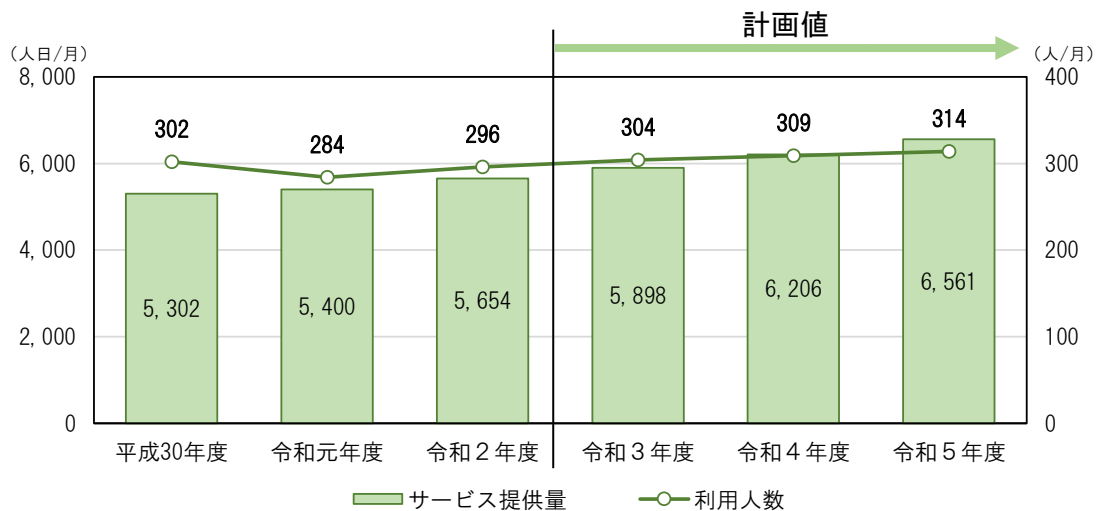
■サービスの内容

常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後とも増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	5,146	5,197	5,249	5,898	6,206	6,561
	人/月	288	291	294	304	309	314
実績値	人日/月	5,302	5,400	5,654	—	—	—
	人/月	302	284	296	—	—	—
計画比	人日/月	103.0%	103.9%	107.7%	—	—	—
	人/月	104.9%	97.6%	100.7%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

②自立訓練（機能訓練）

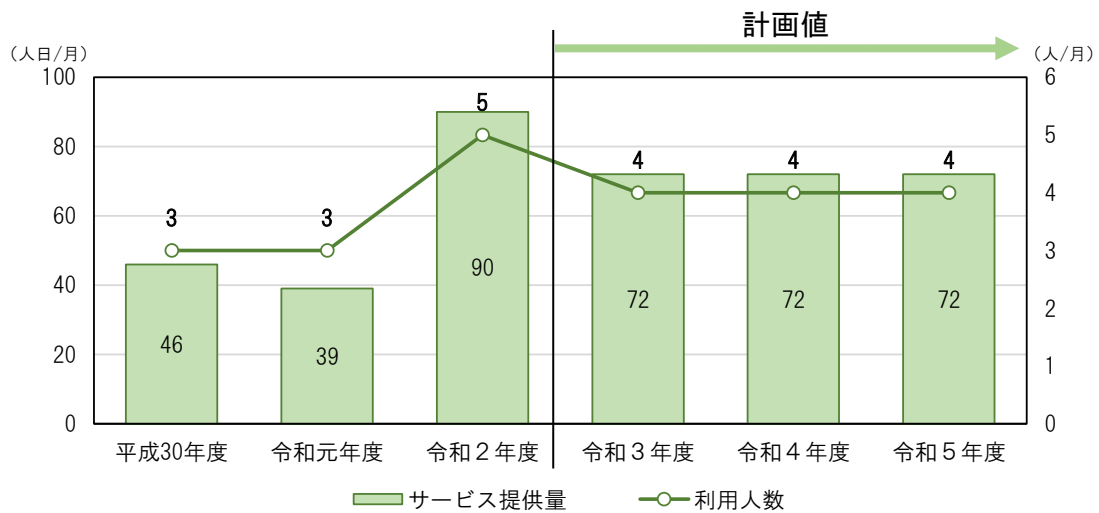
■サービスの内容

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、過去の利用実績から平均値を算出し、横ばいとしています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	16	16	16	72	72	72
	人/月	1	1	1	4	4	4
実績値	人日/月	46	39	90	—	—	—
	人/月	3	3	5	—	—	—
計画比	人日/月	287.5%	243.8%	562.5%	—	—	—
	人/月	300.0%	300.0%	500.0%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

③自立訓練（生活訓練）

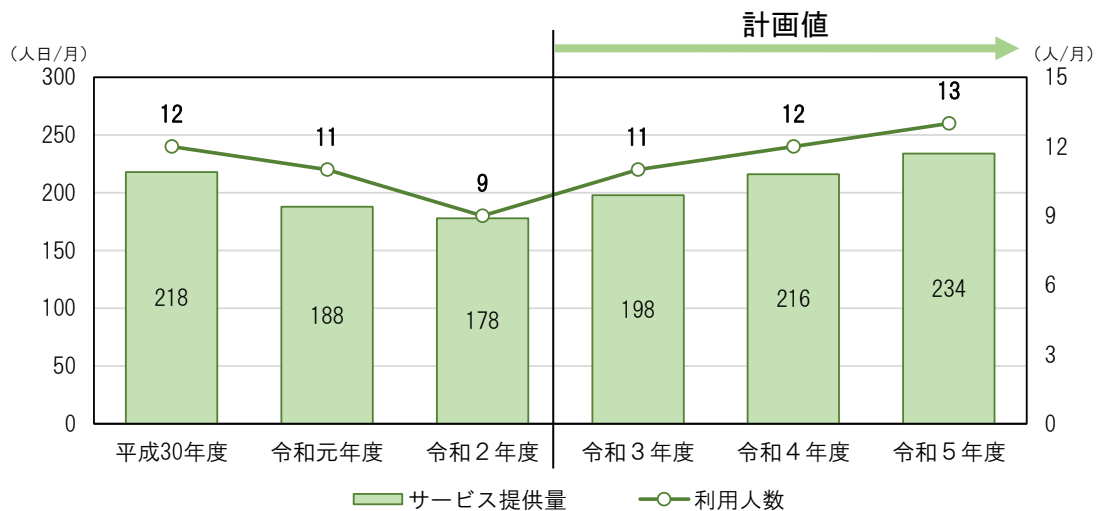
■サービスの内容

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後とも増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	215	235	256	198	216	234
	人/月	11	12	13	11	12	13
実績値	人日/月	218	188	178	—	—	—
	人/月	12	11	9	—	—	—
計画比	人日/月	101.4%	80.0%	69.5%	—	—	—
	人/月	109.1%	91.7%	69.2%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

④就労移行支援

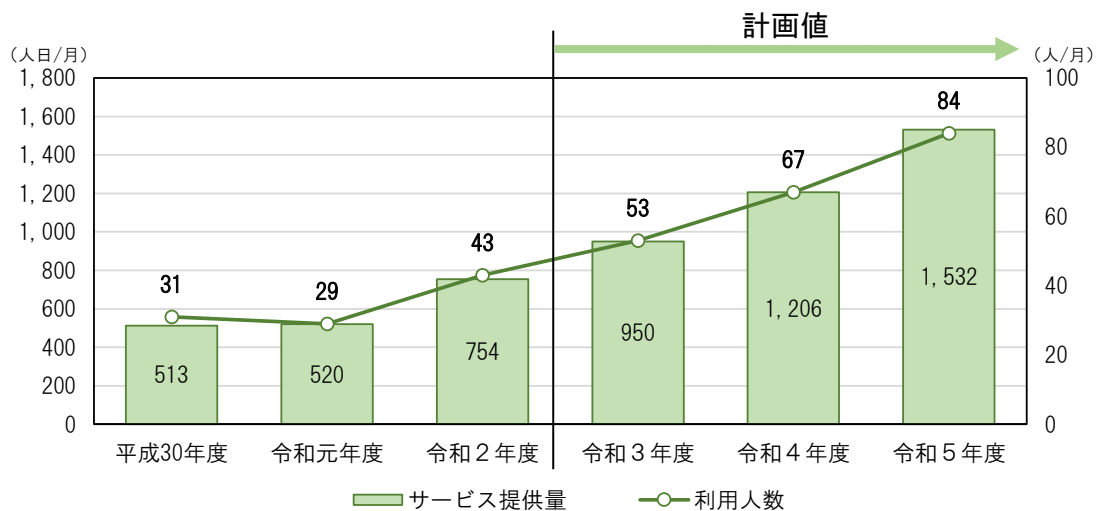
■サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、令和2年度に市内で事業所の開所ができたことにより、今後利用が増加していくことを見込んでおり、また、第6期計画における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	449	521	593	950	1,206	1,532
	人/月	27	31	35	53	67	84
実績値	人日/月	513	520	754	—	—	—
	人/月	31	29	43	—	—	—
計画比	人日/月	114.3%	99.8%	127.2%	—	—	—
	人/月	114.8%	93.5%	122.9%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑤就労継続支援（A型）

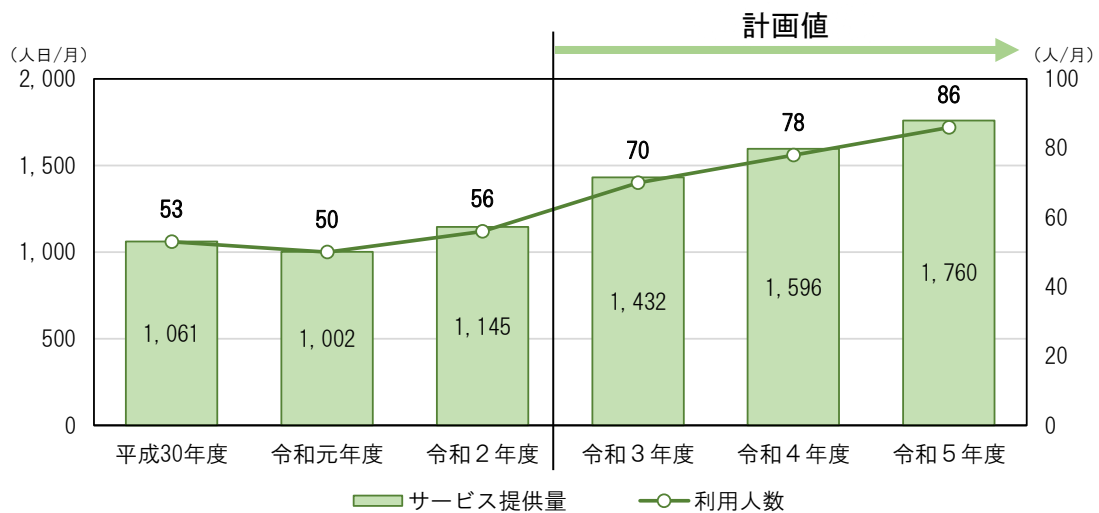
■サービスの内容

一般就労が困難な65歳未満（利用開始時）の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。（雇用契約あり）

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、過去の利用実績や第6期計画における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	1,126	1,311	1,496	1,432	1,596	1,760
	人/月	55	65	74	70	78	86
実績値	人日/月	1,061	1,002	1,145	—	—	—
	人/月	53	50	56	—	—	—
計画比	人日/月	94.2%	76.4%	76.6%	—	—	—
	人/月	96.4%	76.9%	75.7%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑥就労継続支援（B型）

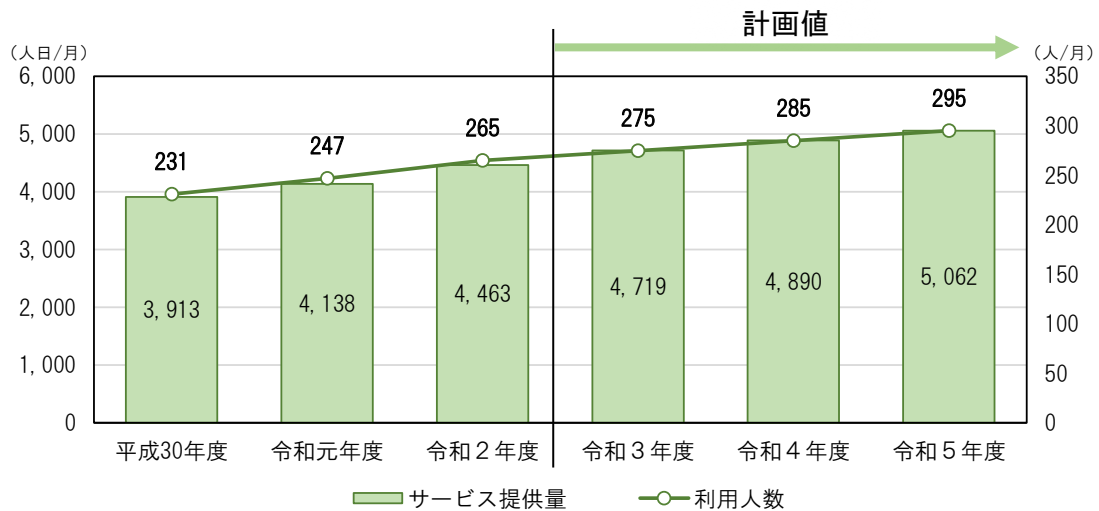
■サービスの内容

一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。（雇用契約なし）

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、市内に新規事業所が増えたことにより大幅な増加を見込んでおり、また、第6期計画における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	4,363	4,632	4,919	4,719	4,890	5,062
	人/月	254	271	289	275	285	295
実績値	人日/月	3,913	4,138	4,463	—	—	—
	人/月	231	247	265	—	—	—
計画比	人日/月	89.7%	89.3%	90.8%	—	—	—
	人/月	90.9%	91.1%	91.7%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑦就労定着支援

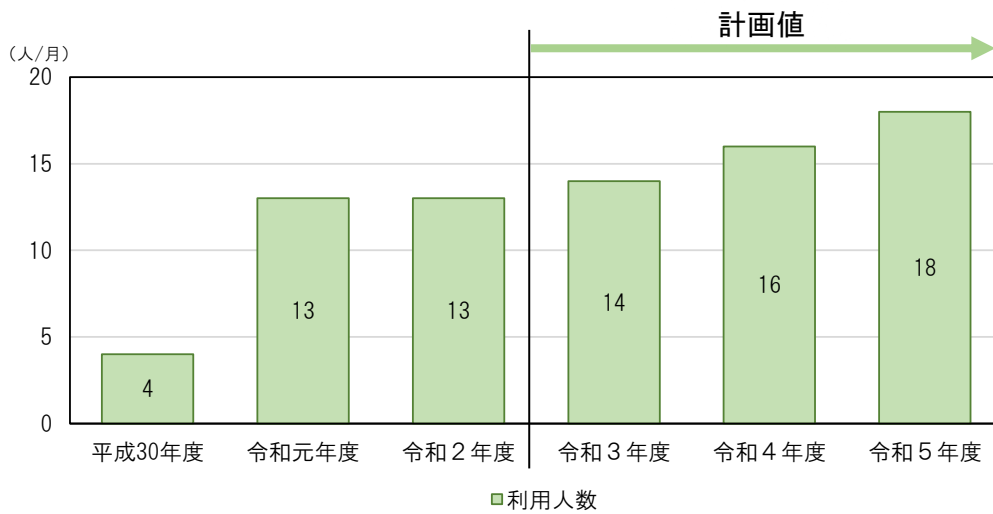
■サービスの内容

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する。

■見込量算出の考え方

平成30年度から開始されたサービスであり、利用人数およびサービス提供量の見込量については、第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	5	5	6	14	16	18
実績値	人/月	4	13	13	—	—	—
計画比	人/月	80.0%	260.0%	216.6%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

⑧療養介護

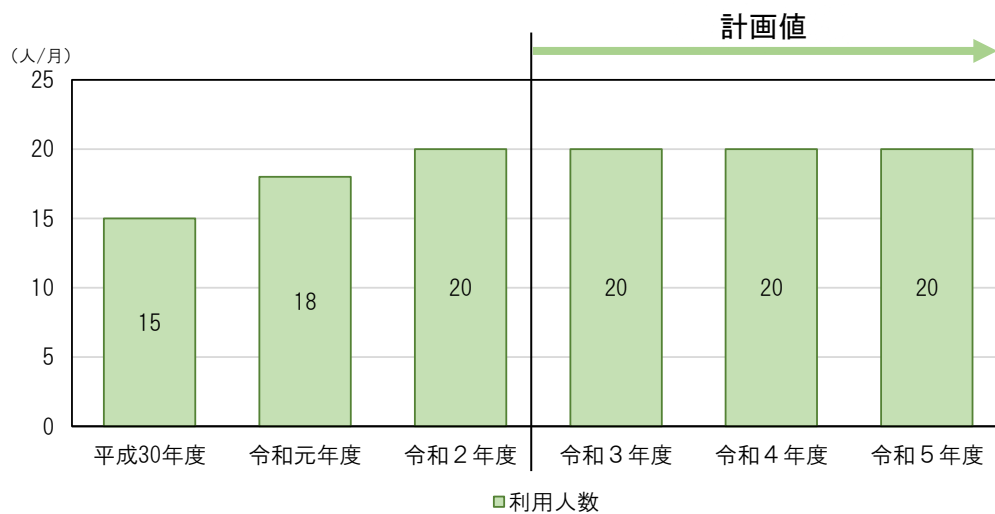
■サービスの内容

病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	16	17	17	20	20	20
実績値	人/月	15	18	20	—	—	—
計画比	人/月	93.8%	105.9%	117.7%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑨短期入所（福祉型）

■サービスの内容

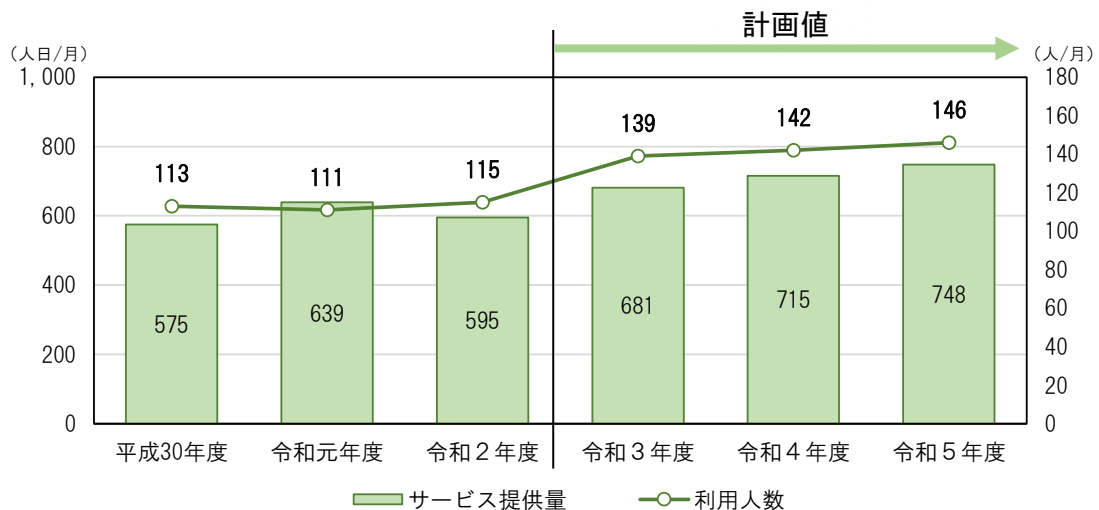
居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第5期計画期間中において、市内のグループホームの整備促進が進み、また、施設入所待機者の入所ができたことから、利用実績は計画値より大幅に減少していますが、介護者の高齢化、親の就労支援、地域移行を踏まえ、見込み量を算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	841	947	1,053	681	715	748
	人/月	178	206	233	139	142	146
実績値	人日/月	575	639	595	—	—	—
	人/月	113	111	115	—	—	—
計画比	人日/月	68.4%	67.5%	56.5%	—	—	—
	人/月	63.5%	53.9%	49.4%	—	—	—

※令和2年度見込みは、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が控えられたことから、前年度より微減。



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑩短期入所（医療型）

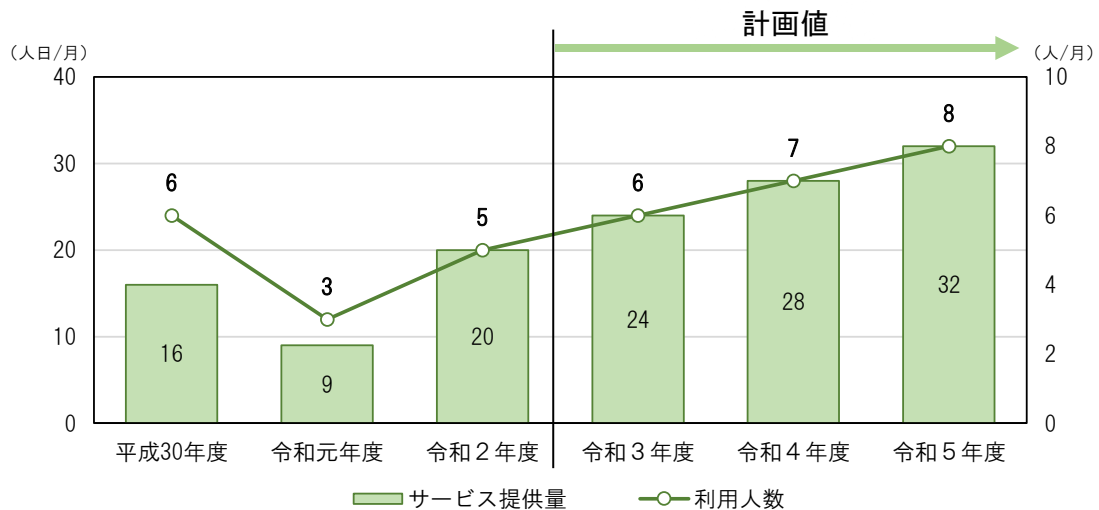
■サービスの内容

居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	6	6	6	24	28	32
	人/月	2	2	2	6	7	8
実績値	人日/月	16	9	20	—	—	—
	人/月	6	3	5	—	—	—
計画比	人日/月	266.7%	150.0%	333.3%	—	—	—
	人/月	300.0%	150.0%	250.0%	—	—	—



《見込量確保の方策》

- ・計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・アンケート結果から一般企業への就労の希望が高く、就労機会の創出など市障がい者雇用・就労推進本部において、障がい者就労に向けた施策の検討を進めていきます。

時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

(4) 居住系サービスの見込量と確保方策

① 自立生活援助

■ サービスの内容

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

■ 見込量算出の考え方

平成30年度から開始されたサービスであり、利用人数の見込量については、第5期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下のとおり設定しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	—	—	—	—	—	—
計画比	人/月	—	—	—	—	—	—

時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

②共同生活援助

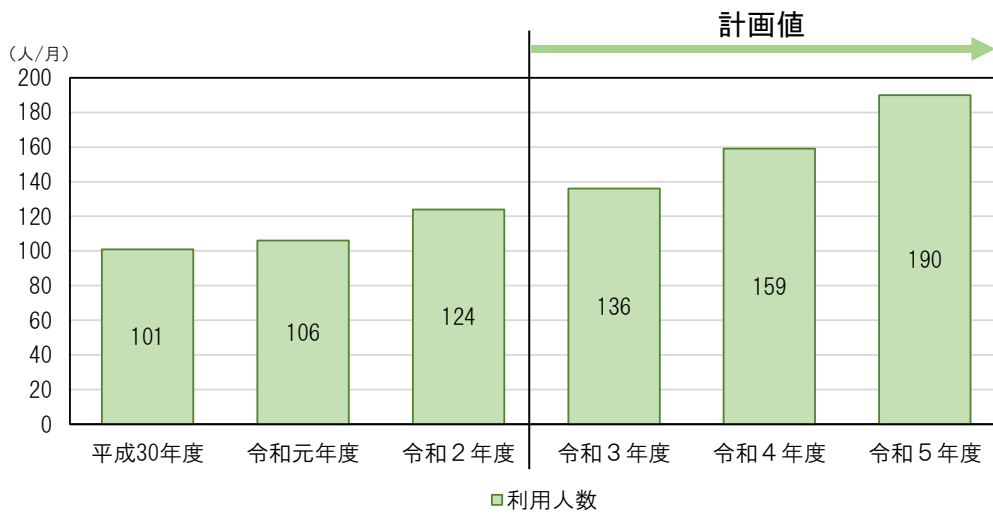
■サービスの内容

共同生活を営む住居で、主として夜間に相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期計画期間中にグループホームの整備促進が進んだことにより、利用が大幅に増加したことを踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	91	97	102	136	159	190
実績値	人/月	101	106	124	—	—	—
計画比	人/月	111.0%	109.3%	121.6%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

③施設入所支援

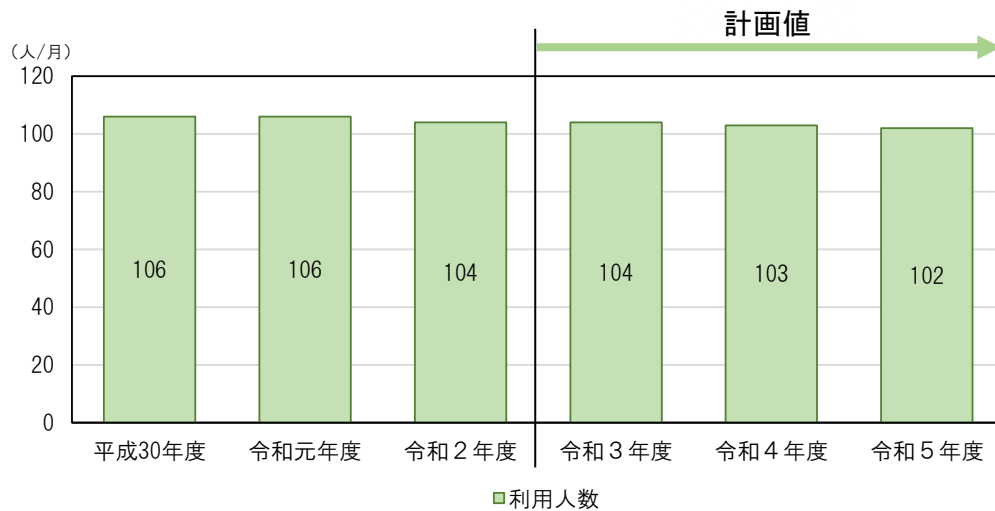
■サービスの内容

施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第6期における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	102	101	100	104	103	102
実績値	人/月	106	106	104	—	—	—
計画比	人/月	103.9%	105.0%	104.0%	—	—	—



《見込量確保の方策》

- ・グループホームについては、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、また、親なき後を見据えた支援を進めるにあたり、引き続き新規開設時に必要となる住居の借り上げに関する初期費用や初年度備品に対する補助を実施するほか、運営補助として基準以上の支援員の配置における報酬の助成や利用者定員の欠員分の家賃補助を支援することにより、グループホームの供給拡大に努めます。
- ・施設入所支援については、グループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所の利用が必要な障がい者が安心して入所できるよう、関係機関と連携しつつ、一定の定員の確保に努めます。

時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

(5) 相談支援の見込量と確保方策

① 計画相談支援

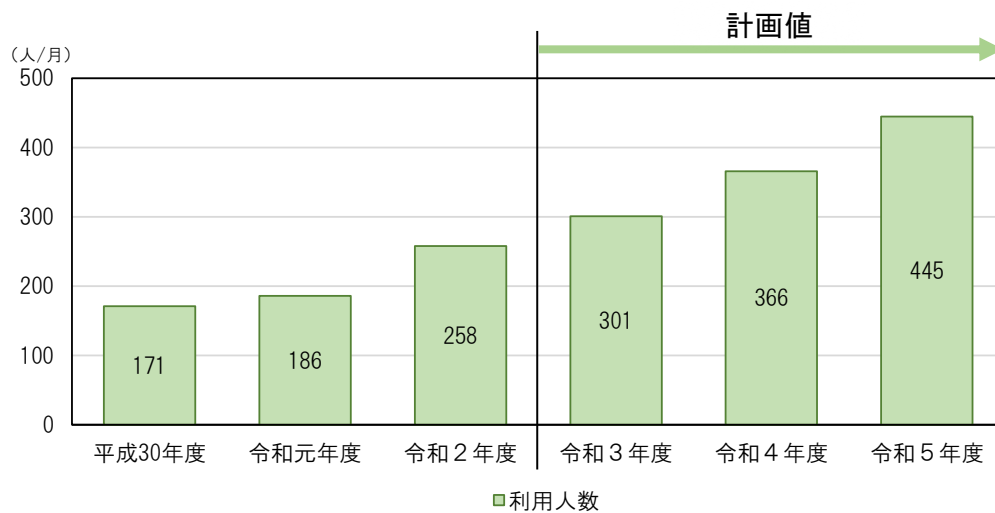
■ サービスの内容

障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

■ 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、サービス利用人数の増加およびモニタリング回数の増加を見込んでいることから、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	154	161	167	301	366	445
実績値	人/月	171	186	258	—	—	—
計画比	人/月	111.0%	115.2%	154.5%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

②地域移行支援

■サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下のとおり設定しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	1	2	4	1	3	5
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画比	人/月	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

③地域定着支援

■サービスの内容

居宅において単身で生活する障がい者などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、以下とおり設定しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	0	1	1	0	1	3
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画比	人/月	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

≪見込量確保の方策≫

- ・令和2年度に開設した地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所と密に連携し、地域の相談支援体制の充実を図っていきます。また、地域移行支援、地域定着支援事業所の開所により長期入院の精神障がい患者等の地域移行を進めていきます。

時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み、各年度の見込み量確保のための方策を定めま

す。

(1) 実施する事業

事業の種類		説明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民等を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修および啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障がい者やその家族又は地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行う。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。
	成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
	日常生活用具給付等事業	障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。

事業の種類		説明
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者（児）に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	日中一時支援事業	障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業等を行う。

（２）必須事業の実施に関する考え方および量の見込み等

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、多くの市民が参加できるイベントとして、毎年、障害者週間の時期に合わせ、「障がい者1日サロン」を開催し、障がい者と実際にふれあうことのできる機会を設けています。

また、地域において障がい者の支援に従事する民生委員、児童委員、地区福祉委員を対象とした研修会や市民後見人養成講座において、障がい者福祉に関する内容を実施しているほか、まちづくり出前講座や障がい者と地域住民との交流を促進する取り組みなど、あらゆる機会をとらえ、障がい者に対する理解と認識が深まるよう努めており、計画期間の各年度においても、こうした取り組みを推進していきます。

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がい者や障がい者の家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流できる場所（以下、「交流スペース」という。）を設置、運営する団体等に対して、その経費の一部を補助しています。

現在、市内南部の2団体に補助を実施していますが、親なき後を見据え、交流スペースの開設のあり方を検討しつつ、市内中部又は北部に1カ所開設することとして見込み量を設定します。

区分	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
交流スペース の設置箇所数	か所	2	2	2	2	3	3

③相談支援事業

相談支援事業は、川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター（以下、「支援センター」という。）、ハピネス川西相談支援事業所および川西さくら園において実施していましたが、令和2年度に支援センターを改組し、「川西市障がい者基幹相談支援センター」（以下、「基幹相談支援センター」という。）を新設しました。

基幹相談支援センターでは、社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な資格をもつ職員を配置し、より専門性が高い相談や、市内の相談支援事業所へのバックアップ、就労の促進など、地域の中核的な役割を担います。また、障がい者が自立した生活を送るために、福祉施設などの利用や病院から地域生活へ移行を進め、就労促進では、企業や市内事業所、市障がい者雇用・就労推進本部と連携し、障がい者の就労支援を行います。このほか、引き続き、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、市と連携し、助言や援助など必要な対応を行ってまいります。

相談支援事業については、ハピネス川西相談支援事業所、川西さくら園に加え、令和2年12月1日より新たに2か所の委託相談事業所、アソシア・ソーシャルサポート川西およびプラスワンケアサポート株式会社が開所され、障がい者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、就労支援、専門機関の紹介や連絡調整などを行います。

川西さくら園では、児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談に応じ、助言や援助などを行っています。障がい児に関する相談は、保健、医療、福祉、保育、教育など、さまざまな分野におよぶことから、第5期障がい児福祉計画では、計画期間中に障がい児に関する総合的な相談窓口を設置することを活動目標として進めており、今後は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざし、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進してまいります。

区分	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
相談支援事業 の実施箇所数	か所	3	3	5	5	5	5

④成年後見制度利用支援事業

費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部又は一部を助成する制度を実施しています。

引き続き、川西市社会福祉協議会内に設置している川西市成年後見支援センター“かけはし”などを通じ、成年後見制度の周知に努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
実利用人数	人/年	3	9	11	13	14	15

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を促進するためには、市民後見人の養成などとあわせ、市内で法人後見を適正に行うことができる法人を確保することが望ましいと考えられます。

引き続き、関係機関と連携し、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めていきます。

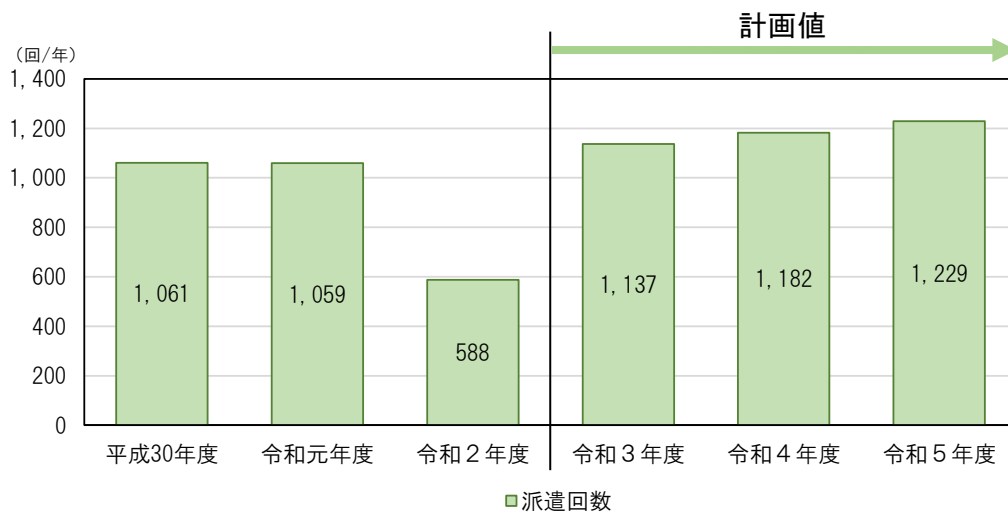
⑥意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、手話通訳者および要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を市庁舎内に配置する事業を実施しています。

これらの事業は、障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の一端を担うものとして、その役割は今後ますます大きくなると考えられることから、引き続き、関係機関との連携の下、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めていきます。

区分	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業の 派遣回数	回/年	1,061	1,059	588	1,137	1,182	1,229
手話通訳者 の配置人数	人	1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

※令和2年度見込みは、新型コロナウイルス感染症の影響により外出が控えられたことから、派遣回数は前年度より大幅に減少。

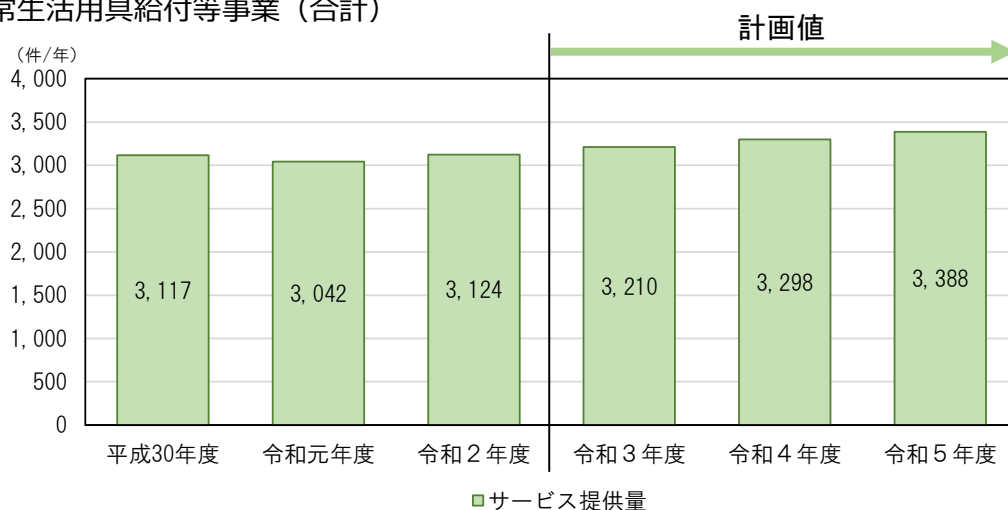


⑦日常生活用具給付等事業

障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

区分	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
介護・訓練 支援用具	件/年	10	6	6	6	6	6
自立生活 支援用具	件/年	22	19	20	21	21	21
在宅療養等 支援用具	件/年	22	24	25	26	27	28
情報・意思疎通 支援用具	件/年	41	20	21	21	21	21
排泄管理 支援用具	件/年	3,021	2,967	3,049	3,133	3,220	3,309
居宅生活動作 補助用具	件/年	1	6	3	3	3	3

■日常生活用具給付等事業（合計）



⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、川西市身体障害者福祉協会への委託により実施しています。社会福祉協議会が実施している入門講座の修了者がスムーズに本研修に移行できるよう、同講座との連続性に配慮するとともに、手話通訳者の養成に係るカリキュラムを加えるなど、段階的に研修内容を充実させています。

本研修は、手話通訳者派遣事業の派遣登録者確保の面でも重要性が増していることから、研修修了者のうち派遣登録を行う人数について、計画期間中の見込み量を設定します。

区分	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
研修修了者のうち、派遣登録を行う人数	人/年	1	1	1	1	1	1

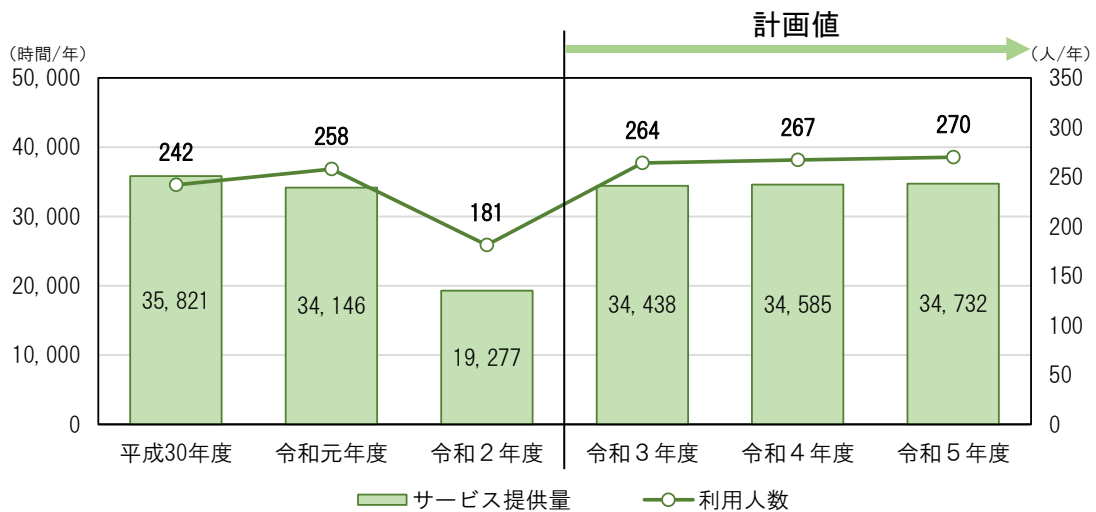
⑨移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

令和元年度に事業の見直しを行い、令和2年度より現在の個別支援型に加え、グループ支援型の実施など、多様なニーズに応じることのできるサービス体系を整備しました。今後も必要に応じて、事業所の追加指定を行い、必要なサービス提供量の確保に努めます。

区分	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
実利用 人数	人/年	242	258	181	264	267	270
延べ利用 時間数	時間/年	35,821	34,146	19,277	34,438	34,585	34,732

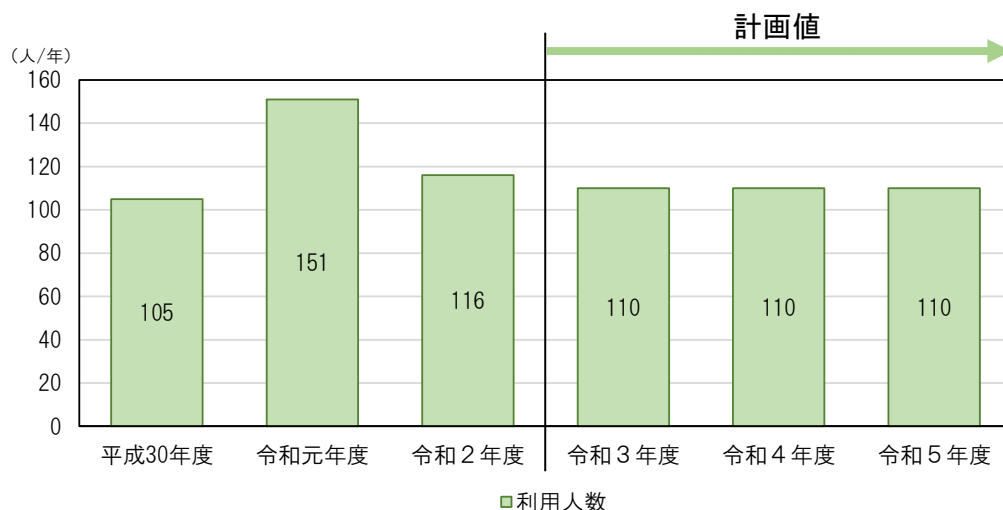
※令和2年度見込みは、新型コロナウイルス感染症の影響により外出が控えられたことから、利用は前年度より大幅に減少。



⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、センターを運営する法人に対して委託又は補助を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援がさまざまな形で行われており、障がい者の身近な社会参加の場として重要であることから、引き続き、その運営を支援していきます。

区分	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
実利用人数	人/年	105	151	116	110	110	110



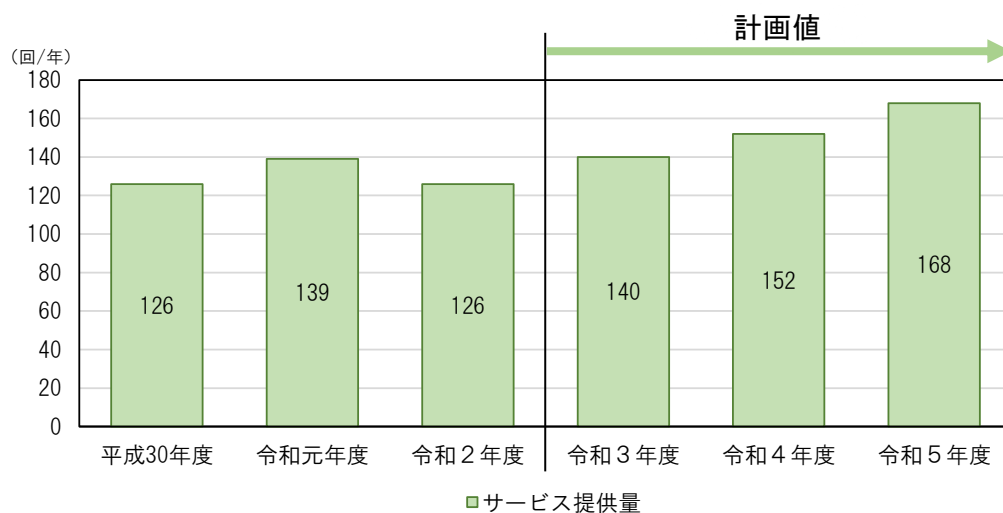
(3) 任意事業の実施に関する考え方および量の見込み等

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者（児）を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者（児）の生活を支援することを目的として実施しています。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込み量の確保に努めます。

区分	単位	実績			見込み量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
延べ 利用回数	回/年	126	139	126	140	152	168

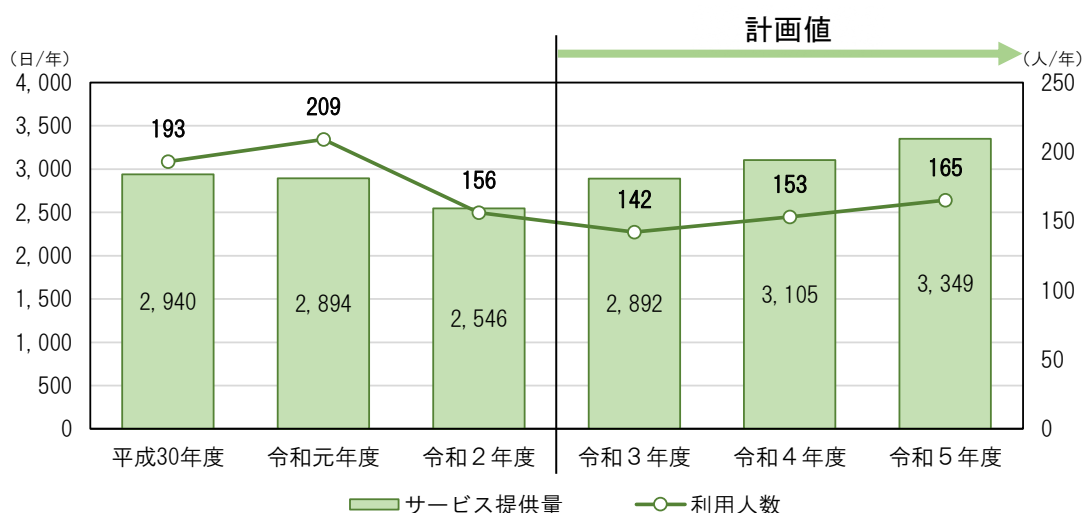


②日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。

障がい児については、障害児通所支援の体制充実により法定サービスへの利用転換に伴い、本事業の利用は減少していますが、障がい者については、代替可能なサービスがないことから、必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、令和元年に事業の見直しを行い、令和2年10月より新たなサービス体系でサービス提供を実施しています。引き続き、見込み量の確保に努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
実利用 人数	人/年	193	209	156	142	153	165
延べ 利用日数	日/年	2,940	2,894	2,546	2,892	3,105	3,349



③その他の任意事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、車いすテニスや体操等の教室を川西市身体障害者福祉協会および川西市をつなぐ育成会への委託により実施しているほか、点字・声の広報等発行事業として「広報かわにし」等の点訳・音訳を行っています。

第5章 第2期障がい児福祉計画

1. 成果目標の設定

第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応について成果目標を設定します。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援などの地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であり、本市ではすでに1か所設置済みです。

	説明	数値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	1か所

② 保育所等訪問支援の利用体制整備

保育所等訪問支援は、現在市内4か所の事業所が事業を実施しており、すでに整備済みです。

	説明	数値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	事業実施

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

① 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、現在市内に対応する事業所がなく、引き続き令和5年度末までに市内で各1か所整備することを目標とします。

	説明	数値
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の数	各1か所

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

N I C U等に長期間入院したのち人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的なケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が、地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。本市では、平成 30 年度に協議の場を設置済みです。

	説明	数 値
目標値	関係機関による連携・協議の場の設置	設置

③医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置することを目標とします。

本市では、令和 2 年度に児童発達支援センターにおいて配置済みです。

	説明	数 値
目標値	医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所確保 ● 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置 ● 医療的ケア児等コーディネーターの配置
---------------	--

2. 障害児通所支援等の見込量および確保の方策

障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和3年度から5年度までの各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和5年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月あたりのサービス提供量および利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

人日/月：1か月あたりの延べ提供日数

人/月：1か月あたりの実利用人数

(2) 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量と確保方策

① 児童発達支援

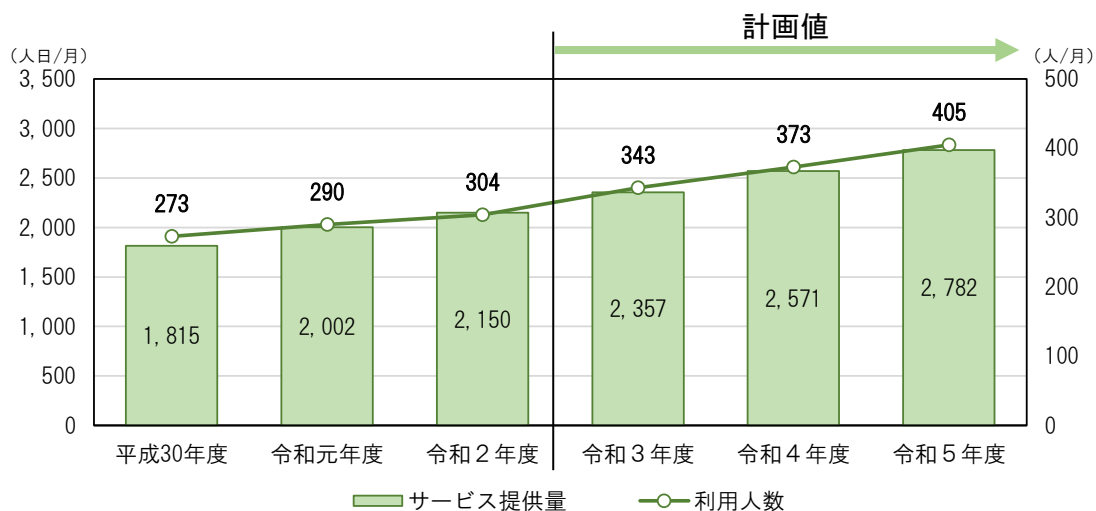
■ サービス内容

療育の観点から、集団療育および個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う。

■ 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	1,742	1,783	1,816	2,357	2,571	2,782
	人/月	291	298	304	343	373	405
実績値	人日/月	1,815	2002	2,150	—	—	—
	人/月	273	290	304	—	—	—
計画比	人日/月	104.2%	112.3%	118.4%	—	—	—
	人/月	93.8%	97.3%	100.0%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

②医療型児童発達支援

■サービス内容

肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援および治療を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量については、市内に対応可能な事業所がなく、第1期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、潜在的な利用ニーズを把握し、提供体制の整備など対応を検討していきます。

③放課後等デイサービス

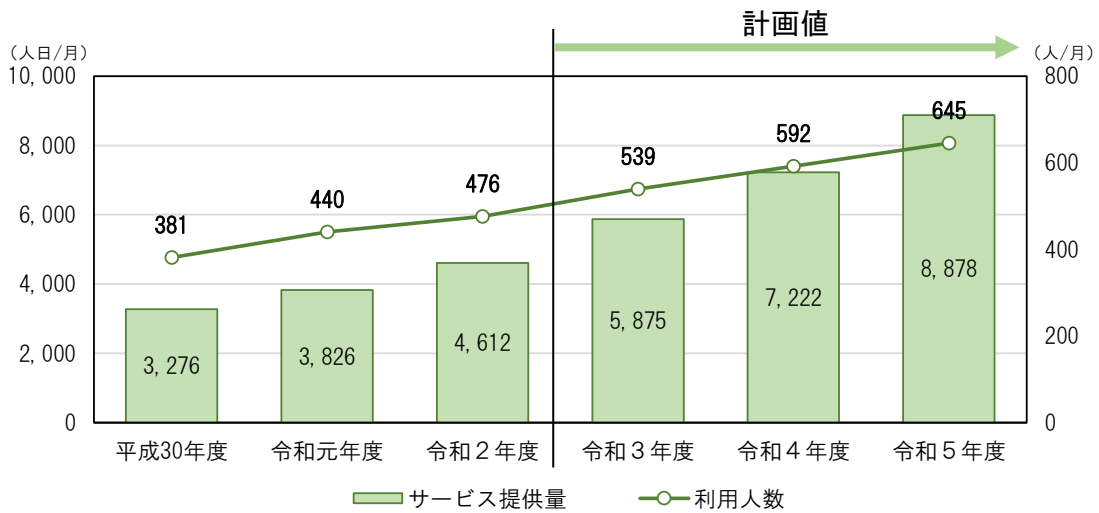
■サービス内容

学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	3,148	3,613	4,078	5,875	7,222	8,878
	人/月	557	643	730	539	592	645
実績値	人日/月	3,276	3,826	4,612	—	—	—
	人/月	381	440	476	—	—	—
計画比	人日/月	104.1%	105.9%	113.1%	—	—	—
	人/月	68.4%	68.4%	65.2%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

④ 保育所等訪問支援

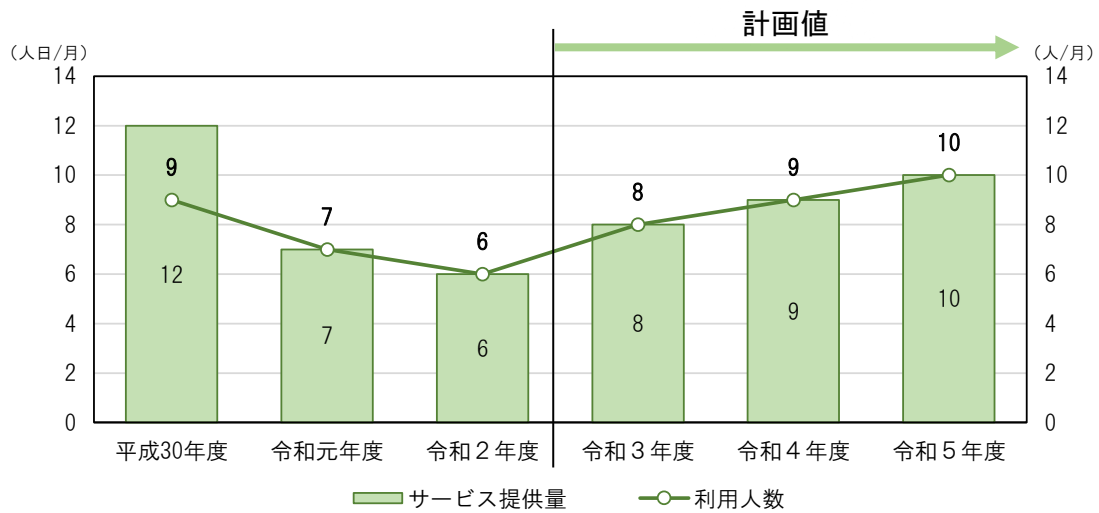
■ サービス内容

保育所など集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行う。

■ 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人日/月	21	25	28	8	9	10
	人/月	20	23	27	8	9	10
実績値	人日/月	12	7	6	—	—	—
	人/月	9	7	6	—	—	—
計画比	人日/月	57.1%	28.0%	21.4%	—	—	—
	人/月	45.0%	30.4%	22.2%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑤居宅訪問型児童発達支援

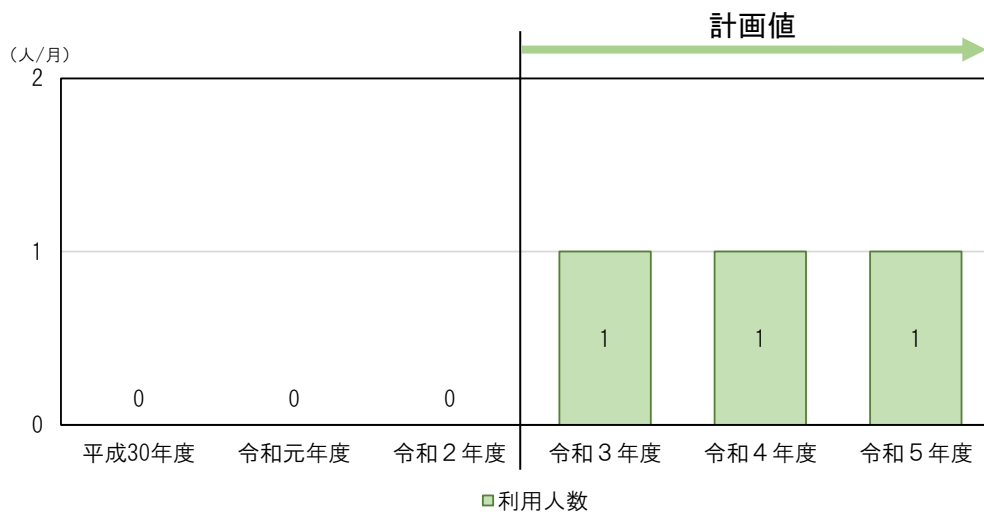
■サービス内容

重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量については、サービスの対象となる方が限定的であることを踏まえ、見込量を1としています。利用ニーズを把握し、市内での提供体制の整備について検討していきます。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	0	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画比	人/月	—	—	—	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑥障害児相談支援

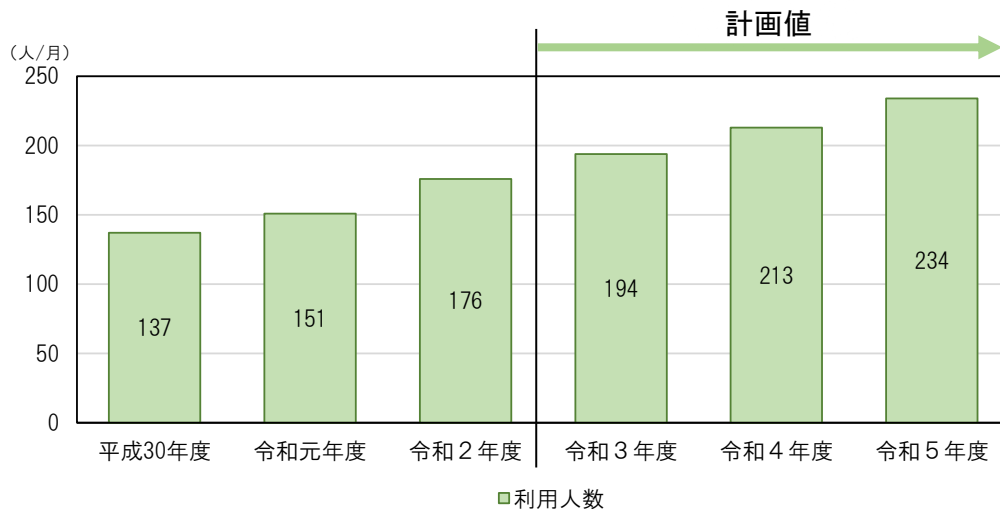
■サービス内容

障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、サービス利用人数の増加を見込んでいることから、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
計画値	人/月	154	163	171	194	213	234
実績値	人/月	137	151	176	—	—	—
計画比	人/月	89.0%	92.6%	102.9%	—	—	—



時間/月：1か月当たりのサービス提供時間 人日/月：1か月当たりの延べ提供日数 人/月：1か月当たりの実利用人数

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

■サービス内容

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。

■見込量算出の考え方

配置人数の見込量については、令和2年度に1人配置することを目標として設定し、目標達成ができています。

《見込量確保の方策》

- ・ 児童発達支援および放課後等デイサービスについては、見込量と供給量の調和を図るよう努めていきます。
- ・ 肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児など、重度の障がい児に対する支援体制について、引き続き障害児通所支援事業所の誘致を図ります。
- ・ 保育所等訪問支援については、保育所や学校などと連携を図りながら、障がい児に集団生活への適応に必要な支援を行っていきます。
- ・ 関係機関による連携・協議の場で、継続して見込み量確保の方策、社会資源の検討を進めていきます。

第6章 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がいのある人をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが重要です。

①障がいのある人

障がいのある人は自分が人生の主演であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。

また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を発揮して自立をめざし、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。

②市民

障がいの特性に関する正しい知識を取得し、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人が自立した社会生活を送るための支援を行い、必要な情報を届けるほか、災害時の支援や、誰もが参加できるような地域行事等を企画するなど、お互いに助け合う地域づくりに努めていくことが求められます。

③障がい者団体・障害福祉サービス等事業者

障がい者団体は、障がいに対する理解の促進や障がいのある人やその家族等との交流の場づくり、社会参加の支援等を行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、市民の障がいに対する理解促進、障がいのある人の生活の向上に向けた行政等に対する働きかけなど、さまざまな取り組みを行っていくことが重要となります。

また、障害福祉サービス等事業者は、障がいの特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの質の向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

④企業等

障がいのある人が社会的に自立した生活を営むためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業等においては、障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりや雇用条件の整備、従事できる職種の確保に取り組む必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合には、可能な限り柔軟に対応することが望まれます。

⑤市

障がいのある人やその家族等のニーズの把握に努め、必要な人に必要なサービスを提供するとともに、関係機関などとの連携のもと、各種施策を一体的に推進し総合的な福祉の向上をめざします。

また、地域における支え合いの環境を構築し、障がいのある人のまちづくりへの参加を促進するとともに、市民や企業などに対して、障がいや障がいのある人についての正しい理解の促進に努めます。

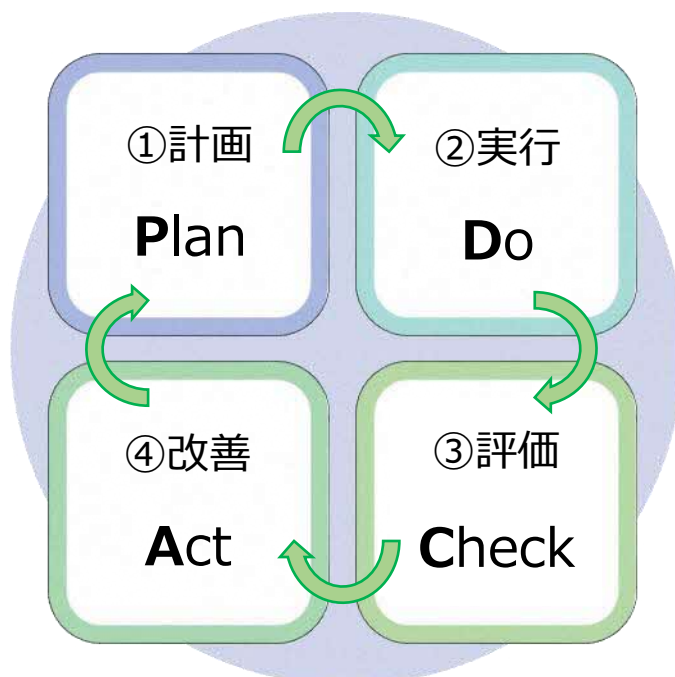
(2) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況および成果指標の達成状況などについて点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

<PDCA サイクルとは>

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

■ PDCAサイクルのイメージ図



■ P D C Aの具体的内容

	内 容
計画 (Plan)	<p>■計画の策定</p> <p>各種調査等を通じて市の課題を把握し、必要と思われる施策を設定するとともに、成果目標やサービス見込量を定めます。</p>
	<p>■計画の実行</p> <p>策定した計画に基づいて施策を進めていきます。</p>
評価 (Check)	<p>■検証シートを活用した施策の進捗評価</p> <p>検証シートを活用して、成果目標の達成状況やサービス提供実績の進捗状況を評価の上、施策実行における課題や今後の方向性などを把握します。この評価は毎年度実施します。</p>
	<p>■障害者施策推進協議会での評価報告ならびに内容の検討</p> <p>評価結果については、障害者施策推進協議会で報告し、検証や分析を行います。</p>
改善 (Act)	<p>■評価に基づく施策内容の修正</p> <p>一連の評価を通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立案を行います。</p>
	<p>■全体評価に基づく第7次計画の見直し</p> <p>全体評価の結果を踏まえ、必要な場合は計画の方向性の検討などを行います。</p>

資料

1. 市内の障害福祉サービス事業所等一覧（令和2年10月末現在）

（1）訪問系サービス

事業所名	所在地	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護
さわやか北摂	水明台1-2-49	○	○	○	
すこやかサービスセンター	火打1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階	○	○	○	
プラスワンケアサポート 株式会社	栄町25-1 アステ川西5階	○	○	○	○
有限会社たお	栄根2-24-7	○	○		
ニチイケアセンター川西	中央町3-2 川西北ビル5階	○	○	○	
ほっとあんしんケアセンター	美園町1-26	○	○		
訪問介護事業所 フルライフケア川西	久代4-5-33 メゾン八重101	○	○		
カインドひばりケア	南花屋敷3-3-18 サンハイツ102	○	○	○	
おたふく訪問介護サービス	下加茂1-24-17	○	○		
マザーケアヘルパーステー ション川西	中央町13-8-303	○	○		
ひかり介護	南野坂2-7-2	○	○	○	
ヘルパーステーション すまいる	見野2-36-11 YKビル304	○	○		
アイヘルパーステーション	鼓が滝1-2-9	○	○	○	
ケアサポートシリアスプラン	萩原1-15-3 横田文化3-20号室	○	○		

事業所名	所在地	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護
えむ介護サービス	東畦野 5 - 1 4 - 8	○	○		
あきホームケア川西	中央町 1 3 - 1 0	○	○		
ヘルパーステーション すまいる歩	出在家町 1 8 - 2	○	○		
ニチイケアセンターただ桜木	多田桜木 2 - 1 0 - 3 7 来田ビル 2 階 8 号	○	○		
サポートつなぐ	滝山町 7 - 7	○	○		
リリースサポート	東多田 3 - 5 - 1 7 - 1 0	○	○		
ぶどうの木	湯山台 1 - 3 6 - 1 3	○	○		

(2) 日中活動系サービス

事業所名	所在地	生活 介護	就労継 続支援 A型	就労継 続支援 B型	就労移 行支援
川西作業所	小戸 3 - 1 2 - 1 0			○ 3 5 人	
小戸作業所	小戸 3 - 1 2 - 1 0	○ 4 0 人		○ 2 0 人	
ハピネス川西 デイサービス	加茂 3 - 1 3 - 2 6	○ 2 0 人			
川西市障害者共働作業所 あかね	火打 1 - 1 2 - 1 6			○ 2 0 人	
ひまわり荘	湯山台 2 - 4 6	○ 2 0 人			
むぎのめ作業所	火打 1 - 1 2 - 1 6			○ 2 0 人	

事業所名	所在地	生活 介護	就労継 続支援 A型	就労継 続支援 B型	就労移 行支援
福祉作業所りんどう	美園町12-11			○ 20人	
ハピネス川西作業所	加茂3-13-26	○ 65人		○ 25人	
ドリーム甲子園 川西事業所	栄根2-20-2			○ 20人	
あったかほーむ	清和台東5-2-7	○ 10人			
就労継続支援事業所 川西もみの木	清和台東4-3-18			○ 10人	
クローバー	火打2-10-8		○ 20人		
みつぼし 川西店	平野3-2-5		○ 10人		
地域生活支援かわにし 生活介護事業所	滝山町7-7	○ 10人			
畦野作業所	東畦野4-9-8	○ 13人		○ 13人	
わくわくわ〜く生活川西	滝山町9-4	○ 15人			
ふおーふーむ	東多田2-5-19			○ 20人	
MIX CAFE	火打2-8-18 センターヒルズビル 101			○ 12人	
アソシア・ジョブ川西	久代3-16-30			○ 20人	○

(下段は定員を表しています。)

(3) 短期入所

事業所名	所在地	定員
美園ホーム	美園町 1 2 - 1 1	7人
特定非営利活動法人ぴあの	清和台東 2 - 3 - 4 6	3人
ショートステイむーのおうち川西	滝山町 9 - 4	5人
ハーモニー	清和台東 5 - 2 - 7	2人
あかねホーム	東多田 1 - 5 - 1	4人
久代ホーム	久代 3 - 3 0 - 1 1 - 2 0	4人
ショートステイ大和西	大和西 1 - 5 0 - 5	1人
地域生活支援かわにしホームたきやま ショートステイ	滝山町 7 - 7	1人
ショートステイ第2大和西	大和西 5 - 1 0 - 7	1人
ライフエール	久代 4 - 5 - 3 4	2 3人
あいあい	平野 1 - 2 5 - 1 0	3人
ウィズ東畦野	東畦野 5 - 1 4 - 8	6人

(4) 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	所在地	定員
NPO 法人みちホーム	鶯台 1 - 2 3 - 7	1 0人
社会福祉法人円勝会ドリーム甲子園 川西ホーム事業	緑台 6 - 3 - 7	8人
あかねホーム	東多田 1 - 5 - 1	8人
大和西ホーム	大和西 1 - 5 0 - 5	1 2人

事業所名	所在地	定員
久代ハウス	久代 2-5-40	10人
地域生活支援かわにしホームたきやま	滝山町 7-7	17人
ライフエール	寺畑 2-3-6-101	23人
ミューズ川西	大和東 1-15-7	4人

(5) 障害児通所支援

事業所名	所在地	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
川西さくら園	小戸 3-12-10	○ 50人		○
さくらんぼ	小戸 3-12-10	○ 25人	○ 5人	
児童デイサービスぴのつきお	東多田 1-25-1	○	○	
		10人		
きしゃぼっぼ川西	出在家町 9-2	○	○	
		10人		
すまいる・きっず	清和台東 2-2-83		○ 10人	
児童デイサービスきらら。	水明台 4-2-6	○	○	
		10人		
児童デイサービス未来花	東畦野 1-1-1		○ 10人	
はあとのきゃんばす	萩原 2-12-15	○ 10人	○ 10人	
オルゴール	久代 2-9-5		○ 10人	
夢ポケットティンクル	大和西 2-23-8		○ 10人	

事業所名	所在地	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
おひさまdekiru	清和台西2-7-60	○	○	
		10人		
未来花平野	緑台3-3-22		○	
		10人		
たち	鼓が滝1-2-23-2階	○	○	○
		10人		
にゃんぶキッズ	東多田1-3-17 2F	○	○	○
		10人		
みつばのきゃんばす	萩原2-12-16-1		○	
		10人		
Teamきずな	久代2-9-1-2階		○	
		10人		
くるみ	加茂1-15-19-4		○	
		10人		
児童デイサービス・アニマ ートかわにし	萩原台西3-1-2-1 -103	○	○	
		10人		
カリヨン	久代2-6-14		○	
		10人		
ハーティワン	けやき坂2-6-8	○	○	
		10人		
ぐり'Z	滝山町5-11 2号室		○	○
		10人		
ぶるーべりー川西	緑台4-9-5	○		
		10人		
アートチャイルドケア SED スクールイオンタウン 川西	多田桜木1-4-1 イオンタウン川西2階 208	○		
		10人		
ハーティワンクローバー	けやき坂2-20-9	○	○	
		10人		
カルティボキッズ	西多田1-16-28 ポンデルージュ101	○	○	
		10人		

事業所名	所在地	児童発達支援	放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援
きしゃぽっぽ愛	鶯台1-14-2	○	○	○
		10人		
Team りあん	栄根2-14-2		○	
			10人	
ぴあの	清和台東2-3-46		○	
			10人	
児童発達支援すぴーる	出在家町4-4	○		
		10人		
夢ポケット笑心 nico	大和西2-19-2		○	
			10人	
スマスポ川西校	栄根2-20-1	○		
		10人		

(6) 計画相談支援・障害児相談支援

事業所名	所在地
川西さくら園	小戸3-12-10
ハピネス川西相談支援事業所	加茂3-13-26
プラスワンケアサポート株式会社	栄町25-1 アステ川西5階
相談支援センターCompassion	出在家町7-24
地域生活支援かわにし相談事業所	滝山町7-7
アソシア・ソーシャルサポート川西	久代3-16-30
居宅介護支援事業所フルライフケア川西	久代4-3-5
川西市障がい者基幹相談支援センター	火打1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階

(7) 地域生活支援事業

①地域活動支援センター

事業所名	所在地
裸足の楽園	中央町 6 - 1 1
ふれんど	小戸 1 - 7 - 9
障害者地域活動支援センター ふれあいわかば	小戸 2 - 5 - 1 1
あいらんど	小花 2 - 7 - 1 - 1 0 7
地域活動支援センター ジョイントハート	平野 1 - 4 - 5
プレイす 晴々	出在家町 7 - 2 4

②移動支援

事業所名	所在地
さわやか北摂	水明台 1 - 2 - 4 9
プラスワンケアサポート株式会社	栄町 2 5 - 1 アステ川西 5 階
すこやかサービスセンター	火打 1 - 1 2 - 1 6 キセラ川西プラザ福祉棟 1 階
有限会社たお	栄根 2 - 2 4 - 7
サポート・ハピネス	加茂 3 - 1 3 - 2 6
あかねっと	火打 1 - 1 2 - 1 6
ニチイケアセンター川西	中央町 3 - 2 川西北ビル 5 階
マザーケアヘルパーステーション川西	中央町 1 3 - 8 - 3 0 3
アイヘルパーステーション	川西市鼓が滝 1 - 2 - 9
ヘルパーステーション歩	出在家町 1 8 - 2
ニチイケアセンターただ桜木	多田桜木 2 - 1 0 - 3 7 来田ビル 2 階 8 号室

③日中一時支援

事業所名	所在地	定員
なな☆てんとう想作館	滝山町 9 - 4	14人
美園ホーム	美園町 12 - 11	6人
特定非営利活動法人ぴあの	清和台東 2 - 3 - 46	9人
ひだまり	清和台東 5 - 2 - 7	5人
みらいばな	緑台 3 - 5 - 10	6人
夢ポケット キャンディ	大和西 2 - 23 - 9	6人
あいあい	平野 1 - 25 - 10	10人

④訪問入浴サービス

事業所名	所在地
りんどう訪問入浴介護サービス	多田桜木 2 - 10 - 38
ニチイケアセンター川西	中央町 3 - 2 川西北ビル5階

2. 計画の策定経過

日程	会議名等	内容
令和2年7月20日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市障がい者プラン2023の進捗状況について ・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について ・アンケート調査の結果(速報値)について
令和2年10月13日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について ・アンケート調査結果報告書について
令和2年11月19日	障害者施策推進協議会	・「障がい者プラン2023」中間見直し(素案)について
令和2年11月26日	障がい者自立支援協議会	・「障がい者プラン2023」中間見直し(素案)について
令和2年12月28日 ～令和3年2月1日	意見提出手続 (パブリックコメント)	・市民等を対象に計画案に対する意見を募集
令和3年3月23日	障害者施策推進協議会	・「川西市障がい者プラン2023」中間見直し(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について
令和3年3月31日	障がい者自立支援協議会	・「川西市障がい者プラン2023」中間見直し(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について

※令和2年度の障がい者自立支援協議会は、書面による協議をもって、開催に代えさせていただきました。

3. 川西市障害者施策推進協議会委員名簿

区分	氏名 (敬称略)	所属する団体等	備考
学 識 経 験 者	安田 未廣	川西市社会福祉協議会 会長	会長
〃	津田 英二	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	
〃	福島 健太	弁護士	
〃	岸 敬三	市立川西養護学校 校長	副会長
社会福祉団体の代表者	秋山 博	川西市身体障害者福祉協会 会長	
〃	篠木 玲子	川西市身体障害児者父母の会 会長	
〃	森寺美由紀	川西市手をつなぐ育成会 理事長	
〃	寺田 隆夫	むぎのめ家族会 会長	
障 が い 当 事 者	中西 敦久	公募委員	
	蒲原 綾子	公募委員	
市 議 会 議 員	中井 成郷	川西市議会議員	令和2年10月 27日まで
〃	北野 紀子	川西市議会議員	令和2年10月 27日から
障害者の福祉に関する 事業に従事している者	中谷 美江	ハピネス川西作業所 施設長	
〃	渡邊 真司	川西市障がい者基幹相談支援セン ター 所長	
市長が必要と認めた者	田 寛一	川西市医師会	
〃	今村 嗣子	川西市歯科医師会	
〃	喜谷千恵美	川西市商工会 専務理事	
〃	西垣 通豊	川西市人権教育協議会 副会長	
〃	宮本 純治	伊丹公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	

4. 川西市障害者施策推進協議会規則

昭和 52 年 4 月 1 日

川西市規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が協議すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、川西市の障害者に関する施策の実施状況の調査その他障害者に関する施策に関する重要事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 市長は、障害者施策に関する重要事項を専門的に調査及び研究をする必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員の任免)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉団体の代表者
 - (3) 市議会議員
 - (4) 障害者
 - (5) 障害者の福祉に関する事業に従事している者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 専門委員は、当該事項に関する調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命をうけて、所掌事務について、委員を助ける。

(部会)

第8条 協議会は、障害者に関する施策に関する重要事項を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会の議決は、協議会に報告し、協議会において承認を受けなければならない。
- 7 第6条の規定は部会において準用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(公印)

第10条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法 (センチメートル)	用途	個数	管守者
川西市障害者施策推進協議会長之印	方2. 1	会長名をもって する文書	1	福祉部障害福祉課 長

- 2 公印の取扱いについては、川西市公印規則（昭和39年川西市規則第13号）の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

5. 川西市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 1 日

川西市告示第 18 号

(設置及び目的)

第 1 条 障害者及び障害児が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、中立かつ公平な相談事業の実施、地域の関係機関の連携強化及び社会資源の開発、改善等を推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、川西市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、地域の障害者福祉に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、川西市職員並びに別表に掲げる団体及び機関等から選出された者(以下、「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 市長は、構成員のうち必要と認める者を、任期を定め、常任委員として委嘱又は任命することができる。
- 3 協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(運営会議)

第 6 条 協議会は、協議会を円滑に運営するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、構成員のうち会長が指名する者をもって構成する。

(部会の設置)

第 7 条 協議会に、必要に応じて、分野別の部会を設けることができる。

2 前項に定める部会の設置その他部会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 協議会における個人情報の共有は、障害者及び障害児への適切な支援等を図るためのものであり、構成員は、正当な理由なく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

別表（第3条関係）

社会福祉法人川西市社会福祉協議会
川西市民生委員児童委員協議会連合会
川西市身体障害者福祉協会
川西市身体障害児者父母の会
特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会
むぎのめ家族会
伊丹公共職業安定所
兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所
兵庫県立こやの里特別支援学校
阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーター
兵庫県介護支援専門員協会川西支部
川西市障がい者自主製品販売促進委員会
川西市障がい者基幹相談支援センター
ハピネス川西相談支援事業所
川西さくら園

川西市障がい者プラン2023（中間見直し）

令和3年3月策定（令和3年4月発行）

編集・発行／川西市 福祉部 障害福祉課

兵庫県川西市中央町12番1号（〒666-8501）

電話：（072）740-1178

FAX：（072）740-1311

E-mail：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp

この冊子は市役所内で印刷しています。

川西市障がい者プラン

2023

中間見直し

みんなとつながる安心と共生の社会の実現



時代が変わる。川西を変える。

さあ、かわにし^新時代へ。